

# 中国における造船産業に関する 政策・法規制調査報告書

2008年3月

社団法人 日本中小型造船工業会

## はじめに

中国政府は造船産業を国家の戦略産業と位置づけ、中長期的視点から自国造船業の育成策を講じている。具体的には、現在、各地で中央政府又は地方政府の指導・支援のもと、新造船基地の建設プロジェクトが進められており、中国全体として2015年には建造能力を年間2,400万DWTにする計画である。なお、これらの造船施設のうち、中国造船業の中核を占める大型船建造ヤードについては、中央政府の許可に係らしめることにより、一部の例外を除き、実質的にCSSCとCSICという二つの国有造船企業集団の独占状態となっている。加えて、税制上の優遇措置を差別化することにより、中国籍の外航船についてもCSSCとCSIC参加の造船所以外では実質的に建造が難しい状態となっている。

また、外資による対中直接投資プロジェクト（注：「外商投資」と呼ばれている。造船関連事業も含め全ての業種が対象となる。）の場合には、こうした事業許可に加え「外商投資ガイドライン」に基づき、投資対象業種を奨励、許可等の4つに分類のうえ、プロジェクトの性質と投資総額に応じて認可部門を中央又は地方政府に割り振っている。なお、当ガイドラインに基づき奨励業種に分類される事業に関しては設備輸入に関する関税免除等の優遇措置が設けられたり、業種によっては投資比率に関する中国側のマジョリティー規制等も設けられるなどの差別化も行われている。

こうした事業関連法制に加えて、ここ数年の国内における中小型船建造ブームの過熱に伴う低品質船舶の粗製乱造とこれに起因する事故発生を契機に、造船所の設備、人員に関する技術基準が新設された。この他にも、工員の溶接技量水準に係る資格試験の実施、工場に対する環境汚染防止規制など、造船業に係る法制は、複数の官庁が各種法制に基づき許認可や、技術基準を重層的に適用する複雑な体系となっており、法の運用基準が非公開であるということが相まって、中国の造船関連法制は非常にわかりにくいものとなっている。

一方、最近では、日本、韓国の造船関連事業者による中国への直接投資も散見されており、中国の造船関連法制については海外の造船関連事業者においても、とみに関心の高いテーマとなっている。

このような状況のもと、本報告書では、中国における造船事業に適用される各種法制を調査、整理するとともに、併せて地方政府による実際の運用状況について取り纏めているが、対中直接投資を検討する今後の我が国造船関係者の参考に資することができれば幸甚である。

ジェトロ・大連事務所船舶部  
（社団法人日本中小型造船工業会共同事務所）  
ディレクター 小玉 真一

## 要 約

近年、中国造船業は急速な成長を遂げてきた。優れている投資環境に導かれ、数多くの外資企業は中国に進出しようとしている。しかし一部の外資投資プロジェクトは中国造船業の政策と法規制に制限され、途中で中止せざるを得ないことがしばしば発生している。外資企業が中国造船業へ順調に進出できるようにサポートするため、本報告書を作成する。

本報告書の主要内容は、以下のようにまとめる。

- 1 中国造船業に影響を与えている主な産業政策には「船舶工業中長期発展計画（2006年 - 2015年）」、「第11次5ヵ年計画における船舶科学技術発展計画要綱」、「第11次5ヵ年計画における船舶装備業の発展計画に関する要綱」と「全面的に現代造船モデルを構築するための行動要綱（2006年 - 2015年）」、「第11次5ヵ年における船舶工業発展の指導原則及び措置」、「現代的な造船モデルの構築を加速するための指導意見」などが含まれている。

今後、中国では環渤海地区、長江デルタ地区と珠江デルタ地区に三つの大型造船産業集群区を建設し、技術導入、提携による建造などの方式を取り入れ、液化ガス（LNG）船、高速大型コンテナ船、ローロー船及び豪華旅客船など高技術と高付加価値の船舶を発展させる計画である。

バラ積み船、コンテナ船、石油タンカーなど三つの主流船型に対し、優良化開発及び次世代製品の開発が行われる。船用動力装置、甲板機械を優先的に発展させ、低速ディーゼルエンジクランクシャフト、船用大型鋳物及び鍛造物、ボイラー、発電機など製品の発展も大きく注力する動きである。

- 2 全ての外資投資は「外資投資産業指導目録」に従って行わなければならない。最新版の「外資投資産業指導目録」は2007年に改正を行い、12月1日より実施されることとなった。「外資投資産業指導目録」には外資投資プロジェクトを「奨励類」「制限類」と「禁止類」という三つの種類に分けた。奨励類とされた造船産業プロジェクトは以下9つである①ハイテク船舶及び海洋工学設備の設計（合弁、合作に限る）②船舶（ブロックを含む）及び海洋工学設備の修理、設計及び建造（持株中国側）③船舶中低速、高速ディーゼルエンジンの設計（合弁、合作に限る）④船舶ディーゼルエンジン部品の設計及び建造（合弁、合作に限る）⑤船舶中低速ディーゼルエンジン及びクランクシャフトの設計と製造（持株中国側）⑥船用操縦室機械、甲板機械の設計及び製造（相対持株中国側）⑦船舶通信ナビゲーター設備の設計及び製造⑧船舶通信設備、船舶電子ナビゲーター設備、船用レーダー、電気コンパス自動操舵装置、船舶内部放送設備などの設計及び製造⑨遠洋漁撈船、遊覧船の設計及び建造（合弁、合作に限る）。制限項目にされたものは一般船舶（ブロックを含む）の修理、設計及び建造（持株中国側）プロジェクトである。禁止類に該当するものは含まれていない。
- 3 船舶工業中長期発展計画(2006年-2015年)には、外資企業の設立に関する規定を詳しく定めた。造船（ブロックを含む）と船用中低速ディーゼルエンジン及びクランクシャフト関連の新規の中外合弁生産企業に対し、中国側の持株率は51%を下廻っては

ならない。技術センターを設立し、外資側からの技術供与を理解し、取入れなければならないと定めた。外国資本が投資し、船舶関連製品の研究開発機構及び船用設備生産企業を設立する場合は持株率の制限はない。

注釈：海外企業、国内外資独資企業、外資持株の合弁企業が再建する又は国内造船所、船用中低速ディーゼルエンジンの生産企業を合併する場合は、新規合弁企業として見なされる。

同計画には、外国資本が投資した新規大型造船施設プロジェクトに対し、下記の二つの条件を満たすよう定めた。

- プロジェクト投資総額の最小限度は 20 億元であり、プロジェクト資本金が固定資産投資総額に占める割合の最小限度は 40% であること。
- 現代的な総組み造船モデルの要求に従い、工場及びプロセスの設計を行うこと。

4 外資投資プロジェクトはその申請において、「国务院の投資体制改革に関する決定」と「政府審査確認の投資プロジェクト目録」の規定に従わなければならない。2004 年 10 月 9 日から、中外合弁、中外合作、外資独資及び外資による国内企業の買収、外資投資企業の増資など各種外資投資プロジェクトに対し、中国投資管理部門は従来の審査許可制度を廃止し、審査確認制度を打ち出した。即ち、従来では外資投資プロジェクトに関する提案書と F/S 報告書を審査しなければならなかったが、現在ではプロジェクト申請報告を審査するだけとなった。「外資投資産業指導目録」には、各種の外資投資プロジェクトに応じて審査の政府機関を定めた。

投資総額（増資を含む）が 1 億米ドルを上回る奨励類のプロジェクトに対しては国家発展改革委員会が審査を行い、投資総額（増資を含む）が 5000 万米ドルを上回る制限類のプロジェクトに対しては国家発展改革委員会が審査を行う。国が規定した限度額を超えないよう、投資が制限され、又は定額管理、許可証管理が必要な外資投資企業の設立及び変更事項、大型外資投資プロジェクトの契約書、定款及び法律に関わる重大な変更事項（増資減資、持分の譲渡、合弁）に対しては商務部が審査を行う。上記のプロジェクト以外の外資投資プロジェクトに対しては地方政府が関連法規に従い、審査を行う。そして、造船プロジェクトの審査に関し、下記の規定が定められている。

10 万トン DWT 以上の新規造船施設（船台、ドック）及び新規民生船用中低速ディーゼルエンジン生産プロジェクトの場合、投資金額に関係することなく（即ち、投資規模の大きさに拘わらず）、全てのプロジェクトの審査は国务院傘下の投資主管部門に申請しなければならない。

5 造船及び船用設備関連の外資投資に関する税收政策は下記の通りである。

「中華人民共和国における企業所得税法」は 2008 年 1 月 1 日より実施することとなった。新しい税法には中国国内企業と外資企業の所得税率を 25% に調整し、統一した。「外資投資産業指導目録」に示された奨励類外資投資プロジェクト及び「中西部地域における外資投資優勢産業目録」に示された産業業種である外資投資プロジェクトに対し、税関総署、国家発展改革委員会、財政部、商務部が公告した 2007 年第 35 号公式文書に基づき、投資総額以内の自社用設備及び関連技術、関連部品、備品（以下は自用設備と称する）（「外資投資プロジェクト免税不可の輸入商品目録」に挙げられた商品を除く）を輸入する際に、関税及び輸入環節増値税を免除する。

「部分商品輸出税還付率の引き下げに関する通知」財税[2007]90号に基づき、2007年7月1日より、ブロック船舶と非機動船舶の輸出税還付は完全に取消されることになった（従来の政策には船舶ブロックの輸出税還付率は17%、非機動船舶の輸出税還付率は11%であった）。船用ハッチカバー、船用錨及び海洋プラットフォーム係留錨の輸出税還付率は13%から5%に、ディーゼルエンジンの輸出税還付率を従来の17%から9%に引き下げられた。

- 6 新規造船所の建設に関する基本要件及び関連施設の基準には「船舶生産企業生産条件基本要件及び評価方法」（以下は「造船所評価基準」と称する）、「国防科学技術工業委員会がいち早く現代的な造船モデルを構築するための指導意見」などがある。造船の品質制御と管理には「中国造船品質基準」と現在編成中の「船舶生産許可管理条例」などの法規制がある。

# 目 次

1. 中国造船業における主要政策・法規制	3
1.1 中国造船業における主要産業政策・法規制	3
1.1.1 中国造船業における主要政策	3
1.1.2 中国造船業における主要法規制	13
1.2 中国造船業に関する主要投資政策・法規制	17
1.2.1 中国造船業に関する主要投資政策	17
1.2.2 中国造船業における主要投資法規制	19
1.3 税収、土地、人材、融資に関する政策・法規制	20
1.3.1 中国造船業における税収政策	20
1.3.2 造船関連土地使用に関する法規制	22
1.3.3 造船産業における人材関連の法規制	23
1.3.4 造船に関する融資政策	25
1.4 船舶関連法規制の実行状況及び策定動向	26
1.4.1 船舶関連法規制の実行状況	26
1.4.2 船舶関連法規制の策定動向	28
2. 中国造船業における外資投資関連政策・法規制及び審査手順	30
2.1 中国造船業における外資投資政策の変遷	30
2.2 中国造船業における外資投資優遇政策	32
2.3 内外資企業の税収統合	33
2.3.1 政策背景及びこれまでの問題点	33
2.3.2 新しい「企業所得税法」	34
2.4 外資投資プロジェクト審査確認及び企業設立の審査手順	35
2.4.1 外資投資プロジェクトの審査確認	36
2.4.2 外資投資企業の設立及び審査手順	38
3. 中国主要造船基地における外資投資優遇政策及び事例	45
3.1 中国主要造船基地における外資投資優遇政策	45
3.2 中国造船業における外資投資の事例	47
3.2.1 青島現代造船有限公司	47
3.2.2 サムスン重工（寧波）有限公司	48
3.2.3 STX（大連）重工有限公司	49
3.3 中国造船業における外資投資の現状	51
3.3.1 概況	51
3.3.2 中国造船業における外資投資の動き	52
3.4 中国三大造船地域における主要造船基地の動き	54

4. 造船関連技術基準・規定	55
4.1 中国新規造船所に対する基本要件	55
4.1.1 一般要件	56
4.1.2 生産管理	56
4.1.3 人員	56
4.1.4 計量検査要件	57
4.1.5 生産施設要件	57
4.1.6 生産設備要件	59
4.2 造船設備に関する基準	59
4.2.1 生産施設	59
4.2.2 生産設備	61
4.3 中国の造船品質基準	64
4.3.1 中国の造船品質基準	64
4.3.2 その他出版物	65
4.4 中国造船所及び造船設備における環境保護の法規制及び基準	71
5. 中国主要造船所リスト	77

## 前 書

近年、中国造船業は景気の上昇に伴い、造船業の規模を表す造船竣工量は毎年新記録に書き換えられ、急速な成長ぶりを見せている。中国船舶工業統計年鑑のデータによると、2002年では、中国における造船竣工総量は417万DWTしかなかったが、その後、毎年平均増加率50%で上昇し、2006年では、1452万DWTとなった。

また、イギリスClarkson研究所の統計データによると、2002年から2006年にかけて、中国造船業の国際市場シェアは上昇している。造船竣工量、新規造船受注量、手持ち工事量の国際市場シェアは、2002年では8.6%、13.4%と13.2%であったが、2006年では19%、30%と24%となった。

中国造船業の著しい成長ぶり及び楽観的な将来性に導かれ、多くの外資企業が中国に進出し、造船所の投資に乗り出した。例えば、サムスン重工寧波ブロック廠、大宇造船海洋（山東）有限公司などがある。

中国国内の造船所も造船施設を拡張して生産能力を高めるために、グループの資産を統合・再編したり、株式上場または株券の公開発行（IPO）を通じて資金募集をしたりして、様々なルートを利用して資金を調達するように試み、規模の拡大を図っている。

中国船舶重工集団(CSIC)は資金調達を図るため上海証券株式市場に上場しようとしており、中国船舶工業集団(CSSC)は上海証券株式市場に上場しているが、さらに香港証券株式市場に上場することを試みている。江蘇熔盛重工集団有限公司、江蘇太平洋造船集団有限公司など5つの私営造船所も規模を拡大するため、証券株式市場への上場タイミングを模索しているようである。

一方、中国の一部地域の造船工業においては、さまざまな不法造船及び「浜辺造船」現象が見られ、うち、重慶市、江蘇省、浙江省、安徽省、福建省、山東省、湖北省、広西省など八つの地域が特にひどい現状にあった。それ故に、2005年から2006年にかけて、交通部、国防科学技術工業委員会、農業部、安全監督管理総局など四つの政府部門は共同で「中国における低品質船舶への専門取締活動に関する方案」及び「中国における低品質船舶への専門取締活動の強化に関する通知」を打ち出し、中国各地域の船舶業界管理部門は海事、船舶検査、漁業検査などと協力し合い、各地域の状況に合わせて最適な取り組みを行ない、造船所への管理を強化するように要求した。

中国造船業を順調に発展させるため、中国政府は造船業への投資において一連の政策、法規制を作成して公表した。うち、今後の中国船舶工業に最も大きな影響を与える政策としては中国国防科学技術工業委員会と国家発展改革委員会により共同発表された「船舶工業中長期発展計画(2006年-2015年)」であり、2006年から2015年までの10年間の中国造船業の重要な指針と位置付けられている。又、造船所及び造船品質を規範とするため、国防科学技術工業委員会より中国初の「造船所評価基準」が公表され、新規建設の造船所に対し基本的な生産条件が規定された。中国の造船業はこれから秩序のある道を辿ろうとしている。

中国造船業への外資投資が順調になるようサポートするため、本報告書は以下四つの部分に分けて報告する。

一つ目は中国造船業に関する主要政策・法規制

二つ目は中国造船業における外資投資に関する政策・法規制及び審査手順

三つ目は中国主要造船基地における外資投資優遇政策及び事例

四つ目は造船所・造船設備関連基準及び環境基準である。

# 1. 中国造船業における主要政策・法規制

外国資本が中国造船市場に順調に進出するためには、中国造船関連の政策・法規制を十分に理解し、熟知した上で、中国政府に奨励され、許可されている造船投資プロジェクト及び船舶製品を明確に把握し、更に中国政府に制限され又は禁止されている造船投資プロジェクト、及び船舶製品に対し十分な注意を払わなければならない。以下は、中国国内全体の造船関連政策・法規制について四つの方面からまとめて報告する。

第一は、中国船舶業界における産業政策・法規制の全体状況について報告する。ここで中国造船産業における今後の産業発展計画、目標及び具体的な取り組み、方案などが読み取れる。うち、中国「船舶工業中長期発展計画」は中国造船業発展の重要な指針と位置付けられており、中国造船業の産業計画、発展目標などを明確にしている。今後、中国造船業は「船舶工業中長期発展計画」を中心に発展していくと見られる。

第二は、中国造船業における主要投資政策について報告する。中国造船業における投資管理政策は「船舶工業中長期発展計画」の中に明記され、「産業構造調整指導目録」を加えて、今後の投資方向が読み取れる。

第三は、中国造船業における税収、土地、人材、融資に関する政策・法規制について調べ、報告する。近年、中国政府は輸出還付税に対し大きく調整し、「船舶工業中長期発展計画」に含まれていない投資プロジェクトの造船用候補土地に対し、造船禁止用地を明確に定めている。

第四は、最近の中国政府が公表した船舶関連政策・法規制の実施状況及び今後の公表予定の船舶関連政策・法規制の動きについて報告する。

## 1.1 中国造船業における主要産業政策・法規制

### 1.1.1 中国造船業における主要政策

近年、中国政府は中国の造船業を順調に発展させるため、一連の産業政策を打ち出した。うち、「船舶工業中長期発展計画（2006年～2015年）」は今後中国造船業の重要な指針と位置付けられており、今後の発展目標、技術の発展方向、重点発展製品などについて明確にし、2006年から2015年までの重点造船プロジェクト及び主要造船基地の建設・発展目標について明記している。

そのほかに「現代造船モデルを全面的に構築するための行動要綱（2006年～2010年）」、「船用機械産業における第11次5ヵ年発展計画要綱」など政策も公表されているが、いずれも「船舶工業中長期発展計画」を中心に策定されている。

総じて言うと、バラ積み貨物船、オイルタンカー、コンテナ船など三大船型の総合造船力を世界レベルまでアップさせ、環渤海地区、長江デルタ地区と珠江デルタ地区など三大造船基地を重点的に造船産業の中心基地とし、船用中低速ディーゼルエンジンの国産化を加速させ、船用機械の国産化搭載率（価値換算）を

2010までに60%以上に引き上げ、

2015年までに80%以上に引き上げ、主力造船所の近代化造船モデルの構築を加速さ

せて総組立建造能力を高め、建造周期において対日韓との格差を今までの 1/3～1/4 まで短縮することが、今後の中国造船業全体の発展方向における政策の中心となっている。

中国造船業に大きな影響を与えている主要政策について、以下にまとめて紹介する。

番号	主要政策
(1)	「船舶工業中長期発展計画（2006年～2015年）」
(2)	「船舶科学技術発展に関する第11次5ヵ年計画綱要」
(3)	「近代化造船モデルを全面的に構築するための行動綱要（2006年～2010年）」
(4)	「船用機械産業における第11次5ヵ年発展計画綱要」
(5)	「中華人民共和国の国民経済と社会発展に関する第11次5ヵ年計画綱要」
(6)	「国防科学技術工業における科学・技術中長期発展計画綱要（2006年～2020年）」
(7)	「国防科学技術工業における第11次5ヵ年発展計画綱要」

### 1) 船舶工業中長期発展計画

公布機関：国防科学技術工業委員会と国家発展改革委員会

公布時間：2006年9月18日

実施時間：2006年9月18日

計画期間：2006年～2015年

主な内容：

#### (1) 発展目標

- 同計画では2010年まで及び2015年までの発展目標を以下の表の通り明確にしている。

名称	2010年までの目標	2015年までの目標
年間造船能力	2300万 DWT	2800万 DWT
年間建造量	1700万 DWT	2200万 DWT
船用中低速ディーゼルエンジンの年間生産能力	450万 kW/1100基	600万 kWと1200基
船用機械の国産化搭載率(価値換算)	60%以上	80%以上
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 自主開発・建造の主要船舶は世界先進水準に達することとする。</li> <li>② 競争力の強い船用機械メーカーを育成することとする。</li> <li>③ 生産効率においては、主力造船所は総組立造船モデルを構築し、造船期間を世界先進レベルに近づき、中小型造船所は現代造船モデルの枠組を構築し、造船効率を大幅に高めなければならない。全業界の平均造船効率において、対日韓の格差を1/3～1/4まで短縮しなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① ハイテク・高付加価値船舶の開発能力と建造能力を有する。</li> <li>② 主力造船所の生産効率を1.5工数/標準貨物船換算トン数(CGT)、3万DWT以上船舶の平均建造期間を9ヵ月、一人当たりの年間売上高を200万元に達することとする。</li> <li>③ 大手船用機械メーカーグループは船用機械の海外販売・サービスネットワークを設立することとする。</li> </ul>

- 2010年までに、中国で建造されたバラ積み貨物船、タンカーの世界市場シェアをそれぞれ第一位または第二位に上昇させ、コンテナ船の世界市場シェアを韓国に近づけ、LNG船の世界市場シェアを20%以上に上昇させ、ハイテク技術船舶の重要生産国になるよう計画し、中国造船所4～5社を世界造船業ランキングのトップ10位に、20社を世界造船業ランキングのトップ50位に入るよう努力しなければならない。
- 2010年までに、船用機械においては、主要船型での国産化平均搭載率を現在の46%から60%までに引上げ、バラ積み貨物船での国産化平均搭載率を70%以上に引上げ、船用メインエンジン、サブエンジンの製造術を世界先進レベルに近づけるようにする。

## (2) 技術発展計画

- 船型開発と設計技術を優先して発展させ、ブランド戦略を実施し、大型化、高速化、知能化技術に向けて発展させることとする。
- 自主研究開発、海外提携による設計、技術導入など様々な方式を取り組み、主力船舶と海洋工学関連設備の改良及び設計技術を全面的に掌握し、ハイテク及び高付加価値の船舶と海洋工学関連設備の設計能力、製造能力を育成することとし、船用設備の設計レベルと製造レベルをアップさせながら、次第に核心技術を掌握し、品目と規格を増加させることとする。
- 基礎技術、中核技術や共同性の高い技術の研究を強化し、技術力の貯蓄を増加させることとする。船舶機能と構造のデータベースを構築し、船舶線型と総合機能の高速最適化設計システムを開発し、推進、操縦、振動制御、騒音制御及び構造設計、構造計算などの技術研究を強化させることとする。
- 中国船舶工業技術基準体系を構築する。国内技術基準をタイムリーに作成・改定し、国際技術基準の協議・作成に積極的に立会い、中国技術基準と国際基準との全面的な統合を促進する。国際船級社協会(IACS)の発表したバラ積み貨物船、タンカーのための共通構造規則(CSR)を土台に、中国における同類製品の基準体系を速やかに構築するように研究し、中国の基本船型を確定することとする。
- 近代化造船技術を大幅に発展するように目指し、情報の収集、精益製造技術(トヨタ方式)の応用を強化し、海外の成功経験を参考にしながら、近代化造船モデルを普及するよう推進する。情報処理技術を十分に利用して製品の設計・生産及び経営管理方式を改革し、情報化レベルと対策能力を高め、造船周期を短縮するように努力し、造船コストの削減を図ることとする。

### (3) 重点的に発展させる製品

製品名称	発展方向
大型バラ積み貨物船、タンカー、コンテナ船	市場シェアを高め、次第に基準化、シリーズ化、ブランド化をし、中国船舶工業の主流製品となることとする。
液化ガス（LNG）船、高速大型コンテナ船、ローロー船及び豪華旅客船	ハイテク・高付加価値製品として技術の導入、ロット建造など方式を採用して発展させることとする。
海洋工学関連設備	研究・建造レベルを高め、深水化、大型化とシステム化に向かって発展させることとする。
船用動力装置、デッキ機械	優先的に発展させることとする。
低速ディーゼルエンジンのクランク・シャフト、船用大型鍛造物、ボイラー、発電ユニット	大幅に発展させることとする。
操縦室、積卸し設備及びナビゲーター	国産化生産能力を高めることとする。
船用鋼材、溶接材、塗装料、ケーブルなど関連製品	関連業界と提携して発展させることとする。 例えば、鉄鋼工業が製品の品目・規格を増やして船用鋼材の自給率を高める。大型船舶企業グループは鉄鋼、海運など関連産業の企業グループと連盟し、市場リスクに対する制御能力を向上させる。

### (4) 重点的に建設する三大基地

第 11 次 5 カ年計画期間中においては、その他の船舶工業の発展に配慮しながら、青島海西湾造船基地、上海長興造船基地と広州龍穴造船基地を重点的に建設する計画である。

今後、環渤海地区、長江デルタ地区と珠江デルタ地区は三つの造船産業の集積地となる。

	建造能力		主要内容
	2010年	2015	
環渤海湾地区	900万 DWT	1100万 DWT	大連、葫蘆島、青島など地域において、船舶工業の産業構造の再構築と一部企業の移転を行ない、大連船舶重工と渤海船舶重工を重点的に拡大させ、青島海西湾造船基地と中遠旅順造船基地を建設することとする。
長江デルタ地区	900万 DWT	1000万 DWT	上海地域における船舶工業の産業再構築と黄浦江沿岸の一部の造船所の移転を行ない、長興造船基地を重点的に建設し、中遠南通川崎船舶工程公司を拡大させることとする。
珠江デルタ地区	200万 DWT	300万 DWT	広州地域における船舶工業の産業再構築を行ない、龍穴造船基地を重点的に建設することとする。 隣接地域においては、福建泉州造船プロジェクトを重点的に建造することとする。

#### (5) 海外協力

- 多層にわたる国際協力と交流活動に取り組む。経済協力と発展組織（OECD）が新規造船協定に関する協議に参加し、中国船級社には国際船級社協会（IACS）が組織した技術協議と交流に積極的に参加し、バラ積み貨物船・タンカー共同構造規則（CSR）の協調、推進業務をやり遂げるなどの例が挙げられる。
- 船舶研究開発機関には、共同設計、技術コンサルタントなどの方式を通して、新製品の研究開発、国際船舶工業技術、法規及び基準の発展方向を把握しなければならない。
- 造船企業には、ブロック化艙装、効率高い溶接技術、ダイシングなど船舶建造に重要な技術と近代化造船生産管理技術を重点的に導入させ、理解させ、そして独自化するよう要求した。最新の生産方式に転換し、建造技術の水準及び生産効率を向上させなければならない。
- 海外の先進的な船用設備の製造技術を積極的に導入し、海外有力な船用設備製造企業からの投資を奨励する。中国船用設備の中堅企業には、国際市場の開拓に注力し、有力製品の国際市場シェアを引き上げるよう要求し、大型船舶企業グループには全体を見据えて計画し、船用設備の海外販売及びアフターサービスネットを設立するよう要求した。
- 海外会社には、中国国内に船舶、海洋工学関連設備、船用ディーゼルエンジン及び周辺製品を専門とする研究開発機関を設立するよう奨励した。
- 大型船舶企業グループには、海外で技術及び製品に優勢を持ち、潜在力を持つ設計専門会社、船用設備生産企業と販売サービス関連企業への投資、買収又は資本参加を行い、多国籍経営に取り組むよう支持した。
- 海外人材と技術の採用を重要視する。条件に適合する企業には海外の技術人材及

びプロのマネジメントを採用し、中国で技術指導及び企業管理することができる。実力のある企業は、海外で研究開発機関を設立し、地元の科学技術人材を採用することができる。

#### (6) 生産組織の近代化

- 造船企業には、近代化管理技術を積極的に採用し、生産組織を再構築させ、生産要素を合理的に配置させ、技術の複合型と中間製品生産の専門化を推進するよう要求した。
- 三大造船基地における主力造船所は、先立って先進的な総組み造船モデルを推行するよう奨励した。専門化生産の要求に従って、板材、管状資材、ケーブルなど大型材料の配送センターを設立させ、船用材料を定規格して入荷できるよう努めなければならない。鋳造、鍛造、熱処理及び電子化学処理プロセスの専門化加工センターを設立させ、部品の完成品入荷を実現させなければならない。
- 船舶企業グループと生産企業には、部門LANを早急に導入し、情報管理を普及させ、設計、調達、生産、販売、在庫管理、財務など生産経営の環節をリアルタイムにキャッチし、情報交換を強化させ、管理効率を高めるよう要求した。グループ企業内にはネット管理プラットフォームを十分に利用し、生産資料をまとめて調達し、資源を統合して配分するよう要求した。
- 開放的な協力装備体系を作り上げなければならない。船舶工業企業には、機械、電子、化学工業、軽工業など業界の技術力と生産能力を十分に利用し、専門化生産企業を育成させるよう要求した。

## 2) 船舶科学技術発展に関する第11次5ヵ年計画綱要

公布機関：国防科学技術工業委員会

公布時間：2007年7月5日

実施時間：2007年7月5日

計画期間：2006年～2010年

主な内容：第11次5ヵ年計画期間において、以下4つの重要な技術分野及び10の主要技術を重点的に発展させ、4つの発展目標を実現させる。

(1) 四つの重要な技術分野

技術分野	主要テーマ
船型に関する技術分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 船舶設計及び船型開発に関する基礎技術及び共同性の高い技術。</li> <li>② 主力船型の世代換え開発と最適化改良技術。</li> <li>③ ハイテクによる船舶設計技術。</li> <li>④ 省エネルギー、安全技術。</li> </ul>
舶用設備に関する技術分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 舶用動力システム及び装置技術、大馬力低速ディーゼルエンジンと新型中速ディーゼルエンジンの国産化を重点的に取り組む。</li> <li>② 舶用サブエンジンに関する技術。</li> <li>③ 船舶自動化技術。</li> </ul>
海洋工学関連設備に関する技術分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 海洋工学関連設備の基礎技術。</li> <li>② 海洋石油ガス開発設備に関する核心技術。緊張係留（TLP）プラットフォーム、新型自昇式プラットフォーム、深海大型海洋プロジェクト作業船と補助船、深海浮遊式構造物の錨泊システムを重点的に研究開発する。</li> <li>③ 海洋資源開発装備に関する先端技術。浮遊式石油生産・貯蔵・出荷システム（FPDSO）、浮遊式液化ガス生産・貯蔵・出荷システム（LNG FPSO）、超大型浮遊式構造物に関する中核技術の追跡研究を重点的に行なう。</li> </ul>
近代化造船に関する技術分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 先進的なプロジェクト管理技術。</li> <li>② 造船所の情報化応用技術。</li> <li>③ 先進的な工学技術及び装備。外板成型、ブロック組立、快速化搭載技術の研究、先進的な塗装技術の研究、先進的な艀装技術の研究、インテリジェント型高効率酸素アセチレンパイプベンダーの開発を重点的に行なう。</li> </ul>

## (2) 10の主要技術

- 超高速コンテナ船に関する主要技術
- 豪華旅客船に関する主要技術
- 深海 SPAR プラットフォームに関する主要技術
- 深海空間ステーションに関する主要技術
- LNG 船用双燃料発動機に関する主要技術
- 船用低速ディーゼルエンジンに関する設計技術
- 電力推進システムに関する主要技術
- 大効率噴水推進システムに関する主要技術
- 船舶リスク設計技術
- 高速船舶に関する主要技術。

## (3) 発展目標

- 船型開発において大きく突破し、主力船型の総合力を世界の前列に引き上げ、LNG 船、豪華ローロー客船などハイテク技術船型において国内設計を立上げ、船舶設計技術を世界先進レベルに達する又は近づける目標である。
- 主な海洋工学関連設備に関する核心技術を把握させ、深海半潜式プラットフォームの研究製造において強力に推進し、FPSO の設計水準及び建造水準を世界先進レベルに達する目標である。
- 船用設備の国産化水準を著しく高め、独自の製品研究製造において強力に推進し、船用メイン、サブエンジンの製造技術を世界先進レベルに達する目標である。
- 情報管理、精度管理、快速造船などに関する核心技術において突破し、近代化造船モデルの全面構築のため、技術のサポートを提供する。

## 3) 近代化造船モデルを全面的に構築するための行動綱要（2006年～2010年）

公布機関：国防科学技術工業委員会

公布時間：2007年7月1日

実施時間：2007年7月1日

計画期間：2006年～2010年

主な内容：

### (1) 五大重点行動

- 造船作業の主要プロセスを最適化させ、総組立レベルをより一層高めさせることとする。
- 船舶中間製品の専門化システムの構築を加速するように推進させることとする。
- 基礎管理の強化を確実にし、情報化管理を推進させることとする。
- プロジェクトの管理方式及び手段を強化させることとする。
- 総組立造船工法の研究及び応用を強化させることとする。

### (2) 2010年までの目標

- 中国の主力造船所は、船舶中間製品の生産を主要特徴とする総組立建造モデルを築き、中間製品の完成品化、専門化生産を実現するように図る。

- 管理の細分化レベル及び情報のインテグレーション化レベルを明らかに引き上げ、連続的、均一的な、リズムのある流れ生産方式を築く。生産効率を 25 工数/標準貨物船換算トン数 (CGT) に達成させ、三大主力船型 (大型バラ積み貨物船、タンカー、コンテナ船) の造船周期を 10 ヶ月以内に短縮させ、GDP1 単位当たりのエネルギー消費を 25%引き下げ、工業経済効益総合指数を 60 ポイント (工数) 以上に引き上げ、1 人当たりの年間平均売上高を 100 万元に達成させる目標である。
- 中小型造船所は伝統的な造船モデルから近代化造船モデルへ初めて転換させようとし、全業界の生産効率が日・韓との格差を 1/4 に短縮させなければならない。

#### 4) 船舶装備業における第 11 次 5 ヶ年発展計画綱要

公布機関：国防科学技術工業委員会

公布時間：2007 年 7 月 5 日

実施時間：2007 年 7 月 5 日

計画期間：2006 年～2010 年

主な内容：

- 第 11 次 5 ヶ年計画期間中に、船舶動力及び主要部品と船用サブエンジンの二分野の重点製品の国産化開発・製造を重点的に展開させ、一部の主要技術の開発を推進させ、国産化能力及びレベルをアップさせようとする。今後の 5 年間に、中高速ディーゼルエンジン、リア伝動装置の開発・製造を加速させ、超大出力の低速ディーゼルエンジン、インテリジェント型ディーゼルエンジンの技術導入と国産化を推進させ、ディーゼルエンジンの主要部品の国産化開発・製造を加速させなければならない。
- 発展目標としては、以下の 4 点を定めた。
  - ①産業規模の拡大を加速すること。国産化生産した船用設備の平均装備率は 60% を上回り、船用設備の年間売上総額は 500 億元に達し、国際競争力のある船用設備製造企業を育成することとする。
  - ②国産化生産の生産能力を著しく高めること。  
中国本土で製造した中低速ディーゼルエンジン及び主要部品、デッキ機械、操縦室用設備は、基本的に国内の造船需要を満足させ、中国は船用ディーゼルエンジンとデッキ機械の主な生産国となるように目指す。  
船舶通信、ナビゲーター、自動システムの一部の製品においては搭載の空白を突破し、内陸河川用船用機械は完全に国産化製品とする。
  - ③自主発展能力を著しくアップすること。  
優勢製品の技術レベルは国際先進技術の発展と同調させ、次第に自主設計、自主開発能力を備える。総合船軸システム、積み卸し自動化システム等船用関連製品の国産化開発・製造においては一定の進展を達成し、中速ディーゼルエンジンにおいては独自のブランド製品を作り上げること。
  - ④船舶中間製品及び海洋工程プラント関連製品において大幅に進展すること。  
船舶中間製品は、基本的に三大造船基地の主力造船所の総組立造船需要に満足し、海洋プラットフォーム用クレーン等一部の海洋工程プラント関連製品にお

いては、生産能力をより一層引き上げる。

## 5) 中華人民共和国の国民経済と社会発展に関する第 11 次 5 ヶ年計画綱要

公布機関：全国人民代表大会

公布時間：2006 年 3 月 14 日

実施時間：2006 年 3 月 14 日

計画期間：2006 年～2010 年

主な内容：国家国民経済と社会発展の五ヵ年発展計画綱要においては初めて船舶工業に関する計画を明確に組み入れ、船舶工業の実力を高めるよう示唆している。国家国民経済と社会発展の第 11 次 5 ヶ年計画の中には、船舶に関する計画内容は以下のものである。

- 船舶の自主設計能力、船用機械の搭載能力及び大型造船施設の建設を強化しようとする。
- バラ積み貨物船、石油タンカー、コンテナ船という三つの主力船型を最適化しようとする。
- ハイテク・高付加価値の新型船舶と海洋工程プラントを重点的に発展しようとする。
- 環渤海、長江デルタと珠江デルタなどの地域において造船基地を建設し、その他地域の造船所を合理的に分布させて集積発展を指導するようにする。

## 6) 国防科学技術工業における科学・技術中長期発展計画綱要（2006 年～2020 年）

公布機関：国防科学技術工業委員会

公布時間：2006 年 5 月 25 日

実施時間：2006 年 5 月 25 日

計画期間：2006 年～2020 年

主な内容：第 11 次 5 ヶ年計画期間において船舶及び海洋工学の技術開発を以下のよう強化しようとする。

- 船舶技術においては、タンカー、バラ積み貨物船、コンテナ船という三大主力船型のシリーズ化、基準化及び設計技術の最適化を重点的に突破させようとし、大型、超大型船舶の建造技術、船用機械製品技術などを発展させようとし、大型ハイテク船舶主要技術の開発を突破し、高付加価値船舶の市場競争力を強化しようとする。
- 海洋工学技術開発においては、深海鉱産物資源勘探・開発用施設の建造技術、深海試験施設の建造技術、インテリジェント深海潜水と作業技術、水中総合情報処理技術及び深海通信、定位、探知、採掘など関連主要技術の研究開発を展開しようとする。

## 7) 国防科学技術工業における第 11 次 5 ヶ年発展計画綱要

公布機関：国防科学技術工業委員会

公布時間：2006 年 7 月

実施時間：2006 年 7 月

計画期間：2006 年～2010 年

主な内容：第 11 次 5 ヶ年において、民生用船舶を全面的に発展させ、大規模かつ強力な船舶工業になるようにする。

- 環渤海、長江デルタ及び珠江デルタという三つの大型造船基地を建設し、産業の集積度を高め、第 11 次 5 ヶ年の末の造船量を世界市場シェアの 25%以上に達するようにする。
- 主力船型においては基準化、ブランド化するようとし、ハイテク船舶及び海洋工程プラントの自主設計能力を備える。
- 大馬力船用メインエンジン等船用機械製品の生産能力、自主開発能力のネックを突破し、主力船型での国産化船用機械製品の搭載率が 60%以上に達するようにする。
- 近代化造船モデルの構築を加速するよう推進し、造船の効率と収益を高めるようにする。

### 1.1.2 中国造船業における主要法規制

近年、中国政府は中国船舶工業の発展を加速させ、船舶建造の全体レベルを引上げるため、船舶産業政策をより確実に実施するため、一連の規定、基準及び規範性文書など法規制を公表した。規定と基準については本報告書の 4 のところに紹介するが、ここでは政府からの指導原則や意見など規範性文書についてまとめる。

中国造船業における主な法規制は下表の通りである。

番号	主な法規
(1)	「第 11 次 5 ヶ年における船舶工業発展の指導原則と取組み」
(2)	「近代化造船モデルの構築を加速させるための指導意見」
(3)	「装備品製造業の振興を加速させるための若干意見」
(4)	「今後優先して発展するハイテク産業化の重点分野ガイド（2007 年度）」

#### 1) 第 11 次 5 ヶ年における船舶工業発展の指導原則と取組み

公布機関：国防科学技術工業委員会

公布時間：2006 年 9 月 19 日

実施時間：2006 年 9 月 19 日

実施期間：2006 年～2010 年

主な内容：

- 三つの大型造船基地の建設を加速させ、生産能力の発展及び配置を最適化する  
国務院が公表した「計画」を徹底的に実行するため、環渤海地区、長江デルタ及び珠江デルタという三つの大型造船基地の建設を集中的に加速させる。一方では、

マクロ調整を確実に強化し、生産能力の過剰を事前に防ぎ、計画外の建設プロジェクトに対して厳しくコントロールし、特別プロジェクトの調整及び許可証への管理を通して、落伍した生産能力を淘汰させ、低レベルの生産能力の過剰を防止しなければならない。

●**新規船型の開発を強化させ、核心製品の競争力を向上させる**

技術集成及び技術イノベーションに重点を置き、力を集中して大型 LNG 船、深海半潜式油田掘削プラットフォームなどのイノベーションプロジェクトに取り組む。そして、バラ積み貨物船、コンテナ船、石油タンカーなど三つの主流船型の最適化と次世代製品の開発を通し、一連の国際有名ブランドを作り上げる計画である。

●**近代化造船モデルを全面的に構築し、経済成長の方式を確実に転換させる**

政府、協会、企業の三つの階層において、造船モデルの変革を共同で推進する。政府側は更なる経済計画と政策誘導を強化することを重視する。協会側はさまざまな形式の職業訓練、技術指導、業界の交流活動を組織し、成功例及び経験をまとめ、広げることを重視する。企業側は有効な組織図と組立機制を築き、明確な目標と推進措置を作成し、決めなければならない。「国防科学技術工業委員会が近代化造船モデルの建設を加速するための指導意見」を貫き、進化し、確実に近代化造船モデルへの歩みを加速させなければならない。

●**船用機械のボトルネックを注力して解決し、製品の国産化率を高めるよう努力する**

船用機械産業の発展のポイントは「本土化」であり、有力製品を重点的にサポートし、ボトルネックを突破するように力を付け、自主研究能力、開発能力を育成する。外資及び社会資本金の参入を積極的に導入し、条件のある地域に対し、船用製品生産地区の建設を加速させるよう奨励し、船用製品生産基地を建設する。そして、技術の導入、理解し、独自化し、イノベーションを通し、主要船用設備を国産化する。又、研究製造レベルを高め、中速ディーゼルエンジン等一連の自主ブランド製品を立ち上げる。

●**船舶業界の管理を強化し、船舶工業の発展を促進させる**

中央政府と省（区、市）地方政府の二クラスの行政が共同で船舶業界を管理する体制を構築し、健全化する一方、中国船舶工業業界協会、中国造船工程学会、中国船級社等業界の指導組織の積極性を十分に発揮させる。

「船舶生産許可証に関する管理条例」の作成を積極的に推進し、法律に基づき、船舶生産の秩序を規範化させる。外資合弁、合作方向及び重点を積極的に誘導し、規範化させ、船舶生産市場開放的条件を拡大する中に、自主発展能力を強化させる。国際の合作及び交流を強め、国際造船規則、規範と関連基準の編集及び改訂に関心をもち、そして、積極的に参加しなければならない。

## 2) 近代化造船モデルの構築を加速させるための指導意見

公布機関：国防科学技術工業委員会

公布時間：2006年5月12日

実施時間：2006年5月12日

実施期間：2006年～2010年

主な内容：

### (1) 目 標

- 2010年までに、中堅造船企業に対し、中間部品に関する組立て生産が基本特徴である総組み立て造船モデルを構築する目標である。造船周期は世界先進レベルに近づき、生産効率は日韓との距離を著しく縮小させるよう要求した。中小型造船企業に対し、近代化造船モデルの総体枠組を築き、造船周期については大幅に短縮させるよう要求した。
- 2015年までに、船舶工業の業界全体において、近代化造船モデルを築き上げ、造船周期と生産効率及びハイテク船舶の開発、建造能力を世界先進レベルに近づける又は達するよう要求した。  
本土化生産の船用設備の平均搭載率は80%を確保し、船舶生産量は世界市場シェアの35%以上を占める目標である。

### (2) 基本的な方向

- 造船一括総組み化：従来の「大且つ全」、「小且つ全」の企業モデルを廃棄し、社会化大協作（分業）の総組み立て企業モデルを構築する。既存の企業に対し、再建または新規企業の建設には総組み化造船の要求に基づき、生産の流れを優良化させ、資源を合理的に配置し、社会化協作ネットワークを有効に利用し、中間部品の専門化生産を発展させ、総組み造船体系を構築する（トヨタ方式）。
- 管理細分化：細分化した設計方式、管理方式と生産方式を推進させ、データベースによる管理方式を強化し、生産能力の測定と評価に取組み、設計コストのコントロールを行い、工事予算の正確性を引上げ、無駄な労働及び資源の浪費をなくし、バランスの取れた秩序のある生産方式を実現するよう定めた。
- 情報化管理：造船企業に対し、情報システム工事の建設を強化し、総合的な最適化を目標として、デジタル、ネットワークとデータベース技術を手段として、CIMSシステムを核心として、企業の情報共有プラットフォームを築く。企業情報交換及び協調能力を高め、企業資源の整合を行い、設計、生産、管理の三者による一体化と船殻、艤装、塗装作業の一体化を促進する。

## 3) 装備品製造業の振興を加速するための若干意見

公布機関：国務院

公布時間：2006年2月13日

実施時間：2006年2月13日

主な内容：13分野の大型設備を選んで重点発展製品として政策からのサポートと指導力に力を入れ、主要分野での重大突破を実現する。

- うち、船舶製造業と関連する重点発展製品は、以下のようである。  
大型海洋石油工程プラント、30万トン鉍石と原油運輸船、浮遊式石油生産・貯蔵・出荷システム（FPSO）、1万TEU以上の超大型コンテナ船、LNG運輸船などのハイテクと高付加価値船舶及び大効率のディーゼルエンジンなど関連設備。
- 関連法律法規制及び基準を研究・制定し、装備製造業の発展に必要な法律保障を提供する。国家基準、業界基準及び企業基準のレベルをアップさせ、装備製造業の基準体系を整備する。

#### 4) 今後優先して発展するハイテク産業化の重点分野ガイド（2007年度）

公布機関：国家発展改革委員会、科学技術部、商務部

公布時間：2007年1月23日

実施時間：2006年1月23日

主な内容：ハイテク船舶と海洋工程プラント：30万トン以上超大型鉍沙船、1万TEU級の超大型コンテナ船、LNG船、液化石油ガス船、化学製品船、ローロー船、大型浚渫船舶、大型船用ディーゼルエンジン、動力装置、船用設備、ナビゲーターと自動化装置、大型自昇式井台プラットフォーム、大型クレーン兼配管船、超大型浮遊式石油生産・貯蔵・出荷システム、海上ビスカスオイル及び大水深油田開発システム、深海掘削システム。

## 1.2 中国造船業に関する主要投資政策・法規制

### 1.2.1 中国造船業に関する主要投資政策

現在、中国船舶工業に関する主要投資政策は以下の二つがある。

番号	主な投資政策
(1)	「船舶工業中長期発展計画（2006年～2015年）」における「船舶工業における投資管理政策」
(2)	「産業結構調整指導目録」

#### 1) 船舶工業における投資管理政策

公布機関：国防科学技術工業委員会と国家発展改革委員会

公布時間：2006年9月18日

実施時間：2006年9月18日

計画期間：2006年～2015年

主な内容：「計画」には、中国船舶工業における投資管理政策を明確に定めた。以下は主な七つの内容である。

- (1) 地方各クラスの政府部門には船舶関連の投資プロジェクトに関する管理権限の拡大を許可しない。地方が審査確認したプロジェクトには、国家発展改革委員会に報告し、登録しなければならない。
- (2) 新規大型造船施設関連プロジェクトには、以下の二つの条件を満たさなければならない：
  - プロジェクトの投資総金額の最小限度は、一般的に20億元とし、プロジェクト資本金<sup>1</sup>が固定資産投資に占める割合の最小限度は、40%でなければならない。
  - 現代的な総組み造船モデルの要求に基づき、工場設計及び工法布局を行なわなければならない。
- (3) 国が優先的にサポートする固定資産投資プロジェクトを挙げる。
  - 大型造船施設を計画内の改造・拡大する又は新設する。既存造船所に対し、現代的な総組み造船モデルの要求に基づき、船用材料配送センター、工法専門加工センターと中間部品生産センターを設立する。
  - 大型船舶企業グループにおいて、船舶及び海洋工程プラントの研究開発機構を設立し、大学、大学院、科学研究機構において船舶工学研究センターを設立する。
  - 企業における情報システム化改造。
- (4) 既存の船用中低速ディーゼルエンジン生産企業の改造・拡大プロジェクトを重

<sup>1</sup> 投資プロジェクト資本金とは、投資プロジェクトにおける総投資（即ち投資プロジェクトの固定資産に対する投資および流動資金の合計である）のうち、投資者が認め、収めた出資額のことを言う。当該部分の資金は投資プロジェクトにとって非債務性資金であり、プロジェクト法人にとってはこの分の資金の利息と債務を一切負担しない；投資者はその出資比率によって、法律に基づき所有者権利を受けることができ、その出資の名義を書き換えることも許可する。但し、いずれの形でも引き出すことが許されない。

点的にサポートする。原則として、船用中低速ディーゼルエンジン生産企業の新規建設プロジェクトは計画しない。

- (5) 造船（ブロックを含む）と船用中低速ディーゼルエンジン及びクランクシャフトに関する新規中外（中国と外国企業）合弁生産企業に対し、中国側の持株率の最小限度は 51%とし、企業内に技術センターを設立し、外資側による技術供与を理解し、独自化しなければならない。

外資投資による製品の研究開発機構と船用設備生産企業に対し、持株率の制限はない。注釈：海外企業、国内外資独資企業、外資持株の合弁企業が再建する又は国内造船所、船用中低速ディーゼルエンジン生産企業を合併する場合は、合弁企業の新規として見なされる。

- (6) 多ルート資金調達方法を利用するように導く。計画内新規プロジェクトにおいて、企業はその他投資団体を積極的に勧誘し、共同建設を図り、新規企業は現代的な企業制度に従って経営する。
- (7) 国の審査確認なし又は登録なしの造船施設建設プロジェクトと船用中低速ディーゼルエンジン生産プロジェクトに対し、土地管理部門は建設用土地を許可しない、金融機構は融資しない、証券管理部門は株券の発行及び上場を許可しない、工商行政管理部門は新規企業の登録手続きを受理しない。

## 2) 船舶産業構造指導目録

公布機関：国家發展改革委員会

公布時間：2005年12月2日

実施時間：2005年12月2日

主要内容：「指導目録」には船舶産業構造における投資方向が明示され、奨励類、制限類、淘汰類の三つに分類する原則に基づき、船舶工業関連の7つのプロジェクトは奨励類に入れられ、2つのプロジェクトは制限類に入れられた。

### (1) 奨励類

- 高技術、高性能、特種船舶及び10万トンDWT以上の大型船舶に関する設計と建造。
- 万トン級DWT以上の客船、客ローラー船、ローラー船、コンテナ船、汽車用フェリーの建造。
- 5000立方メートル以上の液化石油ガス（LPG）、液化ガス（LNG）船舶の建造。
- 3000基準箱（TEU）以上のコンテナ船の建造。
- 船用動力システム、発電所、特別サブエンジンの製造。
- 大型遠洋漁船及び海上井台プラットフォーム、深海掘削プラットフォーム、超大型浮遊式石油生産・貯蔵タンクなど海洋工事装備の設計と製造。
- 船舶制御及び自動化、通信ナビゲーター、機器メーターなど船用設備の製造。

### (2) 制限類

- 国の船舶工業における中長期計画に取り上げられない民生用大型造船施設プロジェクト（ドック、船台の幅は42メートル以上、10万DWT級以上の船舶が建造可能なドック、船台及び関連造船施設を指す）

- 国の船舶工業における中長期計画に取り上げられない船用ディーゼルエンジン製造プロジェクト。

## 1.2.2 中国造船業における主要投資法規制

他の工業と同様に、船舶工業投資の主な法律根拠は、国務院が発表した「国務院の投資体制改革に関する決定」である。

### 投資体制改革に関する決定

公布機関：国務院

公布時間：2004年7月16日

実施時間：2004年7月16日

主な内容：「国務院の投資体制改革に関する決定」と「決定」の添付文書である「政府審査確認の投資プロジェクト目録」は、2004年7月16日より、国務院により公表され実施された。

### ●プロジェクトの審査制度を変え、企業投資の自主権を尊重する

投資の主体、資金の出所、プロジェクトの性質を問わないで、各クラスの政府及び関連部門が投資規模だけで審査・許可を行なった従来の企業投資管理制度を変えた。企業は、政府資金を利用しない投資・建設プロジェクトに対し、審査許可制度の適用は一切されない。投資状況によって審査確認（原文は「核準」）制度または登録制度が適用される。そのうち、社会公共利益を維持する角度から、政府は重大プロジェクトと制限類プロジェクトに対しては、審査確認を行い、その他のプロジェクトに対しては、投資規模に関係なく、登録制度が適用される。企業が政府の援助、融資譲渡、利息補助金を利用して投資・建設したプロジェクトに対しては、投資資金の申請報告書を審査するだけでよい。

### ●政府の審査確認制度を規範化する

「国務院の投資体制改革に関する決定」には、企業が審査確認制度に適合したプロジェクトを投資・建設する場合、プロジェクトの提案書、F/S 報告書と工事開始報告の審査認可手続きが不要であり、政府へプロジェクトに関する申請報告を提出するだけで良いことを明確に定めた。外資投資プロジェクトに対し、政府は市場性、資本金の項目管理などの面において審査確認を行う。

「政府審査確認の投資プロジェクト目録」には、船舶関連に対して以下のことを特別に強調した。2004年7月16日より、国務院の投資担当部門は10万トンDWT以上の新規造船施設（船台、ドックを含み）及び民生用船舶中低速ディーゼルエンジン製造プロジェクトに対し、審査確認を行う。

### ●登録制度を完備させる

「政府審査確認の投資プロジェクト目録」以外の企業投資プロジェクトには、登録制度が適用される。国が特別に定めたほか、企業は所属原則に従い、地方政府の関連投資管理部門に登録に載せなければならない。

### 1.3 税収、土地、人材、融資に関する政策・法規制

現在、中国造船業において税収、土地、人材、融資に関する政策・法規制は主に以下に示す通りである（表 1）。

表 1 中国造船業に関わる税収、土地、人材、融資の政策・法規制

名 称	実施日期	公表機構
「国務院の装備品製造業の振興を加速するための若干意見において輸入税収政策に関する通知」	2007年1月14日	財政部、国家発展改革委員会、税関総署、国家税務総局
「国内投資プロジェクトにおける免税不可の輸入商品目録（2006改訂）」（財政部公告[2007]2号）	2007年3月1日	財政部、国家税務総局
「部分商品輸出税還付率の引下げに関する通知」財税[2007]90号	2007年7月1日	財政部、国家税務総局
「船舶、大型ユニット電気設備輸出税金還付（免除）問題に関する通知」	2004年6月1日	国家税務総局
「土地使用を制限されるプロジェクト目録（2006年本）」と「土地使用を禁止されるプロジェクト目録（2006年本）」	2006年12月12日	国土資源部、国家発展改革委員会
「中国造船工程学会人材及び教育學術委員会の工作条例」と「中国造船工程学会人材及び教育學術委員会教材建設学組の工作条例」	2006年12月1日	ハルビン工程大学繼續教育学院
「船舶検査士登録制度の暫定法規」	2006年3月1日	人事部、交通部と農業部
「江蘇省における建造中船舶抵当融資の試行弁法」	2006年6月30日	江蘇省人民政府弁公庁
「山東省における建造中船舶抵当融資の試行弁法」	2007年1月31日	山東省人民政府弁公庁

出所：収集・整理により

#### 1.3.1 中国造船業における税収政策

##### 1) 輸入に関する税収

(1) 輸入関税と環節増値税には、「徴収を先行し、後で還付する」制度が適用される

「国務院の装備品製造業の振興を加速するための若干意見において、輸入税収政策に関する通知」（財関税[2007]11号）は、2007年1月14日より公表された。それは国務院で確定された16の重大な技術装備重要領域に対し、財政部、国家発展改革委員会、税関総署、国家税務総局という四つの部門が連合し発表した。

- 大型船舶、海洋工程プラントである大型海洋石油工事装備、
- 30万トンの鉍石と原油運輸船、海上浮体式石油生産・貯蔵・積出設備（FPSO）、

10000 基準単位以上のコンテナ船、

- LNG 運輸船など大型の高技術と高付加価値の船舶及び大効率ディーゼルエンジンなどの関連設備を対象に、

中国国内企業(中国国内に登録された外資企業などを含む)が上記の設備を開発し、製造するために輸入した一部の重要な部品と国内生産不可能な原材料購入の際に、収めた輸入関税と輸入環節増値税には「徴収を先行し、後で還付する」制度が適用される。還付された税額は一般的に国家投資として処理され、国家資本金となって書き換えられ、主に企業の新製品開発、生産及び自主革新能力の育成に使われる。

## (2) 奨励類船舶輸入設備に対し、税収を免除する

「産業結構調整指導目録」(2005 年版)(国家発展改革委員会 2005 年第 40 号令)に基づき、「産業結構調整指導目録」の奨励類範囲に属した国内投資プロジェクト(船舶部分は表 6 を参照)において、その輸入設備に対し税収が免除され、2005 年 12 月 2 日より施行される。

## 2) 輸出税還付について

最近の三年間において、中国船舶及び一部の設備に関する輸出税還付率は大幅な調整が行われた。

### (1) ブロック船舶と非機動船舶に関する輸出税還付は完全に取消された

財政部、国家税務総局は、2007 年 6 月 19 日に「一部商品に関する輸出税還付率の引き下げの通知」財税[2007]90 号を発表した。2007 年 7 月 1 日より、ブロック船舶と非機動船舶に対する輸出税還付を完全に取消することとなった。(従来では船舶ブロックの輸出税還付率は 17%、非機動船舶の輸出税還付率は 11%である)

船舶昇降口の蓋、船用錨と海洋プラットフォーム係留錨に関する輸出税還付率は 13%を 5%、ディーゼルエンジンの輸出税還付率は従来の 17%を 9%に引き下げられた。

ブロック船舶の輸出税還付を取り消す目的は主に中国で投資し、船舶ブロックを製造した後に輸出を行う外資企業に対し、この種の企業の製造コストを増加させ、中国国内の造船業の国際競争力を高めることにある。但し、船用錨、海洋プラットフォーム係留錨などハイテク、高付加価値の重要船舶装備製品を開発し、製造する国内企業にとって、輸出税還付率の引き下げは企業にマイナスの影響を及ぼすようになる。

一部の国内船舶錨の製造工場の営業マンに事前に予告されたかどうかについての質問に、本人たちは大きな驚きを見せた。

今度の輸出税還付に関する政策調整には過渡期を設置せずに、実施する直前の 10 日間前に調整内容を公表した。一般的に造船契約書と請負工事契約書の期限が比較的長く、価格の変更が難しいことを配慮する上で、規定対 2007 年 7 月 1 日以前に結んだ船舶輸出契約書に対しては、2007 年 7 月 20 日以前に輸出税還付を担当する税務機関に登録に載せれば、元来の輸出税還付率を適用することが許可される。2007 年 7 月 20 日の前に登録手続きが受理されない場合、輸出税還付は一切取り消される。

その例外として、財政部、発展改革委員会、商務部、税関総署、国家税務総局は、

2006年9月19日に「一部商品に関する輸出税還付率の調整及び加工貿易禁止類商品における補充商品の目録の通知」（財税[2006]139号）を発表した。その中には、船舶動力用蒸気タービンに関する輸出税還付率を13%から17%に引き上げることとなった。

## **(2) 中国船舶及び一部設備の輸出に対し、「税金還付を先行し、後で決算する」 方案が行われる**

船舶ブロック、非機動船舶及び船舶昇降口の蓋、船用錨と海洋プラットフォーム係留錨の輸出は「一部商品に関する輸出税還付率の引き下げの通知」財税[2007]90号に基づき行われるが、これら以外の中国船舶及び一部設備の輸出は国家税務総局が公表した「船舶、大型ユニット電気設備の輸出退（免）税問題に関する通知」（2004年6月1日より実施される）に基づき、行なわれる。下記の五つの条件を同時に満たされた生産企業に対し、「税金還付を先行し、後で決算する」方案を実行することが許可される。

- 船舶、大型ユニット電気設備を製造しなければならないため、生産周期は通常1年以上である。
- 年間の外貨収入総額は3000万米ドル以上（西部地域には2000万米ドル以上）である。
- 輸出税還付を騙し取る事件は発生したことがない。
- 企業には一定規模の資産を備えなければならない。例えば、税金を騙し取る事件又は税還付額に計算ミスがあった場合に、還付又は免除した税額を追徴課税することができる。
- 企業は健全な財務制度を備えなければならない。

## **3) その他**

東北地域（遼寧、吉林、黒龍江と大連市）における装備製造業企業に対し、増値税控除範囲拡大の政策が実施されている。「東北地域における増値税控除範囲拡大若干の問題に関する規定」（財税[2004]156号、2004年7月1日より実施される）において、東北地域にある八つの大手産業に対し、増値税控除範囲拡大の政策が打ち出された。

うち、船舶製造業（船舶及び浮上式装置製造業を含む）には、2004年10月1日以後に購入した固定資産にかかる仕入税金が控除範囲に取り入れられ、税金還付できる。

### **1.3.2 造船関連土地使用に関する法規制**

「産業結構調整指導目録」（2005年）と国の関連産業政策、土地供給政策に基づき、国土資源部、国家発展改革委は「土地使用を制限されるプロジェクト目録」（2006年）と「土地使用を禁止されるプロジェクト目録」（2006年）を制定し、2006年12月12日より公表し、施行した。

「土地使用を制限されるプロジェクト目録」（2006年）に取り上げられた建設プロジェクト又は工法技術、装備を採用した建設プロジェクトに対し、各クラスの国土資源管理部門と投資管理部門は関連手続きを一切受理しない。下記の二つの船舶製造プロジェクト

トは、土地使用を禁止されている。

- 国の船舶工業における中長期計画に取り上げられない民生用大型造船施設プロジェクト（ドック、船台の幅は42メートル以上、10万DWT級以上の船舶が建造可能なドック、船台及び造船関連施設を指す）
- 国の船舶工業における中長期計画に取り上げられない船用ディーゼルエンジン製造プロジェクト。

新規船舶建設プロジェクトに関する使用又は建設用土地の申し込みは、表2に取り上げた基本的な法規制に関わっている。

表2 中国における使用または建設用土地に関する基本的な法規制

名 称	公布日期	公布機構
外資投資開発に関する土地管理方案	1990年5月19日	中華人民共和国国務院令第56号
国務院に申請する建設用土地の審査方案	1999年8月30日	国土資源部
建設プロジェクト用土地の予審管理方案	2001年7月25日	国土資源部令第7号
中華人民共和国における土地管理法	2004年8月28日	中華人民共和国主席令第28号
建設用土地の審査許可管理方案	2004年12月27日	国土資源部
国務院に申請する土地開発用土地の審査方案	2005年4月12日	国土資源開発〔2001〕431号
「中華人民共和国における城鎮土地使用税の暫定条例」の修正に関する決定	2007年12月31日	中華人民共和国国務院令第483号

出所：収集・整理により

### 1.3.3 造船産業における人材関連の法規制

#### 1) 中国造船工程学会内に人材教育學術委員会が設立された

中国造船工程学会内の人材教育學術委員会は民政部の許可を経て、2006年9月に設立され、当該委員会は中国造船工程学会の下部機構の一つとして船舶及び海洋工学分野での人材教育學術研究、交流を行う學術機構である。傘下には教材整備学組、育成及びトレーニング学組が設けられている。

当該學術委員会は、ハルビン工程大学に帰属され、ハルビン工程大学、中国船舶重工集団人事部、中国船舶工業集団人事部、大学及び大学院、科学研究所、船舶企業など30余りの会員企業を有する。2006年12月1日より、ハルビン工程大学継続教育学院が『中国造船工程学会内の人材教育學術委員会の条例』を公表し、二つの学組に対し、『中国造船工程学会内の人材教育學術委員会における育成及びトレーニング学組の工作条例』と『中国造船工程学会内の人材教育學術委員会における教材整備学組の工作条例』を規定した。

育成及びトレーニング学組は人材育成及び継続教育に関する学術の研究と交流を行い、船舶及び海洋工学に関する各種の人材教育及びトレーニングの特徴及び規則を探り、研究し、船舶及び海洋工学事業の発展のために、人材の面をサポートしている。

教材整備学組は、教育部が教材整備に関する方針、政策を貫きながら、中国船舶関連専門の人材育成のために、教材の建設、研究、推進及びトレーニングなどの仕事を繰り返し広げている。

## 2) 造船企業は奨学金制度を設け、造船技術者を育成、採用する

中国船舶工業集団（南方集団）は、2006年10月28日に一部の企業を結団して、江蘇科学技術大学で新卒者を対象に先行募集を行った。南方集団は、本来188名の求人を予定したが、最終的に400名余りの江蘇科学技術大学の卒業生を採用した。それだけでなく、広州広船国際株式会社など国内知名な造船企業は、当該大学で奨学金を設け、優秀な人材を採用している。

2006年9月19日、江蘇科学技術大学のキャンパスで広州広船国際株式会社が主催した奨学金設立の調印式が行なわれた。船舶及び海洋学院、機械動力学院と電子及び情報学院の学生を対象に、「揚帆」奨学金と「启航」助学金という二つの奨励項目が設置された。

毎年、広州広船国際株式会社は、奨学金基金として1.8万元の専用資金を提供し、優秀な在学中の大学生を奨励し、学習援助基金として6万元の専用資金を提供し、貧困家庭であるが優秀な在学中の大学生を援助している。

## 3) 船舶検査人員には従業資格証書が要求される

2006年1月26日、人事部、交通部と農業部は連合で『船舶検査士登録制度の暫定法規』（中国人事部発[2006]8号）を公表した。

2006年3月1日より、国は船舶検査に従事する専門技術者に対し、従業資格制度を導入した。全国統一試験に合格し、船舶検査士資格を持つ者だけが船舶の検査業務に従事することが許可される。人事部、交通部、農業部はそれぞれの管轄範囲内に責任を分担し、船舶検査士登録制度の実施業務を担当し、当該制度の実施に関する指導、監督及び検査業務に取り組んだ。

『船舶検査士登録制度の暫定法規』の実施を確保するため、2007年6月22日、人事部、交通部と農業部は連合で「『船舶検査士登録資格試験の実施方案』（以下は『方案』と称する）」を公表した。

人事部は、交通部と農業部と連合して船舶検査士登録資格（船舶と海上施設類と漁業船舶類）の試験事務室を設立した。これら事務室はそれぞれ交通部と農業部に設立され、関連船舶の検査士登録資格試験政策の研究及び管理を担当する。『方案』には、交通部と農業部がそれぞれ関連船舶の検査士登録資格試験専門家委員会を設立することを明確にした。

試験専門家委員会には、関連の試験綱要、問題の組立て、試験問題集の研究と作成を担当させ、試験合格基準を提示するよう要求した。同時に、船舶検査士登録資格試験の申し込み条件と方法など内容について明確に定めた。

### 1.3.4 造船に関する融資政策

現在、中国では殆どの造船所は、以下の方法を用いて資金調達をしている。海外船主は中国造船所と契約書を調印する前に、中国造船所又は船舶代理商社に信用度の高い銀行からの信用状（契約実行信用状、品質信用状又は払戻し信用状を含む）を提出するよう要求し、船舶建造の契約書を調印した後、分割払いの方法で契約金を支払うようになっている。

支払われている頭金は、全額の 2%～10%、工事スタート時には 5%～10%、進水時には 60%～80%、引渡時には 100%の割合であることが一般的である。

船舶建造期間中に必要な工賃、設備費、材料費などの費用の殆どは、造船所に銀行が融資したものである。もし造船所が納期、品質、標準などで契約に違反した場合、船主は造船所に賠償又は払い戻すよう要求する。

もし造船所が賠償できなければ、信用状を発行した銀行は、造船所の代わりに信用状に定められた義務を受けとめ、払戻の責任を負う。船主が契約書に違反した場合も同様である。

ところが、一部の省/市（特に江蘇省、山東省）には、建造中の船舶を抵当にして融資するモデルが現れている。

#### 1) 融資方式

中国では、造船に関する融資方式には、サプライヤーズ・クレジット（造船企業融資）とバイヤーズ・クレジット（船主融資）がある。中国輸出入銀行は、中国船舶輸出のため、「ワンステーション式」と呼ばれている全面的な融資サービスを提供している。即ち、船舶を引渡す前に、中国輸出入銀行はサプライヤーズ・クレジットを提供し、同時に必要な契約実行及び前払い金などの信用状サービスを提供し、建造時に必要な資金を満たすようサポートする。引渡した後、船主及び担保の状況により、バイヤーズ・クレジットを提供し、又は引き続いてサプライヤーズ・クレジットを提供し、造船企業と船主の両方ともが融資サービスを受けられるようサポートしている。

原則として、中国輸出入銀行ではバイヤーズ・クレジットの条件は経済協力開発機構（OECD）「君子協定」の規定に基づいて定められているが、中国と中国輸出入銀行の実情によって多少の調整がある。中国輸出入銀行の情報に基づき、中国輸出入銀行で提供している船舶関連の買方融資については、以下のようにまとめられる。

- 融資金額の限度額は、原則として契約総額の 80%を上回らないこと。
- 融資期限は、最長 15 年間を上回らないこと。
- 融資の元金を均等返済方式で半年に一度に、金利を半年に一度に返済する。
- 中国輸出入銀行の本邦外幣融資金利の定価方法には、固定金利と変動金利の二種類がある。原則として、金利は経済協力開発機構（OECD）が公表している市場貸出基準金利（CIRR）に基づいて実施されている。当該金利は毎月の 15 日に OECD が公表したものであり、一つの融資期限内では変動がない。
- 融資手数料（管理費、担保費など）として、融資者は融資契約金額の 0.25%以上を支払うこと。
- 融資可能な貨幣は、米ドル又は中国輸出入銀行が受けられるその他両替可能な貨幣

である。

以上示した条件には、プロジェクトの性質、投資状況など多様な要因によって変更することが可能である。中国輸出入銀行の関係者の話により、上記六つの条件に基づき、銀行の窓口で直接商談すれば、造船業にはもっと有利な待遇を探ることができるという。

## 2) 建造中船舶の担保融資方式

現在、江蘇省、山東省など一部の造船企業は、建造中の船舶の担保融資方式を取り入れ始めている。

江蘇省、山東省政府は、建造中の船舶の担保融資に関する政策を策定し、江蘇省人民政府弁公庁は、2006年6月30日より『江蘇省における建造中の船舶の担保融資に関する試行方案』を公表し、山東省人民政府弁公庁は、2007年1月31日より『山東省における建造中の船舶の担保融資に関する試行方案』を公表した。江蘇省と山東省の同方案は、ほぼ一致している。

造船所は、船主と造船契約書を締結した後、銀行に担保を提供し、貸付資金の管理を行なう。建造中の船舶担保前の準備段階及び造船所の建造開始から建造中の船舶の船台上架までのリスク管理については、銀行と造船所の間で協議書を締結し、プロジェクト資金のクローズ管理を行ない、政府の担保基金により担保を行なう。

船舶を船台上架した後、造船所は直ちに建設中の船舶の担保登記手続きを行ない、銀行に逆担保を提供し、船舶の建造進度より資金を取得し、造船が竣工して船を引き渡してから、船主が建造代金の支払いを履約し、銀行が担保を解除し、造船所は、銀行に貸付金及び貸付利息を支払う。

この担保融資方式は、金融機関が介入するから、市場、技術、財務上において的確なリスク管理が実施できる。江蘇金陵造船所、新世紀造船所は、建造中の船舶の担保融資方式を取り入れて資金調達を成功させた。

## 1.4 船舶関連法規制の実行状況及び策定動向

### 1.4.1 船舶関連法規制の実行状況

#### 1) 『造船所評価基準』の実行状況

2007年3月23日より、国防科学工業委員会が『造船所評価基準』を正式に公表して以来、中国の各地方で『造船所評価基準』の実施に重点を置き、積極的に宣伝し、クラス別に分けて、各地方の船舶関連管理人員、技術者及び造船企業の関連人員に対し、勉強会を行い、当該検査基準に達していない造船所への検査と指導を強化した。造船所への指導は『計画』に従い、造船企業に対し、企業連合、合併又は合資など多様な方法を通じて、落伍した生産方式を淘汰させ、生産規模を拡大させ、生産の規範化へ発展するよう奨励している。以下は一部地域に行われた『造船所評価基準』勉強会の事例である。

- 2007年6月30日、遼寧省国防科学工業弁公室は大連市で『造船所評価基準』勉強会を開いた。遼寧省に所在している一定規模以上の地方造船企業23社の生産と技術責任者が勉強会に参加した。

- 2007年7月25日から27日の3日間に、湖北省国防科学工業弁公室は武漢で『造船所評価基準』勉強会を開いた。湖北省国防科学工業弁公室、湖北省船舶工業業界協会、船舶検査部門、船舶設計部門及び100社あまりの造船所の代表たちで合計約150名が勉強会に参加した。

## 2) 『近代化造船モデルの構築を加速するための指導意見』の実行状況

### (1) 中国船舶工業の「モデルチェンジ」の推進を加速している。

2007年10月11日から12日の三日間、国防科学工業委員会船舶業界管理弁公室と中国船舶工業業界協会は、北京で『現代造船モデルを全面的に構築するための行動綱要（2006年～2010年）』の宣伝と実行について会議を招集した。中国全国からの地方船舶業界管理部門16社と地方造船企業46社で合計80名の代表たちが会議に参加した。

その直前の2007年5月22日、山東省国防科学工業弁公室は、『近代化造船モデルの構築を加速するための指導意見』に基づき、「近代化造船モデルの構築」の指導チームと専門家チームを設立し、業務の指導及び推進を強化させ、山東省の伝統的な造船モデルを現代的なモデルに転換するよう、船舶工業を順調且つスピーディーに発展するように推進させている。

指導チームは山東省国防科学工業弁公室の主な幹部及び一部の市クラス経済貿易委員会、重点造船企業の責任者によって結成されている。主な管理内容は、「近代化造船モデルの構築」を推進するための指導、仕事全体の構想を研究し、マクロ政策措置を制定し、関連の重大問題を解決するよう調和し、先進的な経験及び典型事例を宣伝して普及させる。

専門家チームは、関連の造船企業の担当幹部と技術専門家たちによって結成されており、主に『指導意見』の実施を指導し、モデルチェンジにめぐる重大な理論的及び実践的な問題の対策を研究し、建設的な意見とアドバイスを提示し、関連業務のコンサルタントサービスなどを担当している。

### (2) 近代化造船モデルの構築に通じて、中堅造船企業の生産効率は大幅に引き上げられ、造船竣工量は毎年新しく記録更新している。生産効率は大幅に引き上げられた。

2007年上半期までに、

- 大連重工の4250TEUコンテナ船の建造期間は40日に短縮され、日、韓のレベルに達している。
- 滬東中華の1.73万トン多目的船、文沖の1400TEUコンテナ船、外高橋の17.5万トンバラ積み貨物船、澄西造船所の5.3万トンバラ積み貨物船において、船台から引き渡しまでの平均建造期間をそれぞれ2006年に比べ68日、57日、35日、31日短縮した。
- 江蘇揚子江造船所、口岸船舶工業、揚州大洋造船は造船のモデルチェンジを通じて、工期を短縮し、2007年上半期までに造船量をそれぞれ144%、114%と205%に引き上げた。

船舶工業経済の運行品質は明らかに改善されている。2006年の利益総額は96億元に達し、「第十回5ヶ年」計画期間中の5年間の利益の総合計を上回った。船舶工業経済の収益総合指数は159ポイントに達し、2000年に比べ、93ポイント上回った。うち、生産効率を最適に反映する指標である全員労働生産率において、2006年船舶製造業の全員労働生産率は12.7万元/人/年に達し、2000年に比べ、2.4倍の増加である。造船量は何度も新高値を更新した。中国船舶業界協会の統計により、2006年、造船竣工量は1452万DWT（前年同期比20%増）に達し、新規造船受注量は4251万DWT（前年同期比150%増）に達し、手持ち造船受注量6872万DWT（前年同期比73%増）となった。

うち、上海外高橋造船有限公司は300万DWTを突破し、中国全国の第一位に上がり、世界の造船業の最強第5位に達した。大連船舶重工集团有限公司は197.6万DWTの実績で世界第8位に達した。

## 1.4.2 船舶関連法規制の策定動向

### 1) 『船舶生産許可書管理条例』の制定に関する動き

中国では『船舶生産許可書管理条例』の編集作業が進行しており、中国の船舶生産に関し法律の制定と監督を取り入れ、長期的且つ有効な管理メカニズムを探り、船舶建造品質を高め、低品質船舶生産を徹底的に防ぐよう試みている。

- 2007年6月6日、国防科学工業委員会は、『船舶生産許可書管理条例』の調査研究状況について国务院法律制定弁公室へ報告した。調査・研究・分析する中で発生した新しい問題を基に、各方面からの意見とアドバイスとを結び付けながら、『船舶生産許可書管理条例』に対し、再度の研究と改正を行った。
- 2007年7月23日、国防科学工業委員会は、『船舶生産許可書管理条例（草案）』に関する座談会を招集した。国务院法律制定弁公室、国家発展改革委員会、交通部、農業部、国家安全監理総局、国家工商総局、国家品質検査総局及び中国船舶工業集团公司、中国船舶重工集团公司、中国船舶業界協会、中国船級社などの部門と会社の幹部と専門家たちは、『船舶生産許可書管理条例（草案）』の関連問題にめぐって討論を行い、そして中国船舶生産に関する法律体系の創立と健全及び船舶生産管理の強化などについてアドバイスと意見を提出した。
- 2007年8月24日、国防科学工業委員会は『中華人民共和国における船舶生産許可書管理条例（草案）』に対する意見募集を公表し、改正意見を9月25日までに国防科学工業委員会船舶業界管理弁公室にフィード・バックするよう要求している。

現状、『船舶生産許可証管理条例』の正式な公式文書はまだ登場していない。当該条例が正式に実施されるまで、新規造船所設立の申請は一般工業企業の手順に基づき受理されるが、新規造船所の建設は国防科学工業委員会が発表した『造船所評価基準』に基づいて行わなければならない。

『船舶生産許可書管理条例』が正式的に公布され、実施されれば、『造船所評価基準』と共に適用される。新規造船所は生産条件の基本要件に達する上で審査を通過しなければならない。

## 2) 船舶専項の重大なプロジェクトの実施方案は備わっている

2007年6月10日、国家発展改革委員会高技術司は、北京で新型船舶及び海洋石油工程設備の研究・製造プロジェクトの実施方案に対して討論会を開いた。中国海洋石油総会社、中国石油ガス集団会社、中国船級社、上海交通大学などの単位の専門家及び以上の実施方案の編制チーム全員が会議に参加した。

新型船舶及び海洋石油工程設備の研究・製造プロジェクトは、国家発展改革委員会が提出した第11回5ヵ年における重大専項計画の重点内容の一つである。当該事業では、中国船舶工業の発展、エネルギー戦略の実施要求及び海洋開発の需要に対応し、大型液化石油ガス（LPG）船、大型メンブレン方式液化天然ガス（LNG）船、超大型船舶用低速ディーゼルエンジンなどを研究・製造する計画である。

大水深作業に適応する半潜水型海洋掘削装置、円筒形浮体式ボーリング生産プラットフォーム（SPAR）のユニット設備、大水深浮体式石油生産・貯蔵・積出設備（FPSO）、海洋プラットフォーム起重機などを研究・開発し、造船大国に成長し、海洋石油開発技術のレベル向上を推進し、技術のサポートを提供する計画である。

中国造船工程学会と中国船舶工業集団会社、中国船舶重工集団会社は関連の事業管理方案に基づき、共同で研究し、当該プロジェクトの実施方案を提出している。

## 2. 中国造船業における外資投資関連政策・法規制及び審査手順

中国造船業においては、中国造船業の関連政策に基づくだけでなく、『外資投資産業指導目録（2007 改訂<sup>2</sup>）』の船舶に関する規定に従って投資しなければならない。同時に中国外資投資に関連する優遇政策を受けることができる。

外資投資造船プロジェクトの審査確認と企業設立審査においては、中国のその他の工業と同様に、中国外資投資の基本的な法律、法規及び政策に基づいて行なわれる。本報告書では三つの要点から説明する。

**第一**、中国では『外資投資産業指導目録』は、1995 年から 5 回の改訂を経ている。うち、船舶に関する内容の変化は大きく、具体的な投資プロジェクトの性質（合弁、合作など）について厳しく制限した。

**第二**、外資投資造船業関連の優遇政策をまとめた。設備輸入環節税、追加投資企業所得税など優遇政策を取り上げる同時に、中国で実施される予定の内外資統一税法の状況を説明する。

**第三**、現在、実施している外資投資造船プロジェクト関連の審査確認政策と企業設立に関する審査手順及び注意事項を詳しく説明する。

### 2.1 中国造船業における外資投資政策の変遷

1995 年から、『外資投資産業指導目録』は、前後にして五回の改訂を経た。外資投資プロジェクトの分類は、奨励類と禁止類（1995 年の場合）の二種類から、奨励類、許可類、制限類と禁止類の四種類（2002 年～2007 年の場合）となった。『外資投資産業指導目録』（2007 改正）<sup>2</sup>には、奨励類、制限類と禁止類の外資投資プロジェクトを挙げたが、許可類の外資投資プロジェクトは挙げないことになった。

---

<sup>2</sup> 2007 年 10 月 31 日、国家発展改革委員会、商務部は『外商投資産業指導目録（2007 年改正）』を公表し、2007 年 12 月 1 日より実施した。

表3 外資投資産業指導目録変更（船舶関連）

年度/種類	奨励類	制限類
1995年	①特種船、高性能船及び3.5万トン以上の船舶の修理と建造。 ②船舶関連製品の製造。	該当なし
1997年	該当なし	制限類には甲類と乙類に分けられ、船舶工業（持株中国側または中国側主導）は制限類乙類である。 ①特種船、高性能船及び3.5万トン以上の船舶の修理、設計及び建造。②船舶ディーゼルエンジン、サブエンジン、無線通信、ナビゲーター設備及び関連部品の設計及び製造。
2002年	①船舶低速ディーゼルエンジンのクランクシャフトの設計及び製造。 ②特種船、高性能船舶の修理、設計及び建造（相対持株中国側）。 ③船舶中速、高速ディーゼルエンジン、サブエンジン、無線通信、ナビゲーター設備及び関連部品の設計及び製造（相対持株中国側）。④ガラス繊維強化プラスチック漁船、遊覧船の建造。	該当なし
2004年	2002年同様	該当なし
2007年（現行）	①ハイテク船舶及び海洋工程プラントの設計（合弁、合作に限る）。 ②船舶（ブロックを含む）及び海洋工程プラントの修理、設計及び建造（持株中国側）。 ③船舶中低速、高速ディーゼルエンジンの設計（合弁、合作に限る）。 ④船舶ディーゼルエンジン部品の設計及び建造（合弁、合作に限る）。 ⑤船舶中低速ディーゼルエンジン及びクランクシャフトの設計と製造（持株中国側）。 ⑥船舶用操縦室機械、デッキ機械の設計及び製造（相対持株中国側）。 ⑦船舶通信ナビゲーター設備の設計及び製造。 ⑧船舶通信設備、船舶電子ナビゲーター設備、船用レーダー、電気コンパス自動操舵装置、船舶内部放送設備などの設計及び製造。 ⑨遠洋漁撈船、遊覧船の設計及び建造（合弁、合作に限る）	一般船舶（ブロックを含む）の修理、設計及び建造（持株中国側）

出所：収集・整理により

## 2.2 中国造船業における外資投資優遇政策

現在、外資投資中国造船プロジェクトの優遇政策は、主に設備輸入の関税、輸入環節増殖税、追加投資企業の所得税などの税収に関する政策である。

### 1) 関税と輸入環節増殖税

『国務院の設備輸入税収政策の調整に関する通知』（国発〔1997〕37号）、『外資投資産業指導目録』（2007年改訂、2007年12月1日より実施）、『外資投資プロジェクトにおける免税不可の輸入商品目録』（公告2007年第35号）（2007年7月20日より実施）などの規定に基づき、外資投資奨励類プロジェクトに対し、契約書に従って輸入した設備、技術及び関連部品、備品への関税と輸入環節増殖税を免除することになっているが、具体的には国家発展改革委員会の『国家奨励発展の国内外資プロジェクト確認書』（2006年3月1日より実施）の関連要求に基づいて受理することになっている。

以下の三つの状況に対して、優遇政策が実施される。

- 既存の奨励類外資投資企業、外資投資研究開発センター、先進技術型と製品輸出型外資投資企業の技術改革には、従来許可されている生産経営範囲内で、中国では生産できない又は必要な性能を備えてない場合において、自用設備及び関連技術、部品、備品を輸入した場合は、規定に基づいて輸入関税と輸入環節税を免除する。
  - 新規の奨励類外資投資企業には、投資総額内で中国国産設備を購入した場合、もし当該種類の設備が輸入税免除設備であるなら、当該国産設備の増殖税を全額払戻しする。
  - 新規外資投資研究開発センターには、投資総額内で、中国では生産できない又は必要な性能を備えてない場合において、自社用設備及び関連技術、部品、備品を輸入した場合、規定に基づいて輸入関税と輸入環節税を免除する。
- 奨励類の船舶関連製品には以上の規定が適用されている。

### 2) 追加投資企業所得税の優遇政策

《財政部及び国家税務総局発の外商投資企業追加投資の企業所得税優遇政策に関する通知》（財税〔2002〕056号）に基づき、国務院が承認した『外資投資産業指導目録』（2007年改正）の船舶奨励類プロジェクトの外資投資企業には、以下の条件のいずれかの一つに適合すれば、従来の契約書以外に追加して投資を行ない、その所得を取得（前期投資の生産、経営状況とは区分けしなければならない）したとき、単独で計算し、企業所得税を定期的に減免する優遇政策を付与する。その詳細は以下の通り。

- 追加投資により、新しく増加した登録資本金額が6000万米ドルを超えている。
- 追加投資により、新しく増加した登録資本金額が1500万米ドルを超え、更に企業本来の登録資本金の50%を超えている。

以上の税制面の優遇政策は、企業が申請し、省クラス主管税務機関の承認を得た後、執行されるものである。各省クラス主管税務機関は、承認の理由及び状況を財政部、国家税務総局に報告し、登録する。

**事例：南通中遠川崎船舶工程有限公司追加投資プロジェクトは「2年間減免、3年間半額」企業所得税優遇を享受する。**

南通中遠川崎船舶工程有限公司は中遠造船工業公司「元中遠工業公司」と日本川崎造船株式会社が1999年に共同で投資し、成立した中外合弁企業である。会社の登記資本金は8000万米ドル、経営期限は50年間、経営範囲は船舶の建造、販売、検査メンテナンスとその他関連業務である。2005年9月、商務部（商資批[2005]2137号）の承認を経て、増資することとなり、登記資本金をRMB146220万元まで増加した。当該増資プロジェクトは、『外商投資産業指導目録（2007年改訂）』の奨励類第三類第十八条第十五項目に適合し、即ち「特種船舶、高性能船舶の修理、設計と建造（相対持株中国側）」であることを国家発展と改革委員会外資司が確認した。北京利安達信隆会計士事務所が提示した出資監査報告書（利安達験字[2006]第A1020号）の検証によって、2006年4月30日、会社の新增登記資本金は全額で到着した。『財政部、国家税務総局の外商投資企業追加投資における企業所得税優遇政策の通知』（財税[2002]056号）、『国家税務総局の外商投資企業追加投資における企業所得税優遇政策に関する若干問題の補充通知』（国税函[2003]368号）の規定に基づき、2006年8月10日、江蘇省国家税務局は当該会社が追加投資を行ない、得た所得を単独で計算し、企業所得税「2年間減免、3年間半額」の優遇を授与した。

## 2.3 内外資企業の税収統合

### 2.3.1 政策背景及びこれまでの問題点

現在、中国に進出した外資企業が引かれているのは税制優遇政策ではなく、最も重要視されているのは中国の政治社会及び経済社会のマクロ環境である。

アジア開発銀行の調査により、国際企業の投資を誘った20の主な要因の中に、マクロ経済、市場規模、政治的な局面、インフラなどの要因が前列になっているが、税制優遇は逆に第5位になった。アジア開発銀行が中国にある外資企業への調査により、95%の外資企業は中国の経済情勢に大きな興味を持ち、当面、投資規模を維持する又は引き続き拡大するよう示している。

1994年から、中国では内外資企業にはそれぞれ違う所得税制度が実施されてきた。内資企業に適用するのは1993年に国務院が公表した『企業所得税暫定条例』であり、所得税率は33%であったが、外資企業に適用するのは1991年第七届全国人民代表大会第四回会議で可決された『外資投資企業と外国企業所得税法』であり、外資投資企業の所得税率は33%であった。

一見すると税率が一致しているように見えるが、これまでの中国では外資及び海外の先進技術の導入を奨励するために、外資企業に対して多種多様な税収減免の優遇措置を取ってきた。例を挙げると、経済特区の外資投資企業、経済特区に機構、場所を設立して生産、経営を行う外国企業と経済技術開発区の生産型外資投資企業に対し、15%の税

率で企業所得税を徴収することなどがあった。

それに事実上、外資企業の税収負担はもっと低かった。本報告書の調査結果により、外資企業の税率は15%であるにも関わらず、実際の税収率は11%しかないことが明らかであり、法定税率の33%より遥かに少なかった。よって内外資企業の税収負担の格差は大きく開いた。統計によると、2005年中国内資企業の実際の税収負担は24.53%であったが、外資企業の税収負担は僅か14.89%であり、両者の差は10ポイントほどであった。

このような状況の下で、内資系企業と外資系企業の税率差を利用するために、非合法的な手段で中国の国内資本は、一旦外国にその資本を持ち出され、その資本をまた中国国内に外資として投入して外資系企業を設立するという様な外資系企業が氾濫していた。このことは大きく見れば中国の適切な外貨管理や税収管理に大きな障害となった。

### 2.3.2 新しい「企業所得税法」

2007年3月16日、新しい『中華人民共和国における企業所得税法』は中華人民共和国第十届全国人民代表大会第五回会議で可決され、2008年1月1日より実施された。

#### 1) 内外資企業の税率統一

新しい税率には外資系企業、内資系企業にかかわらず25%に統一された。条件に符合する小型企業は20%、国家が重点的に支持するハイテク企業は15%、また、非居民企業が中国で設立した機構・場所に関係ない所得を取得した場合、中国の国内源泉分については20%の税率が適用される。25%の基本税率は、内資系企業に対して税金負担を軽減するとともに、外資系企業に対しても負担を最小限にし、同時に国家の税収の減収を最小限に抑えること、また、中国周辺各国の税率との兼ね合いなどを考慮した結果である。

現在、企業所得税(法人税)を導入している世界159カ国や地域の平均税率は28.6%であり、うち、中国周辺の18カ国と地域の平均税率は26.7%である。今回の25%という数字は、国際的な平均値から見れば比較的低い水準といえるが、東南アジア各国には依然として外資系企業誘致のために長期的な免減税政策を取る国が多いため、中国の税制は先進国型の税制に転換しているといえるであろう。

既存の外資系企業には、5年間の経過措置が取られるが、その後は一律に25%の所得税率となる。大きな利益を上げる外資系企業には、取得した利益に対する納税額が引き上げられる。

#### 2) 新税法の優遇政策の実施対象

優遇政策の実施対象は以下の通りである。ところが、優遇の概略方針は決められたものの、同法第三十五条では「本法規定の税収優遇の具体的方法は、國務院が規定する。」としており、具体的にどのように実施されるかについて同法では明らかにしていないため、今後の細則等を待つことになる。

- (1) 条件に適合する小型企業には、20%の優遇税率が適用され、国家が重点的に支持するハイテク企業には、15%の優遇税率が適用される。また、ベンチャー投資企業の税収優遇を拡大すると共に、環境保護、省エネ・節水、安全生産等の分野に投資する企業には、税収の優遇が実施される。

- (2) 法に基づいて設置された経済特区や、国务院が既に指定した特殊政策地区（＝上海浦東新区など）に新規設立し、国家が重点的に支持するハイテク企業には、過渡性の優遇を受けることができる。  
また、国家が既に確定したその他の奨励類企業（＝西部大開発地区の奨励類企業）の所得税優遇政策は継続して実施される。
- (3) 生産型外資企業の定期的税収減免（2年減免3年減少）の優遇政策や製品輸出型外資企業の半額減税優遇政策等を廃止する。
- (4) 環境保護プロジェクトに従事する企業の所得と、条件に適合する企業の技術譲渡所得についても、税収減免等の優遇が受けられる。

新しい税法には、高付加価値、ハイテクなど国が奨励している産業に対し、優遇措置を付与することができるが、付加価値が低く、エネルギー消費が高く、汚染が高い企業に対し、開発区、ハイテク産業区に関わらず、外資企業の立て看板に関わらず、優遇されることができない。

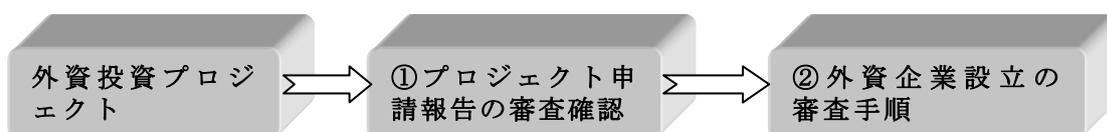
## 2.4 外資投資プロジェクト審査確認及び企業設立の審査手順

『外資投資プロジェクト審査確認暫定管理方案』（国家発展改革委員会 22 号令）に基づき、2004 年 10 月 9 日より、国家投資管理部門は、中外合弁、中外合作、外資独資、外資買収国内企業、外資投資企業増資などを含む各類型外資投資プロジェクトに対し、外資投資プロジェクト提案書と実行性研究報告書の審査認可手続をなくし、プロジェクト申請報告書の審査確認に変え、審査認可制度を審査確認制度に変えた。

従って、2004 年 10 月 9 日より、外資投資プロジェクト申請者は、国家又は地方発展改革委にプロジェクト申請報告書を提出し、審査確認を得た後、審査確認済みの公式文書を持って土地使用、都市計画、品質管理、安全生産、資源利用、企業設立（変更）、資本金管理、設備輸入及び適用税収政策等外資企業設立の関連手続きを申請する。審査確認を得ない外資投資プロジェクトに対し、土地、都市計画、品質管理、安全生産管理、工商、税関、税務、外幣管理等部門は、関連審査手続きを受理しない。

外商投資中国造船プロジェクトも同様であり、まずはプロジェクト申請報告書を国家/地方発展改革委員会に提出することである。審査確認を得た後、審査確認済みの公式文書を持って商務部門、工商局などの機構に企業設立の関連手続きを行う。審査手続きには 2 つのステップに分けることができる（図 1 を参照）。

図 1 外商投資プロジェクト審査の 2 ステップ



## 2.4.1 外資投資プロジェクトの審査確認

現在、プロジェクト申請報告書には主にプロジェクトの基本状況、用いる主な技術とプロセス、資源と主な原材料への需要、関連の公共製品又はサービスの価格、必要とする輸入設備及び金額、出資方式及び融資方案などの内容が含まれ、プロジェクト関連製品の市場予測、経済収益分析などの内容への説明が不要となった。

申請者はプロジェクトの具体的な状況と需要に基づき、実行可能な研究報告書を提出するか否かを定めることができる。必ずしも実行可能な研究報告書を政府行政機関に審査許可を申請する必要がなくなった。

そのほか、外資が中国国内企業を買収するプロジェクトに対し、もし生産及び投資規模の拡大に及ばなく、土地、エネルギー及び資源の消費を新たに増やさず、生態及び環境に新たに影響しなければ、当該プロジェクト申請報告書の関連内容を簡略することができる。ところが、以下の内容を重点的に取り上げなければならない。

- 国内企業の状況（企業の現状、財務状況、資産評価及び確認、買収目的及び外資への要求などを含む）。
- 外資企業の状況（最近三年間の企業財務状況、中国での投資及び同業種企業製品及びサービスの市場シェア、企業業績などを含む）。
- 買収計画（従業員の処置、従来企業の債権債務の処理を含む）。
- 買収後、企業の経営方式、経営範囲及び持株の構成、融資計画。
- 中国側の売却によって得た収入の使用方法。
- 関連法規制に要求されるその他内容。

### 申請報告の審査確認の手順

#### 1) 外資投資造船プロジェクトの投資総額によって定められる審査確認権限

『外資投資産業指導目録』の項目分類、『政府審査確認の投資プロジェクト目録』と『外資投資プロジェクト審査確認暫定管理方案』に関する規定に基づき、外資投資プロジェクトの投資総額（増資を含む）は、中央政府か地方政府が審査確認権限を定める主な根拠である（詳しい内容は表4を参照）。

表4 外資投資プロジェクトの投資総額及び審査確認権限

投資総額 (増資を含む)「A」	奨励類	許可類	制限類
A≥5 億米ドル	国家发展改革委員会が審査し、国務院が審査確認する。	国家发展改革委員会が審査し、国務院が審査確認する。	国家发展改革委員会が審査し、国務院が審査確認する。
1 億米ドル ≤A < 5 億米ドル	国家发展改革委員会	国家发展改革委員会	国家发展改革委員会が審査し、国務院が審査確認する。
5000 万米ドル ≤A < 1 億米ドル	省发展改革委員会	省发展改革委員会	国家发展改革委員会が審査し、国務院が審査確認する。
3000 万米ドル ≤A < 5000 万米ドル	市、州发展改革委員会	市、州发展改革委員会	省发展改革部門
A < 3000 万米ドル	県(市、区)发展改革部門	県(市、区)发展改革部門	省发展改革部門

出所：『外資投資産業指導目録』、収集・整理により

その他、『政府審査確認の投資プロジェクト目録』に基づき、10万トン DWT 以上の新規造船施設（船台、ドック）の建設及び民生用船舶中低速ディーゼルエンジンの製造プロジェクトには、投資総額に関わらず（即ち投資規模と関係なく）、国务院投資主管部門に申請し審査確認を得なければならない。

## 2) 外資投資プロジェクトの申請に必要な提出書類及び注意事項

外資投資プロジェクトの申請報告の主な審査確認機関は国务院、国家発展改革委員会、地方発展改革委員会（省、市、州を含む）の三部門である。

詳しい状況は下表 5 に示す通りである。

表 5 外資投資プロジェクト申請に必要な提出書類及び注意事項

審査確認機関	必要な提出書類及び注意事項
<p>国家発展改革委員会 が審査確認する プロジェクト</p>	<p>① 中外投資者の各側の企業登録証（営業許可証）、商務登記証及び最新の企業財務報表（貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー表を含む）、口座開設銀行が提出した資金信用証明書。 ② 投資意向書、増資、買収プロジェクト会社の董事会の決議書。 ③ 銀行が提示した融資意向書。 ④ 省クラスまたは国家環境保護行政主管部門が提示した環境影響評価意見書。 ⑤ 省クラス計画部門が提示したプロジェクト立地意見書。 ⑥ 省クラスまたは国家国土資源管理部門が提示したプロジェクト用地予審意見書。 ⑦ 国有資産または土地使用権を持って出資する場合、関連主管部門が提示した確認済みの公式文書。</p>
<p>国家発展改革委と 国务院が審査確認 するプロジェクト</p>	<p>必要な提出書類は前記の①～⑦と同様である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● プロジェクト申請者がプロジェクト所在地の省クラス発展改革部門にプロジェクト申請報告書を提出し、省クラス発展改革部門の審査を得た後、国家発展改革委に報告する。（計画単列市の企業集団と中央直轄管理企業はプロジェクト申請報告書を国家発展改革委に直接提出することができる）。</li> <li>● 国家発展改革委はプロジェクト申請報告書を受理して 20 営業日以内にプロジェクト申請報告の審査確認を行い、または国务院に審査意見を報告する。20 営業日以内に審査確認の決定が下らないまたは審査意見が報告できない場合、国家発展改革委責任者の承認で 10 営業日を延長し、そして延長期限の理由をプロジェクト申請者に告知しなければならない。</li> <li>● 審査確認したプロジェクトに対し、国家発展改革委はプロジェクト申請者に書面上の審査確認済みの公式文書を提示する。審査確認できないプロジェクトに対し、書面上の決定書をもって、プロジェクト申請者に知らせ、理由を説明し、プロジェクト申請者に申請行政再議または行政訴訟を行う権利を告知する。</li> </ul>
<p>地方発展改革部門 が審査確認する プロジェクト</p>	<p>必要な提出書類は前記の①～⑦と同様である。 地方発展改革委員会（省、市、州を含む）は投資総額 3000 万米ドル以上の外資投資プロジェクトを審査確認する。省クラス発展改革部門はプロジェクトを審査確認を受理してから 20 営業日以内に、プロジェクト審査確認済みに公式文書を国家発展改革委に報告しなければならない。</p>

出所：収集・整理により

## ＜中国造船プロジェクト審査確認に関する現状分析＞

近年、中国では審査確認された造船プロジェクト（船舶設備投資プロジェクトを含む）のうち、国家発展改革委員会及び国務院が審査確認するよう申請したのは非常に稀なことである。造船プロジェクトの投資総額は殆ど1億米ドル以下であるため、審査確認の権限に基づき、地方各級発展改革委員会（省、市、州、県を含む）が審査確認を行い、国家発展改革委員会に報告すればよいとする。よって、プロジェクト申請報告の審査確認に必要な時間が短縮され、投資への進捗はスピーディーになった。多数の外資投資造船プロジェクトでは分割し投資する方法が採用され、投資総額を抑えている。県クラスの発展改革部門が直接審査確認できるように、一部の外資投資プロジェクトには投資総額を3000万米ドル以下に抑え、国家発展改革委員会及び国務院に申請するための煩雑な手続きを避けている。

例を挙げると、2005年12月、山東省栄成市の許可で設立された「栄成成東造船海洋有限公司」の場合、プロジェクトの投資総額は2980万米ドル、登録資本金は2270万米ドル、主な事業内容は船舶ブロック生産であったが、韓国成東造船海洋（株式会社）は、栄成成山鎮プロジェクト第一期に対し、9800万米ドルを投資し、主に船舶、船舶ブロック及び各種の関連部品の製造を行っており、将来的には10トン～15トンの船舶を建造するよう計画した。

2004年、韓国伽耶重工（株式会社）は、俚島鎮で総額2980万米ドルを投資した。当該プロジェクトの主な業務内容は、船舶、船舶部品及び鋼鉄構造の製造、船舶の検査、修理関連業務である。否定できない事実として、これらのプロジェクトには、中国船舶産業政策の「隙間」を利用していった。産業政策には、投資期限、分割投資への制限、分割投資期間の間隔などについては明記がなく、投資総額だけを制限しているため、ある意味では、3000万米ドル以上の審査機関はまるで見世物のようになっている。

これらの事例は、外国投資者が中国船舶産業政策を上手く利用して取り組んでいる有力な証拠である。従って、本報告書の「3.2 外資投資中国造船業法規制利用の案例分析」には三つの外資投資造船プロジェクトを列挙して詳しく分析するよう試みた。

## 2.4.2 外資投資企業の設立及び審査手順

### 1) 外資投資企業の投資総額によって定められる審査権限

国家現行法律の規定により、外商投資企業の設立は、政府が項目ずつ審査登録制度を採用している。投資総額と『外商投資産業指導目録』の項目分類は、中央政府か地方政府が審査する権限の主な根拠である。

- (1) 国家発展改革委員会、商務部は、投資総額3000万ドル以上の生産型外商投資項目と他の国務院主管部門が責任を取る項目を審査することになっている。
- (2) 省、自治区、市及び計画的財政上独立市人民政府の対応主管部門が、以下の項目を審査することになっている。
  - 投資総額は3000万ドル以下の非制限類外商投資項目。

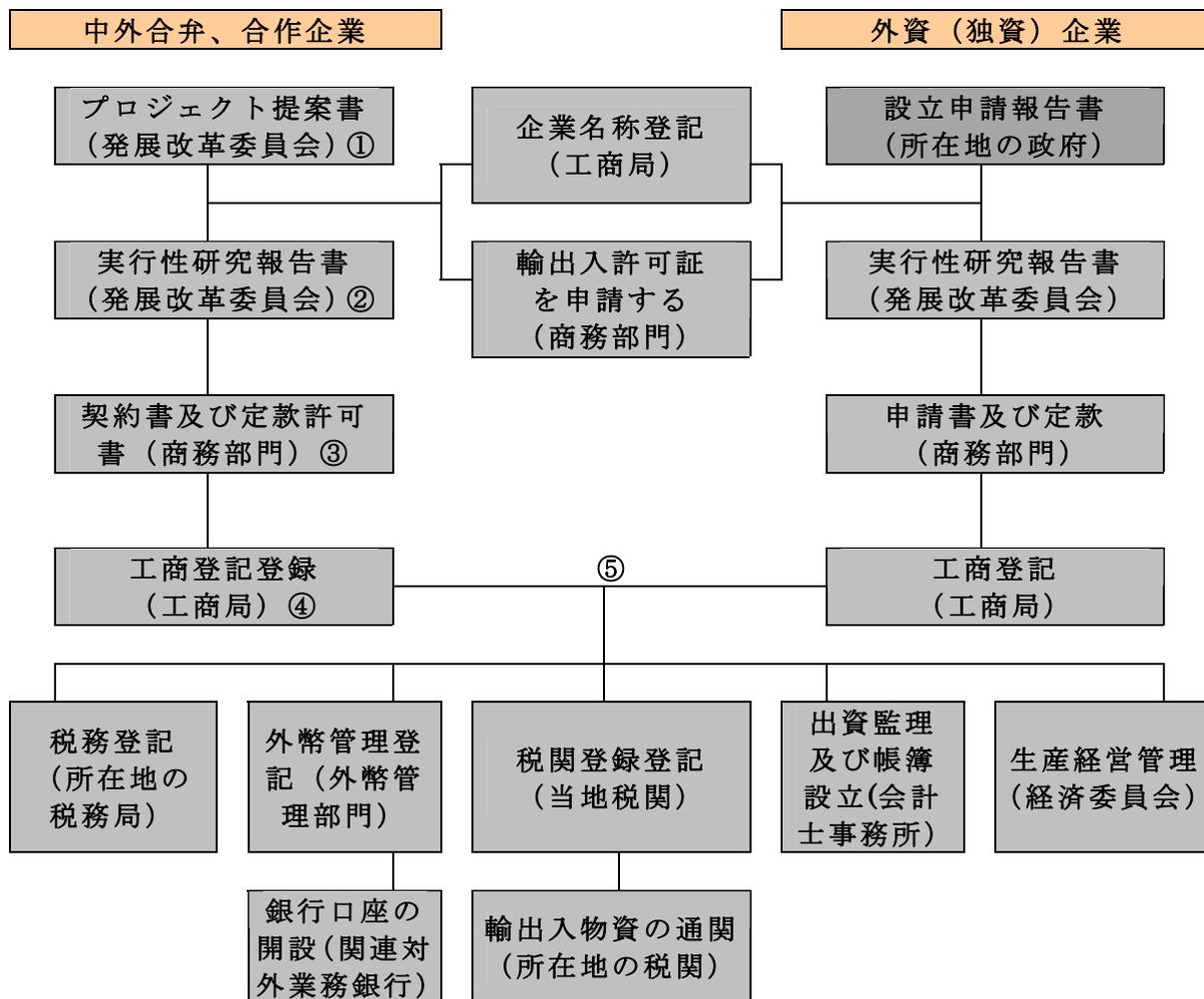
- 投資総額が 3000 万ドル以下の制限類外商投資項目は審査した上、国务院主管部門と業界主管部門に報告し記録に載せる。割当額、許可証に関する外商投資項目は、まず商務部に割当額や、許可証を申請すべきである。
- 投資総額が 3000 万ドル以上、奨励且つ国家総合的バランスを必要としない項目は、国务院主管部門に報告し記録に載せる。

外資投資造船プロジェクトが審査確認を得た後、関連企業の設立は比較的簡単である。ところがプロジェクトの投資総額は、中央政府か地方政府が審査する権限の主な根拠であるため、多数の外資投資造船プロジェクトにおいては、「プロジェクトの審査確認」と「企業設立」を天秤にかけなければならない。

前記に挙げた韓国伽耶重工（株式会社）の俚島鎮での投資総額が 2980 万米ドルであり、榮成成東造船海洋有限公司の投資総額が 2980 万米ドルであるため、当時、関連規定に基づき、これらの造船プロジェクトの審査確認には所在地の県（市、区）発展改革部門に申請していたが、企業設立の審査には所在地の商務部門など関連行政機構に申請するだけであった。

## 2) 外資投資（独資、合弁、合作）企業設立の基本手順

図 2 外資投資（独資、合弁、合作）企業設立の基本手順



出所：情報の収集・整理により

中外合弁、合作企業と外資（独資）企業設立の審査手順は、僅かであるが異なるところがある。現在、中国船舶産業政策によって、外資「独資」で新規造船（ブロックを含む）と船用中低速ディーゼルエンジン及びフランクシャフト企業を設立することが許可できないため、合弁、合作方式を採用しなければならない。

したがって、本報告書には申請設立中外合弁、合作企業設立の申請に必要な公式文書、申請審査の手順及び外資投資企業登録資本金、投資総額の比率、出資期限に関する注意事項を重点的に取り上げる。

(1) 中外合弁、合作企業設立に必要な公式文書及び設立手続き

● 審査の各段階に必要な主な公式文書

表 6 中外合弁、合作企業設立の申請手順の各段階に必要な主な公式文書一覧

手順	許可部門	提出すべき文書	証明書
①プロジェクト提案書	発展改革委員会	初歩的実行性研究報告書。 中外合弁合作双方が共同で調印した合作意向書。 中国管理部門が承認したプロジェクト提案書。 外資側の資金信用証明書。	—
②実行性研究報告書	発展改革委員会	許可審査機関が発行したプロジェクト提案書への返答。 中外合弁合作双方が共同で調印した実行性研究報告書。 提出した公式文書のコピー。	—
③契約書、定款	商務部または地方関連政府機構	プロジェクト決定及び実行性研究報告書が審査する時に提出した公式文書。 許可審査機関が発行した実行性研究報告書への返答。 中外双方の工商登記登録及び資金信用証明書。 契約書、定款。 中外双方の取締役の名簿。	『批准証明書』
④登録登記	工商行政管理局	関連審査機構の批准文書。 審査部門に認可されたプロジェクト提案書、実行性研究報告書、契約書、定款、取締役名簿。	『営業許可書』
⑤税務、税関、外幣、銀行登記	税務、税関、外幣、銀行	許可書がもらってから30日以内で所在地の工商行政管理部門で営業許可証を受け取り、企業コード、税務、財務、税関、外幣など関連手続きを行う。	各種の登記

出所：収集・整理により

備考：表 6 に示している番号「①～⑤」は、図 2 に示している番号「①～⑤」と対応させている。上表の審査手順は生産性企業の設立に適用されるが、各サービス性企業の設立にも適用される。

● 設立手続き

ステップ 1：プロジェクト提案書の審査申告

中国又は外国投資者は色々な方法で合資（合作）者を選び、合資（合作）者の業務範囲や信用状況を把握して、合作意向を確認してから、中国側の投資者がプロジェクト提案書を書き、審査部門（発展改革委員会）に審査してもらう。

プロジェクト提案書への許可が下りたら、名称専用権を守って同名を防ぐために、中国側投資者は工商行政管理部門で企業名称の登記手続きをし、『企業名称の事前審査確認通知書』を取得しなければならない。

## ステップ 2：実行性研究報告の審査申告

中外投資者は、プロジェクト提案書の認可を得て、『企業名称の事前審査確認通知書』を取得してから、合資（合作）項目に関連する市場、資金、企画住所、技術、設備、環境保護、原材料販売、経済的効果、外貨バランス及び基礎施設セットなどの項目で実行性の検討を行い、共に実行可能な報告書を作成し、審査部門（発展改革委員会）に提出する。実行可能な研究報告が審査された後、中外投資者は、設立企業の規約などの法律文書について相談し契約すればよい。

その他、実行性研究報告の審査申告には「前置審査」の可能性がある。即ち、特種業種である場合、業界主管部門の意見を求めなければならない。制限類及び禁止類プロジェクトの審査には、国家発展改革委員会、国家商務部が公表した『外資投資産業指導目録（2007年改訂）』に従う。

例を挙げると、環境に悪影響を与える可能性のある外資投資プロジェクトには、『環境影響報告書』の審査制度が適用され、外資投資プロジェクトが企業が実行可能な研究報告を作成する時に、環境保護行政主管部門に『環境影響報告書』を提出し、審査手続きをしなければならない。

## ステップ 3：契約書、定款の審査申告及び外資投資企業の許可証明書の申請

実行性研究報告は許可をもらってから、中国投資者が規約などの法律文書を審査部門（商務部あるいは地方の関連政府機構）に提出する。審査部門は実行性研究報告と規約などの文書をもらってから 90 日以内で許可を下すか否かを決める。合作企業の設立を申請するなら、45 日以内で許可を下すか否かを決める。一旦許可されたら、審査部門から外商投資企業批准証明書がもらえる。契約書と定款は外資投資企業の基本的な法律書類であり、中国の関連法律法規と一致しなければならない。

政府の審査機関に許可されたら、直ちに法律的な効力が生じ、調印した各方を拘束する力を持ち始める。

最近、審査受理の効率を高め、手続きを簡易化するため、以上の三つのステップにおいて、中国多数の地方政府は「ワンステーション式審査」を提供している。即ち、外資投資プロジェクト提案書、実行性研究報告及び契約書、定款を同時に審査するように、商務部門及び関連政府部門が共同で受理に取り組み、外資投資企業の設立をサポートする。

各省、自治区、直轄市及び計画単列市には、外資投資サービスセンターを設立し、外国投資者に「一条龍サービス」と呼ばれている全面的な代理サービスを提供している。

例を挙げると、初期において、合資（合作）者の選定、工場立地の選択に協力し、プロジェクト提案書の作成及び申告、企業名称の登記、実行性研究報告の作成、契約書及び定款の決定、営業許可証の審査申告などを代理している。

中期において、計画設計、工事建設及び土地使用、環境保護、消防及び公用事業など建設手続き及び各部門との協調を代理サポートすることができる。後期において、社員募集、関連の情報サービスを提供することができる。

#### **ステップ 4：営業許可証の申請**

中外投資者は外商投資企業批准証明書をもってから 30 日以内で工商行政管理部門で登記登録の手続きをして、営業許可証の申請する。営業許可証をもらった日付は、合資（合作）企業設立の日付である。

#### **ステップ 5：その他の関連手続き（企業コード、税務、税関、外幣など）**

契約書と定款を審査機関から契約書と定款の許可を得た後、申請者は、許可証書を持って所在地の技術監督局で企業コードを申請して取得し、領取組織機構でコード証明書を受け取らなければならない。それで税務、税関などの登記登録手続きをすれば良い。

### **(2) 外資独資企業設立の基本手順**

外国投資者は、独資企業を設立しようとしたら、資格のある諮詢代理機構に申請などの事項を依頼すればいい。

独資企業の設立手順は比較的簡単に、『中国で外資企業設立申請表』に書き入れて、実行性研究報告や会社の規約などの関連文書を作成し、審査部門（商務部或いは地方の対応政府機構）に申請すればいい。

外資企業法の規定によって、審査部門は申請をもらってから 90 日以内で、批准するか否かを定める。批准された後、審査部門から外商投資企業批准証明書が下りる。それで関連の登記登録手続きをすれば良い。その他、審査手順は中外合弁、合作企業の場合とほぼ一致している。

### **3) 外資投資企業登録資本金及び投資総額の比率、出資期限に関する規定**

#### **(1) 外資投資企業登録資本金及び投資総額の比率について**

現在、国家工商行政管理局の『中外合弁経営企業登録資本金及び投資総額比率に関する暫行規定』に基づき、外資投資企業の登録資本金及び投資総額の比率については、下表 7 に示す通りである。

表 7 外資投資企業の登録資本金及び投資総額の比率

投資総額 (A)	登録資本金の比率
A ≤ 300 万米ドル	登録資本金は少なくとも投資総額の 7/10 を占めるべき。
300 万米ドル < A ≤ 1000 万米ドル	登録資本金は少なくとも投資総額の 1/2 を占めるべき、うち、投資総額が 420 万米ドル以下の場合、登録資本金は 210 万米ドルを上回らなければならない。
1000 万米ドル < A ≤ 3000 万米ドル	登録資本金は少なくとも投資総額の 2/5 を占めるべき、うち、投資総額は 1250 万米ドル以下の場合、登録資本金は 500 万米ドルを上回らなければならない。
A ≥ 3000 万米ドル	登録資本金は少なくとも投資総額の 1/3 を占めるべき、うち、投資総額は 3600 万米ドル以下の場合、登録資本金は 1200 万米ドルを上回らなければならない。

出所：『中外合弁経営企業登録資本金及び投資総額比率に関する暫行規定』、収集・整理により

もし外資投資企業が特殊な事情で上記の規定を従うことができない場合、商務部に申請報告を出す。商務部は国家工商行政管理局と共に許可すること。

## (2) 外資投資企業登録資本金及び出資期限の具体規定

中外合弁、合作企業は契約書、定款の中、外資企業は定款の中に、必ず出資期限を規定すべきである。もし明確に規定しない場合、審査機構は許可を下さず、登記機構も審査確認手続きをしないことになっている。

現在、中国では外資投資企業の出資期限には二種類ある。

- ① 一回限りで資本金を納める。共同経営の各方は営業許可証が発行されてから 6 ヶ月以内に完納すること。
- ② 分割して資本金を納める共同経営の各方の一回目の出資（営業許可証が発行されてから 3 ヶ月以内）はそれぞれの 15% を下回らないこと、残りの部分は規定期間内に納めること（詳細は表 8 を参照）。

表 8 外資投資企業登録資本金及び出資期限に関する具体的な規定

登録資本金 (A)	出資期限（営業許可証が発行された日から）
A ≤ 50 万米ドル	一年内で資本金を全部納める。
50 万米ドル < A ≤ 100 万米ドル	一年半内で資本金を全部納める。
100 万米ドル < A ≤ 300 万米ドル	二年内で資本金を全部納める。
300 万米ドル < A ≤ 1000 万米ドル	三年内で資本金を全部納める。
A ≥ 1000 万米ドル	審査機関が実際の状況によって定める

出所：収集・整理により

### 3. 中国主要造船基地における外資投資優遇政策及び事例

#### 3.1 中国主要造船基地における外資投資優遇政策

中国地方造船基地の外資投資優遇政策とは、船舶基地が所在している省又は市に設けられた外資投資優遇政策であり、地方政府が外資を誘導するために与えている適切な優遇対策である。

調査のため、環渤海地域、長江デルタ地域、珠江デルタ地域内の主な造船基地が所在する省または市を回り、地元の発展改革委員会、対外経済貿易局（委員会）、外資投資企業協会、外資投資コンサルタントセンターなどの部門を訪問した。その結果、これら部門は主に国が制定した外資投資優遇政策に基づき行動していることが分かった。

例を挙げると、中国現行の法規制及び指導性文書に基づき、外資投資者には主に税収に関する優遇が主体である「超国民的な待遇」が与えられている。国は外資投資企業が経常利益年度より所得税の徴収をスタートし、投資の産業方向、投資期限、投資場所(沿岸、経済特区、開発区、西部または貧困地区などに分けられる)に基づき、24%、15%、10%の税率で企業所得税を徴収する。

そして、産業別と期限の長さにより、免除または減免の期限を与える。例えば「二年間免除三年間減免<sup>3</sup>」、「三年間免除五年間減免」、「五年間免除五年間減免」、更にもっと長い期限の減免などの優遇策が挙げられる。

もちろん、地方政府の権限範囲の内、地方政府には様々な形で外資企業を支持する権限がある。例をあげると、外資企業が納めたその他の地方税のうち、地方財政の部分は一定な比率で還付又は全部免除され、外資企業を支持する名目で企業にバックする。

外資企業に対し、地方政府は、営業税、農業税、特産物税など税収の減免を与える。殆どの地方優遇政策は正式文書で規定されるものではなく、一つの慣例に過ぎない。ある地方は3%で徴収したり、ある地方は免除したり、ある地方は“特別な事は特別に処理”、“一つの工場に一つの策”などを実行している。

現地調査により、地方政府は、地元の土地使用において相当な権限を持ち、土地使用料金の徴収及び使用期限に関する優遇対策をとっている。外資投資プロジェクトの性質、産業方向、投資期限などの状況に基づき、土地使用料、土地譲渡金又は賃貸料を免除、減免などの優遇を与え、一部の有名な企業グループ、投資規模が相当大きなプロジェクト、地元政府の評価で地元の経済発展を左右する重大なプロジェクトに対し、象徴的に少しだけ徴収する、又は土地を無償で外資側に支給する。更に、道路、港、埠頭又はその他基礎施設の整備に従事する場合、外資側にその沿線土地を開発し、利用する優先権及び優遇価格を与える。

調査報告『大連市及びその他都市の投資コストの比較』（2006年6月）には、大連、青島、上海、広州、天津など5つ都市に所属している投資の重点区域（主に開発区を参

---

<sup>3</sup> 「二年間免除三年間減免」とは第一年と第二年には企業所得税を免除し、第三年から第五年までは企業所得税を半額で徴収すること。

考としている)の工業用土地価格について調査を行い、上海工業用土地の価格は最高であり、青島工業用土地の価格は最も低いことが判明された(表9を参照)。

表9 大連、上海、青島など五つ都市の都市土地コストの比較

都市	工業用土地価格
大連	50年間の工業プロジェクト土地使用権の誘致地価は28米ドル/平方メートルから35米ドル/平方メートルまでの間である。その他、プロジェクトの投資強度、科学技術含有量及び地方税収への貢献度に基づき地価を左右することが出来る。最低保護価格は12米ドル/平方メートルであり、土地の賃貸価格は20元/平方メートル/年(価格調整の最短期間は3年間であり、調整幅は30%を超えてはいけない)である。
上海	工業用土地の譲り渡す価格は平均98米ドル/平方メートル前後である。 ●上海市閔行経済開発区の土地使用権はもう供与しないが、賃貸することができる。賃貸料は45元/平方メートル/年である。 ●浦東新区において、区画によって、土地価格の差は比較的に大きい。
天津	企業が所属している業種、投資密度及び科学技術含有量によって使用土地の価格は違うが、工業用土地価格は約37米ドル/平方メートルである。
広州	32米ドル/平方メートルから50米ドル/平方メートルまでの間である。
青島	16米ドル/平方メートルから20米ドル/平方メートルまでの間である。

出所：『大連市及びその他都市投資コストの比較』(2006年6月)

もちろん、各地方政府は、地元の実情と結び付けながら、誘致プロジェクトの産業方向、技術含有量、投資規模、経済効果などの要因に基づき、変動できる地価政策を制定し、更に「一つのプロジェクトに一つの議題」という方案を取っている。特定の投資プロジェクト用土地に対し、一部の都市は「ゼロ」地価措施を実施する。

ところが、法定の手続き上には「ゼロ」地価を見せないように、市財務部門は、土地の譲渡金を財政専用項目に入金してから、優遇政策に基づく還付金として企業にバックしている。

例を挙げると、上海は、ハイテク成果に認定されるプロジェクトに対し、3年間以内にプロジェクト用土地使用料及び譲渡金を還付し、生産経営用不動産の購入に掛った取引手数料及び資産権登録費を免除する。

更に、一部の不動産取得税は補助金として還付される。

大連では、2005年1月1日後の新規外資投資企業に対し、投資金額1000万米ドル以上の、かつ国が定めた投資強度に達した重大プロジェクトの場合、税率比率に従って、市クラスと県クラスの財政は、建設期間内に当該プロジェクトの中国側の登録資本金総額に10%の補助を与え、当該プロジェクトの土地譲渡金の20%を還付し、企業の基礎施設整備に回す。

投資金額3000万米ドル以上の、かつ国が定めた投資強度に達した重大プロジェクト、又は大連市の有力産業を促進する役割を担うもの及び規模型ハイテク産業プロジェクト

の場合、税収比率に従って市クラスと県クラスの財政は、建設期間内に当該プロジェクトの中国側の登録資本金総額に10%の補助を与え、同時に都市計画、土地に関わる更なる優遇政策を与える。同クラスの財政は、外資投資企業の増資に奨励と支持を与え、契約書外資金が増資1000万米ドル毎かつ一括払いされた場合、当該企業に10万元RMBの奨励金を与える。当該奨励金は、自由に使用できる。

土地使用の柔軟性において、個別の地区には土地使用権を10年、20年、30年の期間で譲渡させる政策が実施され、土地使用期限によって土地価格が定められる。

## 3.2 中国造船業における外資投資の事例

中国造船業において、現在実行されている外資投資の基本法規制及び船舶工業政策の要求に基づき、造船所を合作又は合弁の形で投資することは許可されるが、独資の形で新規造船所を設立することは許されない。

ところが、『中国船舶工業における中長期発展計画』が公表され、実施される前には、その他の工業と同様に、外資投資中国造船業に関する審査、許可の手続きは主に外資投資の基本法の規制及び政策に基づいて行われ、業界専門の管理政策には制限されなかった。

これにより、中国には独資又は絶対持株（外資側の持株が49%を超えることを言う）の造船プロジェクトが存在している原因である。典型的な例として、青島現代造船有限公司、サムスン重工（寧波）有限公司及び大連STX造船プロジェクトが挙げられる。これら三つの造船プロジェクトについて下記のように紹介し、分析した。

### 3.2.1 青島現代造船有限公司

2003年11月26日、韓国現代総合商事は、靈山造船所と合弁意向書を交わした。2004年11月29日、現代総合商事は、青島靈山造船所と靈山造船の全ての固定資産及び資材集積場（Yard）用土地の買収に関する契約書を交わした。

2005年4月14日、補充協議を契約し、同年5月8日、中国政府の許可及び営業許可書を取得した。2005年5月18日、靈山造船所の経営権を買収した。2005年6月10日、現代総合商事は、中国青島に投資し、「青島現代造船有限公司（Qingdao Hyundai Shipbuilding Co.,Ltd）」を成立した。投資総額は約10億元RMBであるが、韓国現代総合商社は、一気に9000万米ドルを投資し、新規造船所の持株会社となった。両方の投資比率は、現代総合商事の持株率80%：青島靈山造船所の持株率20%である。

**分析：**この事例から分かることは、『中国船舶工業における中長期発展計画』が公表され、実施される以前は、外資投資中国造船業に関する政策はやや緩和されており、プロジェクトの審査、許可は比較的容易であり、中国側と外資側の出資比率又は持株権利においては具体的に制限されていなかった。事実上、靈山造船所は、土地及び既存の造船設備など固定資産だけを提供し、これらの資産を相当した金額に換え、中国側の資本金として投資した。新しい合弁企業の組織構造は、全て韓国の現代総合商事のモデルに従って構築されている。船舶及び関連部品、半製品の建造、設計と販売などは主な経営内容である。よって、一部の媒体は、青島現代造船有限公司を独資企業として見ている。

ところが、「三資」企業の標準に基づき分けると、中国側は固定資産を新しい会社の資本金として投資したため、青島現代造船有限公司の厳格な定義は、外国側が絶対的に持株マジョリティを持った中外合弁会社である。

### 3.2.2 サムスン重工（寧波）有限公司

1995年12月、韓国サムスン重工は、寧波で独立資本の形式でサムスン重工（寧波）有限公司を設立し、韓国資本の独資企業として、主に船体ブロック、製造昇降口の蓋など部品の加工貿易が行われている。当該会社の第一期、第二期の投資総額は約1億米ドル（うち、第二期は2004年8月に投資したものである）。2005年6月、第三期に投資額7,800万米ドルを増資した。その後、第四期に約6300万米ドルを増資し、2006年11月までに、投資総額は既に2.4億米ドルに達した。

分析：2006年9月18以前、中国現行の法律法規と船舶産業政策において、外資投資造船プロジェクトに関する明確な規定がなく、外資側が独資投資し、船舶ブロック廠を設立することが出来た。又中国造船企業と合弁又は合作することも出来た。2004年8月、韓国サムスン重工は第二期の投資をしてから、更に第三期、第四期の投資をした。なぜ韓国サムスンは一気に1.41億米ドルの投資をするのではなく、二回に分けて投資金額を追加し、生産能力を拡大する方法を選んだのか？寧波市対外経済貿易局から得た情報によると、主な原因は、中国外資投資法律法規に関わっている。2004年10月9日、国家発展改革委員会より公表され、実施された『外資投資プロジェクト審査に関する暫定管理方案』（国家発展改革委員会22号令）には、外資投資規模が1億米ドルを超えるプロジェクトに対し、国家発展改革委員会が審査を行う規定があった。審査手続きを国クラスの機関が実行すれば、その手順が煩雑となり、所要時間が長くなり、プロジェクトの進捗が直接影響されることが予想された。よって、サムスン重工（寧波）有限公司は、国の政策を機動的に利用し、分割して投資する措置を選んだ。一期の投資総額を1億米ドル以下にしたため、省クラスの発展改革委員会又は市、県クラスの発展改革部門が可決できる範囲に属し、浙江省が解決できるプロジェクトであった。こうして、沢山の煩雑な環節を省き、審査・許可にかかる行政コストを節約することができ、予定の投資目標をスピーディーに達成することが出来た。

そのほか、多数の外資投資造船プロジェクトを集め、分析した。その結果により、2004年10月9日以後に審査・許可した殆どの船舶プロジェクトにおいて、投資総額は1億米ドル以下である。例をあげると、韓国成東造船海洋株式会社が榮成市に投資した造船プロジェクトにおいて、第一期の投資は9800万米ドルであり、主に経営内容は、船体ブロックの製造である。2006年3月7日、韓国サムスン重工業株式会社は、投資し、サムスン重工（榮成）有限公司を設立した。当該プロジェクトには200万平方メートルの総敷地面積を計画しており、総投資目標は3.6億米ドルであり、会社の登録資本金は5000万米ドルであるが、二期に分けて建設する予定である。第一期には9980万米ドルを投資し、80万平方メートルの敷地面積に達し、2007年7月に稼働した。主に大型船体ブロックの製造を行い、年間生産能力は10万トンに達する見込みである。審査手続き及び企業の設立において、当該プロジェクトの第一期は成功を遂げたが、第二期の投資は見当を付けることが困難である。造船業の景気は上昇しつつあり、サムスン重工（榮成）

有限公司の経營業績も良好であれば、韓国サムスン重工業株式会社は残りの 2.62 億米ドルを一気に投資する、その可能性はあるが、三期に分けて投資を行う可能性もある。造船市場が良くなければ、第二期の投資が放棄されることが予想される。

従って、投資総額が 1 億米ドルを超えた造船プロジェクトにしても、一石二鳥の効果（煩雑な審査手続きが省かれながら、投資リスクが軽減される）が得られるため、投資金額の分割納付方式を用いる。これは外資投資プロジェクトにおける一般的な現象である。現在、外資投資中国造船プロジェクトにおいて、新しい政策と規定が公表されたとしても、「投資総額」に関する制限は依然として名ばかりの存在であり、国の政策によるコントロールの予想された効果を果たすことができない。

### 3.2.3 STX（大連）重工業有限公司

2006 年 9 月 14 日、大連長興島臨港工業区及び韓国 STX 集団は、船体ブロック製造及び造船プロジェクトについて協議書を締結した。協議に基づき、韓国 STX 集団は大連市長興島臨港工業区に対して投資し、船舶工業基地の第一期工事を建設する。当該プロジェクトの投資総額は 4.1 億米ドルであり、敷地面積は 208 万平方メートルであり、主に船体ブロックの製造及び造船を行うことである。2006 年 12 月 22 日、韓国 STX 集団は、長興島船舶産業基地に投資する第二期工事事項について、大連長興島臨港工業区と最終的な協議を持った。韓国株式会社 STX、STX エンジン株式会社、STX 重工業株式会社及び STX 造船株式会社の四社はそれぞれ、エンジンフランクシャフト製造、船用ディーゼルエンジン製造、海洋構造物製造及び大型新規造船の四つのプロジェクトについて、長興島臨港工業区管理委員会と投資協議書を締結した。第二期工事の投資総額は 4.92 億米ドルに達し、敷地面積は 174.4 万平方メートルであり、2008 年末と 2009 年に相次ぎ稼動する予定である。

2007 年 3 月、敷地面積 330 万平方メートルに達する大連造船海洋総合基地の設立式典が開かれ、韓国 STX 集団の中国大連での造船所建設は、全面的にスタートした。2007 年 3 月 31 日、韓国 STX 造船会社が大連長興島で投資し、建設した造船所は予定通り、稼動式典を行った。現在、STX 集団は、当該基地に建造する予定の 21 艘 5.8 万トン DWT バラ積み貨物船と 4 艘 6700 台自動車搭載の運輸船を受注し、これは総価値 11 億米ドルに相当する。2009 年下半年から 2010 年までの間に、建造進行中に分割増資する予定である。

分析：「STX 大連造船」プロジェクトは二期に分けられ、六つの項目が含まれている。第一期には船舶ブロック製造と小型造船の二項目があり、第二期にはエンジンフランクシャフトの製造、船用ディーゼルエンジンの製造、海洋構造物の建造と大型船舶の建造の四項目がある。中国船舶工業政策に影響され、二期の協議書を締結した時間の差はわずか三ヶ月であるが、許可と審査の難度及び複雑度ははっきり異なる。

「STX 大連造船」第一期プロジェクトを契約した 2006 年 9 月 14 日は、『船舶工業における中長期発展計画（2006 年～2015 年）』が正式に公表され実行された 2006 年 9 月 18 日の日より早かった。2006 年 8 月 16 日、『船舶工業における中長期発展計画（2006 年～2015 年）』は国务院常务会议で通過され、2006 年 9 月 1 日、当該『計画』は座談会で議論されているが、まだ可決されなかった。従って、「STX 大連造船」第一期プロジ

エクトの性質は、青島現代造船有限公司、サムスン重工（寧波）有限公司と同様である。世論では「STX 大連造船」の審査日付は一つの「エッジ・ボール」であり、特別な目的があった。大連市政府は、新しい船舶投資政策の登場を心配して、公表される前の期日に両方が急いで協議を調印した。現在、「STX 大連造船」第一期プロジェクトは順調に進展されており、うち、2007年3月31日、「STX 大連造船」第一期の小型造船項目の稼働式典が行われた。

2007年10月11日、遼寧省副省長李万才は、省政府で韓国 STX 集団副会長李明基一行と会見した。「韓国 STX 集団が投資した大連長興島臨港工業区プロジェクトは、順調に進展されている。当該プロジェクト及び韓国 STX 集団の発展に大きく注目し、特に遼寧での発展に対し、これまでと少しも変わらず支持を続ける」と李万才が語った。会見では、韓国 STX 集団の大連長興島臨港工業区における投資プロジェクトの「関連問題」について話し合いが持たれた。

「関連問題」は、「STX 大連造船」第二期投資プロジェクトを指している。第二期投資協議は『計画』が実行されてから調印したため、明らかに国の政策の登場を無視しているのでは？と一部のマスコミは、当該プロジェクトを「外資投資規定違反」事件として、次から次へと各大手新聞で掲載し、船舶業界でセンセーションを引き起こした。

当該問題について、大連市対外経済貿易局を訪ねた。これによると「第二期プロジェクトは既に大連市政府と遼寧省政府に認可され、『大連市第一陣の「グリーン通路」に入る優秀外資プロジェクト』に収められた。当時は「特別事例」として特別に許可されたが、国の産業政策と一致しないため、国家发展改革委員会に審査を申請する際に妨げられ、すぐまた「難産になる」状態である。」とのこと。

当時の遼寧省書記、省人民代表大会常設委員会主任で現在の中央政治局常委委員を任ずる人物は、二期の「STX 大連造船」プロジェクトの調印式に同席した。そのほか、現在就任されている中国商務部部長は 2003 年～2004 年の期間中に前後して遼寧省省長、副書記を任していた。このような複雑な背景に置かれているため、現在、「STX 大連造船」第二期プロジェクトの工事は着々と進められている。

大連市と遼寧省の責任者は、国家发展改革委員会と協議を行っており、国が東北旧工業区を重点的に発展させることを理由にし、その他都市又は地域で異なる優遇政策を獲得することを試みるか？又は韓国 STX 集団と協議し、合併する方向で努力するか？ところが、双方は既に持株比率において自分の意見に固執している。さらに、2007年12月1日、新たな『外資投資産業指導目録（2007年修正案）』が実施された、「エンジンフランクシャフト製造、船用ディーゼルエンジン製造、海洋構造物製造」の三項目は国が発展を奨励する項目/製品であるにも関わらず、明確に「持株中国側のみに限られる」と定められた。「STX 大連造船」第二期プロジェクトの審査・許可に更に難度を増すことは明らかである。

現在まで、「STX 大連造船」第二期プロジェクトは国家发展改革委員会の審査に通過できるかどうか、知る由もないままである。

### 3.3 中国造船業における外資投資の現状

#### 3.3.1 概況

最近、日本、韓国籍の造船所が中国に進出し投資する主な領域は、船舶関連部品及び船舶ブロック製造に集中している。本調査書の主旨に基づき、日本、韓国籍の造船企業が中国造船業を投資する現状及び動きを重点的に分析し、まとめた（表 10 を参照ください）。例をあげると、船体ブロックにおいて、典型事例は日本今治集団が大連で設立した大連今岡船務工程、韓国サムスンが寧波で設立したブロック廠、韓国東方精工が大連で設立した船体ブロック工場などがある。

表 10 韓国が中国で投資した主な造船所（計画中を含む）について

	合併企業の名称	日、韓の造船所	投資総額 (億米ドル)	成立时间	主な業務内容
1	大連東方精工船舶 装備有限公司	韓国東方精工	0.58	2003年	船体ブロック、上層建 筑、艀装部品
2	山東榮成伽耶船業 有限公司	韓国伽耶重工	0.298	2003年3月	ブロック及び艀装部品 の製造
3	大宇造船海洋（山 東）有限公司	韓国大宇造船 海洋	10.0	2005年7月	船体ブロック、計画造整 船
4	青島現代造船有限 公司	韓国現代総合 商社	1.2	2005年5月	船舶建造所
5	サムスン寧波ブロ ック廠	韓国サムスン 重工	2.4	1995年12月	船体ブロック
6	サムスン重工業 （榮成）有限公司	韓国サムスン 重工	3.6	2006年3月	大型船体ブロック
7	大連大洋船舶工程 有限公司	韓国大洋商船 株式会社	0.98	2005年7月	特種船舶及び高性能船 舶の修理、船舶部品の設 計及び製造
8	大連長興島臨港工 業区、「STX 大連造 船」と略称する 山東新ブロック廠 （工場の立地の選 定が不明である）	韓国 STX 集団	9.02	2006年9月	船体ブロック及び造船 1億米ドルの投資を計画 している
9	山東榮成成東造船 有限公司	韓国成東造船 海洋株式会社	2.5	2005年11月	第二期は船舶建造を計 画している
10	山東威海船舶ブロ ック廠	韓国三進株式 会社	0.299	2000年11月	船舶建造、船舶関連部品 の製造
11	南通中遠川崎	日本川崎重工	約 4.8	1995年	船舶
12	大連今岡船務工程	日本今治造船 集団	0.92 (第二期)	2002年11月	船舶ブロック、艀装部品
12	日本常石秀山工場	日本常石造船 集団	10.0	2003年	常石集団（舟山）船業発 展有限公司と大型船体 有限公司を含む
13	辻産業重機（江蘇） 有限公司	日本辻産業重 機	0.726	2003年11月	第二期拡大建設と船舶 建造を計画中
14	鎮江造船プロジェ クト	日本石川島播 磨重工株式会社	約 2.4	2005年10月	ドック、埠頭などを含む 造船施設の建造及び造 船関連業務を行う

出所：収集・整理により

### 3.3.2 中国造船業における外資投資の動き

#### 1) 大連東方精工船舶装備会社有限公司

- 2003年、韓国（株式会社）東方精工は、大連船舶工業会社（グループ）を合併して設立した会社である。投資総額は5800万米ドル、敷地面積は26.3万平方メートル、鋼材の加工能力は年間10万トンを計画する。
- 主に船上の構造物、煙突、機関室、船体ブロックなど船舶中間製品の製造、船用機械、航海設備、海洋工学及び陸上鋼骨構造物など製品の製造に従事する。
- 第一期工事は2005年9月に開始し、2007年6月に竣工した。現在、第二期工事は準備中である。情報によると、第二期工事が竣工されるに連れ、当該会社の規模は東方精工韓国総部鎮海工場の2倍に達し、世界最大の船上の構造物の生産基地になる見込みである。

#### 2) 山東栄成伽耶船業有限公司

- 韓国伽耶重工業株式会社は2003年3月に山東省栄成市に投資し、設立した。投資総額は2980万米ドル、登録資本金は1500万米ドル、威海市造船業において、二社目の外資投資企業である。
- 主な業務内容は1万トンWDT以上の大型船舶、船舶の部品及び鋼材構造部品の製造、販売、船舶検査・修理などであり、製品の100%は輸出される。会社は2006年4月に稼働され、年間造船能力は18万トンWDT、船舶部品の年間製造能力は3万トン、鋼材の加工能力は年間11万トンに達する。

#### 3) 大宇造船海洋（山東）有限公司

- 2005年7月13日、世界第二の造船大手——大宇造船海洋工程会社は煙台市政府と正式に協議を調印した。10億米ドルを投資し、大宇造船海洋（山東）工程会社を設立した。2010年に全面的に稼働する計画である。
- 主な業務内容は7万トンDWT以上の郵船、コンテナ船、超大型郵船及びLNG船の建造である。造船所の全部の工事が竣工されれば、年間生産能力414万トンWDT、年間販売総額40億米ドルが見込める煙台開発区に作られたもう一つの韓国大宇造船会社ができることとなる。
- 2007年7月1日、船体ブロックの製造が開始された。2008年、船体ブロックの生産能力は30万トンに達する予測である。
- 韓国大宇造船海洋工程会社の責任者は、「大宇造船煙台船体ブロック製造工場を全体の船舶を建造する造船所に発展させる計画を立てている」と発表した。

#### 4) サムスン重工（栄成）有限公司

- 韓国サムスン重工業株式会社は2006年3月7日に当該会社を設立し、投資総額3.6億米ドル、登録資本金5000万米ドルとなる。敷地面積200万平方メートルを計画しており、二期に分けて建設される。第一期には9980万米ドルを投資し、工事の敷地面積は80万平方メートルに達する。主に大型船体ブロックの製造を行い、年間生産能力は10万トンに達し、2007年7月に稼働する。第二期工事の敷地面積は

120 万平方メートルとなり、主に大型船体ブロック、陸上と海上構造物及び部品の製造を行い、年間生産能力は 30 万トンに達し、全製品は輸出される。

- 工事は 2015 年を持って全面的に完了する計画である。

#### 5) 山東栄成成東造船有限公司

- 2005 年 11 月 1 日、韓国最大の船体ブロック製造企業である成東造船海洋株式会社は山東栄成市と協議、調印し、山東栄成成東造船有限公司を設立した。投資総額は約 2.5 億米ドルであり、敷地面積は約 130 万平方メートルの計画である。
- 当該造船プロジェクトは二期に分けて投資される。第一期には 9800 万米ドルが投資され、主に船体ブロックの製造が行われる。第二期には 1.5 億米ドルが投資された。船体ブロックの製造規模を拡大する上に、10 万トン DWT に達する船舶建造を追加する予定がある。

#### 6) その他の投資中国造船業の韓国造船企業

- 2006 年 9 月 23 日、青島即墨馬斯特造船プロジェクトは正式に調印された。当該造船プロジェクトは、韓国馬斯特造船国際持株マジョリティー有限公司、中国機械輸出入（集団）有限公司と青島市企業発展投資有限公司が共同投資したものである。
- 第一期には 1.95 億米ドルを投資し、主な生産業務は 30 万トン DWT アフラマックス型石油タンクと 4000～5000TEU コンテナ船の建造である。正式稼働後の年間造船能力は 160 万トンに達する予測である。現在、当該プロジェクトは順調に進められ、国家発展改革委員会に申請し、審査する段階に入っている。
- 韓国三進株式会社は威海で造船プロジェクトを投資した。投資総額 2999 万米ドル、登録資本金 2700 万米ドルであり、主な業務内容は船舶建造、船舶の検査と修理及び船舶関連部品、はしけ及びその他金属部品の生産及び販売である。

更に、日本、韓国籍の船舶企業は、中国の船用機械製造において、高い情熱が見られる。2006 年 3 月、韓国最大の船用機械メーカーである江林技研株式会社は単独資本で江林重工（常州）機械有限公司を設立し、工場の建設を竣工させ稼働させた。2006 年 8 月、安慶ディーゼルエンジン廠と日本大発（ダイハツ）ディーゼルエンジン株式会社は共同で 2.1 億円を投資し、安慶経済開発区で合弁企業を創立した。2006 年 9 月、日本三井造船、CSSC と滬東重機三社が共同出資で、上海中船三井造船ディーゼルエンジン有限公司を設立したなどの事例があげられる。

### 3.4 中国三大造船地域における主要造船基地の動き

中国の主な造船基地は、環渤海地区<sup>4</sup>、長江デルタ地区、珠海デルタ地区の三大地区に分布している。

環渤海地区には、青島海西湾造（修）船基地、中遠大連造船基地、中船重工山税関造船基地と唐山徳龍海洋工程基地などがあり、長江デルタ地区には、上海長興島造船基地、中遠（舟山六横島）大型修造船基地、中海江蘇造船基地などがあり、珠海デルタ地区には、広州南沙龍穴島造船基地、福建泉州斗尾修造船基地<sup>5</sup>などがある。

環渤海地区を跨る主な省/市は、遼寧省/大連市、山東省/青島市であり、長江デルタ地区を跨る主な省/市は、上海市、江蘇省、浙江省であり、珠海デルタ地区を跨る主な省/市は、広東省、福建省である。

中国三大造船地区における主な造船基地の動き及びその所在省/市の船舶工業の発展計画をまとめて見た（参考資料二を参照）。

---

<sup>4</sup> 本報告書に示す環渤海地区の造船企業には主に遼寧省、山東省、河北省と天津市を含み、長江デルタ地区の造船企業には主に上海市、江蘇省、浙江省を含み、珠江デルタ地区の造船企業は主に広東省、福建省を含む。

<sup>5</sup> 正確に言えば、当該基地は「外珠江デルタ地区」に所在しているが、通常、造船業にはそれを「珠江デルタ地区」に区画する。

## 4. 造船関連技術基準・規定

中国で最新に公表された「船舶生産企業生産条件基本要求及び評価方法」（CB/T 3000-2007）（以下は「造船所評価基準」と称する）に基づき、新規造船所に対する基本要求から始め、鋼材、アルミ材、繊維強化プラスチック製船舶一般生産企業に対する一般要求、管理要求、人員要求、計量検査要求、生産施設要求、生産設備など六つの項目について整理しまとめた。そして、「造船所評価基準」に関わる造船施設及び造船設備の一覧表を作成した。

さらに、「中国造船品質基準」（CB/T 4000-2005）の適用範囲、内容及び修正内容について集約的に紹介し、現在実行されている造船規範、規則、指南と造船所及び造船設備に関わる環境保護関連法律、基準を整理し、一覧表を作成した。

### 4.1 中国新規造船所に対する基本要求

「造船所評価基準」は、国防科学技術工業委員会が公表した中国初の船舶生産企業に対する生産条件の産業基準であり、2007年3月23日に審査を通過し、正式に公表され、2007年10月1日より実施される事となった。今までの中国船舶生産企業の新規建設及び管理における無基準の歴史は終えた。

「造船所評価基準」は、初めて中国全国の船舶生産企業の基本的な生産条件に対し基準を統合し、中華人民共和国国内における船舶生産を行う企業（建造と改造を含む）の生産条件の基本要求及び評価方法を基準化した。「造船所評価基準」は、各級各種の鉄鋼製、アルミ製、繊維強化プラスチック及び木製船舶生産企業に適用し、その他の材質を使った船舶生産企業にも適用する。また、中国の大型、中型、小型船舶生産企業の全体に適用する。

「造船所評価基準」は、民間用の船舶を一般船舶と漁業船舶の二種に分ける。一般船舶企業に対して、当該基準は主に一般要求、生産管理、人員、計量検査要求、生産施設要求、生産設備要求の六つの面から、船舶建造企業の基本的な生産条件を規定し、具体的な操作可能な評価方法を取り入れる。

船舶生産企業に対し分類して指導管理する原則により、「造船所評価基準」は、民生用船舶生産企業を鉄鋼製船舶一般生産企業、アルミ製船舶一般生産企業、繊維強化プラスチック製船舶一般生産企業、鉄鋼製漁業船舶生産企業、繊維強化プラスチック製漁業船舶生産企業、木製漁業船舶生産企業の6大類29種に分け、そのうち数量が最も多く、最も遍在する鉄鋼製船舶一般生産企業を三級12種に区分する。

例を挙げると、生産能力に基づき、一級の鉄鋼製船舶一般生産企業は、下記の表に示すように生産能力によって4種に分けられる。

表 11 鉄鋼製船舶一般生産企業の分類表

一級各類鉄鋼製船舶一般生産企業	
類 別	生 産 能 力
I 類	船体の長さ>220m、または空船重さ>12000 トン 主機関の総馬力>12000kW の鉄鋼製一般船舶。
II 類	220m>船体の長さ>150m、または 12000 トン>空船重さ>5000 トン 12000kW>主機関の総馬力>12000kW の鉄鋼製一般船舶。
III 類	船体の長さ>90m-150m、または空船重さ>1500 トン-5000 トン 主機関の総馬力>1000kW-6000kW の鉄鋼製一般船舶。
IV 類	船体の長さ<90m または空船重さ<1500 トン 主機関の総馬力<1000kW の鉄鋼製一般船舶。

#### 4.1.1 一般要求

一般要求には政策、営業許可証、登録資本金及び生産用土地の四つの項目が含まれる。各級各種の船舶一般生産企業に対し、登録資本金の最小限度は 30 万元～20,000 万元とし、敷地面積の最小限度は 0.25 万平米～15 万平米とする。例えば、一級 I 類の鉄鋼製船舶一般生産企業の登録資本金は 2 億元以上、生産用敷地面積は 12 万平米以上でなければならない。

#### 4.1.2 生産管理

生産管理には品質保証機関、品質方針・品質目標、品質管理公式文書、仕入れの品質コントロール、製造工程の品質コントロール、倉庫及び原材料管理、品質情報管理、技術管理、品質検証管理、アウトソーシング管理、施設設備管理、文明生産、安全生産及び環境保護と衛生など 14 の項目が含まれる。例を挙げると、品質保証機関において、一級の各種、二級の I 種の鉄鋼製船舶一般生産企業は、GB/T 19000 又は ISO 9000 基準に適した品質管理システムを構築すべきで、国务院が認可した監督管理部門の審査を経て、認定機関により発行された有効な品質システム認定証明書を取得しなければならない。

#### 4.1.3 人員

人員要求には、技術責任者と品質責任者、専門技術者と検品担当者、技術作業員の 3 つの項目が含まれる。

一級各種と二級各種の鉄鋼製船舶一般生産企業に就任される技術責任者及び品質責任者は、全員が技術職の肩書きを持つ高級エンジニア、実務管理経験 5 年以上の者、又は専門職の一般エンジニア、実務管理経験 7 年以上の者でなければならない。技術管理職、品質管理職及び検査管理職は、技術職の肩書きを持つ高級エンジニア、実務管理経験 3 年以上の者、又は専門職の一般エンジニア、実務管理経験 5 年以上の者でなければならない。

ない。

専門技術者及び検品者においては、各級各種の船舶一般生産企業には適切な、船体、船舶機関、船電など幅広く対応できる専門的な技術者、検定、検品者を配置しなければならない。更に、配置人数の最小限度が決められた。例を挙げると、一級 I 種の鉄鋼製船舶一般生産企業は、配置人数の最小限度を下記のように定める。

- 船体、船舶機関、船舶電気専門の高級エンジニアは 15 名、エンジニアは 30 名。
- 従業資格を持つ船体、船舶機関、船電専門の専職検品者は 9 名。
- II 級以上資格を持つ専業の非破壊検査工がなければならない。

技術工においては、各級各種の船舶一般生産企業には造船に適した技術工を備えなければならない。

就業する溶接工は、船舶検査機関が発行した溶接技能資格証明証を持たなければならない。溶接工資格書の等級に適した作業に従事すること。更に、溶接技能資格所有者数の最小限度を定めた。例えば、一級 I 種の鉄鋼製船舶一般生産企業には技能資格を持つ溶接工人数の最小限度は、III 級溶接工数 40 人、II 級溶接工数 80 人でなければならない。I 級溶接工の人数は、企業生産能力に従って定められる。

#### 4.1.4 計量検査要求

計量検査要求には計量器具、検査測定設備と計量管理の 3 つの項目が含まれる。計量器具においては、各級各種の鉄鋼製船舶一般生産企業は以下に挙げられる各種の生産ニーズに満す計量器具を持たなければならない。角ゲージ、巻き尺、直線定規、金尺、すきまゲージ、圧力計、水準器、水準儀、ノギス、深度ゲージ、マイクロメーター、パーセント表、万用表、メグオーム計、フィルム厚さ測定儀、ストップ・ウォッチ、回転計速表、ポイント温度計、サーモスコープ、シリンダー圧力計、ハイグロメータ。計量器具の数量は、企業の生産能力に従って定められる。

検定測定設備においては、各級各種の船舶生産企業に対して、製造工程に必要な検定測定設備を備え付けるべきで、企業の生産能力に従い、数量を決めることを許可する。鉄鋼製船舶一般生産企業が必要な設備は、密封性試験用設備、傾斜試験用設備、非破壊検定測定設備、超音波厚さ測定器（二級各種、三級各種の鉄鋼製船舶一般生産企業には固定の協力会社の利用を許可する）、物理化学実験設備、レーザー鉛直儀、発電機負荷試験装置、パイプ材ポンプ圧設備、ガス点火測定設備、鋼材錆取り基準見本などである。

計量管理においては、各級各種の船舶生産企業は、合理的に計量管理制度を設立し、計量器具と検定測定設備の管理台帳などを備え置き、計量管理をしなければならない。

#### 4.1.5 生産施設要求

「造船所評価基準」では鉄鋼製、アルミ製、繊維強化プラスチック製及び木製船舶生産企業に対し、それぞれの生産施設要求を定めたが、ここでは鉄鋼製船舶一般生産企業の生産施設要求を例として取り上げる。

生産施設要求には、主に生産場所、海岸線の長さ、艀装埠頭、船台又は船渠(ドック)、サンプルの保管施設、クレーン施設、進水方式及び建造方法などの 8 つの項目が含まれる。

● 生産場所

一級各種の鉄鋼製船舶一般生産企業は、建造する船舶に適した独立された船体、船舶機関、船舶電気製造工場、原材料のストック量に対応できる独立された倉庫又は場所、独立された周辺設備のストック倉庫、独立された事務所を備えなければならない。

二級各種の鉄鋼製船舶一般生産企業は、独立された船体生産工場、独立された船舶機関、船舶電気製造区域、原材料のストック需要に適した倉庫又は場所、周辺設備のストック倉庫、事務場所などを備えなければならない。

三級各種の鉄鋼製船舶一般生産企業は、独立された船体生産区域、生産ニーズに適した船舶機関、船舶電気製造区域、原材料のストック需要に適した倉庫又は場所、周辺設備のストック倉庫、適した事務場所を備えなければならない。

表 12 各級各種鉄鋼製船舶一般生産企業の海岸線長さの最小限度（単位：メートル）

類別	一級Ⅰ類	一級Ⅱ類	二級Ⅰ類	一級Ⅲ類	一級Ⅳ類	二級Ⅳ類	三級Ⅱ類	三級Ⅲ類	三級Ⅳ類
				二級Ⅱ類	二級Ⅲ類	三級Ⅰ類			
海岸線の長さ	500	450	350	300	200	150	120	80	50
生産場所において水域を所有しない三級Ⅳ類船舶生産企業に対し、外注協力が許される。但し書面による協議書を定める事が必要である									

● 艀装埠頭

一級各種の鉄鋼製船舶一般生産企業は、造船の艀装要求に適した艀装埠頭を備えなければならない。

その他の各級各種の鉄鋼製船舶一般生産企業は、自社所有の艀装埠頭又は艀装要求に適した艀装区域を備えなければならないが、艀装埠頭の借用は許可される。但し、書面による協議が必要である。

● 進水方式

一級各種の鉄鋼製船舶一般生産企業は、スリップウェイ式進水、レールウェイ式進水又はドライドック式進水など更に先進的な造船進水方式を採用しなければならない。

その他の各級各種の鉄鋼製船舶一般生産企業はスリップウェイ式進水、レールウェイ式進水又はドライドック式進水など現代的な造船進水方式を採用しなければならない。そして、その他の有効かつ安全な進水方式（例えばエアバッグ進水式）の採用は許可され、外注による進水は許可される。但し、書面による協議が必要である。

● 建造方式

一級各種の鉄鋼製船舶一般生産企業は、ブロック建造法、総組建造法又は更に先進的な造船方式を採用しなければならない。

二級各種、三級Ⅰ類及び三級Ⅱ類の鉄鋼製船舶一般生産企業は、ブロック建造法、総組建造法又は更に先進的な造船方式を採用しなければならない。

船長 90 メートル以内の航海鋼船及び船長 120 メートル以内の内陸河川用鋼船を建造する場合、一体建造方式の採用は許可される。但し、船体構造における応力集中が解消

できる有効な建造プロセス、措置を取り入れるべきで、在建船舶の検査を実施する船舶検査機関の同意を得なければならない。

その他の各級各種の鉄鋼製船舶一般生産企業に対し、整体建造方式の採用は、許可される。但し、船体構造における応力集中が解消できる有効な建造プロセス、措置を取り入れるべきで、在建船舶の検査を実施する船舶検査機関の同意を得なければならない。

船台または船渠(ドック)、サンプルの保管施設、クレーン施設要求は本報告書の第4章第2節で詳しく紹介する。

アルミ製、繊維強化プラスチック製一般船舶の生産企業に関する生産施設要求は添付資料七を参照。

#### 4.1.6 生産設備要求

鉄鋼製船舶生産企業の生産設備要求は、船体加工設備、機加工設備と塗装施設及び設備の3つの項目に分けられる。具体的内容は、本報告書の第4章第2節を参照。

アルミ製船舶一般生産企業、繊維強化プラスチック製船舶一般生産企業に対する生産設備要求は、船体加工設備、機加工設備、塗装設備、その他設備及び工具の四つの細目に分けられる。

各級各級アルミ製一般船舶生産企業と繊維強化プラスチック製船舶生産企業は、当該企業の生産規模に適した生産設備を備えなければならない。既に更なる先進的設備を採用する又は先進的建造工法を用いることによって、ある種の設備が代替できる場合、当該種設備として見做される。この種設備の加工プロセスをその他の適応能力を持った企業に依頼した場合、当該種の設備を所有しているとして見做される。外部工場の協力が許可できる生産設備の場合は、外部工場に依頼できるが、一年又は一年以上の協議書を契約することが条件である。

## 4.2 造船設備に関する基準

「造船所評価基準」に示される生産施設及び生産設備の要求を基に、鉄鋼製船舶生産企業に対する生産施設(船台または船渠(ドック)、サンプルの保管施設、クレーン施設)及び生産設備の基準について、具体的に説明する。

### 4.2.1 生産施設

各級各種の鉄鋼製船舶一般生産企業を対象に、船台又は船渠(ドック)、サンプルの保管施設、クレーン施設の基準要求を重点的に取上げる。

#### 1) 船台又は船渠(ドック)

一級各種の鉄鋼製船舶一般生産企業は、永久船台又は船渠(ドック)を設置すべき、船台又は船渠(ドック)にはプレハブ鋼筋コンクリート製の畝がなければならない。船台に適したスリップウェイ式又はレールウェイ式進水施設を設置し、船台又は船渠(ドック)に適したタワークレーン、門型クレーンなどのクレーン施設を設置しなければならない。

二級各種の鉄鋼製船舶一般生産企業は永久船台又は船渠(ドック)を設置すべき、船台

又は船渠(ドック)にはプレハブ鋼筋コンクリート製の畝(ボウ)またはコンクリートプラットフォーム基盤が必要であり、船台に適したタワー又は門型などのクレーン施設を設置しなければならない。二級IV種の鉄鋼製船舶一般生産企業に対し、流動式クレーン施設の使用は許可される。

その他各種の鉄鋼製船舶一般生産企業は永久船台を設置しなければならないが、簡易船台の設置は許可される。処置されないままの砂浜の上に墩(トン)を作り、造船する方式は許可されない。簡易船台の表面は、平坦にし、硬化処理を施し、建造する船舶の荷重要求に耐えなければならない。又船台に適したクレーン施設を設置しなければならないが、移動式クレーン施設の使用は許可される。

船台又は船渠(ドック)の設置は、下記の要求に従う。

- (1) 陸上にある耐圧部分の長さ、幅、耐圧強度は建造する船舶に適しなければならない。又、船台又は船渠(ドック)の設計、建築会社が提供した関連証明書類を備えなければならない。
- (2) 交通が便利であり、供水、電力、ガスの供給能力が安定であること。
- (3) 船台又は船渠(ドック)には船台(ドック)墩又は船架を設置しなければならない。船台(ドック)墩又は船架の設置において、船底と船台の間の距離は最小0.8メートルを確保し、船台(ドック)墩と船台又は船渠(ドック)の接触面積の最小限は300mm×300mmであり、一つの船台(ドック)墩の最小荷重値は10トンでなければならない。
- (4) 鉄鋼製又は鋼筋コンクリート整体式船台(ドック)墩を採用しなければならない。船架は、鉄鋼構造でなければならない。散件船台(ドック)墩は許可されない。
- (5) 少なくとも一年に一度、船台の沈下状況を測定し、その結果を記録した資料を保管しなければならない。

## 2) 現図の保管施設

一級各種の鉄鋼製船舶一般生産企業はコンピューター現図を用いるべきで、コンピューター現図のための周辺設備及び施設を備えなければならない。そして、それに適した数値制御NG削り設備を備えなければならない。

現図の保管施設を備え、手作業現図を用いた各級各種の鉄鋼製船舶一般生産企業は現図の保管施設及び現図能力において下記の要求を満たさなければならない。現図を外注に依頼する各級各種の船舶生産企業は少なくとも下記の(1)と(2)を除いた全ての要求を満たさなければならない。

- (1) 現図室は、室内に設置され、その面積と現図設備は生産する船舶のサイズに適合する。
- (2) 現図に用いる見本は、変形し難い材料によって作られる。
- (3) 肋骨型線1:1現図専用の平台を設置しなければならない。その平台は木又は鋼材(板)で作られ、表面が平坦に整えなければならない。
- (4) 現図専門の技術者、技術工を備えなければならない。
- (5) 有効な検査測定方法を持たなければならない。

### 3) クレーン施設

必要最小限のクレーン施設の基準が定められた。例を挙げると：一級 I 類の鉄鋼製船舶生産企業は、引上げ能力が最低限 200 トンの門型、タワークレーン施設を備えなければならない。外注又はリースに依頼することは許可できない。

### 4.2.2 生産設備

鉄鋼製船舶生産企業に対する生産設備の要求は、船体加工設備、機械加工設備、塗装施設及び設備の三つの項目に分けられる。規定の要求に基づき、各級各種の鉄鋼製船舶一般生産企業は、各企業の生産規模に適した重要な生産設備を備えなければならない。設備の数量と規格は、各企業の生産ニーズに従って決められる。既に、更なる先進的設備を採用する又は先進的建造工法を用いることによって、ある種の設備が代替できる場合、当該種設備として見做される。この種の設備の加工プロセスをその他適応能力を持った企業に依頼した場合、当該種の設備を所有しているとして見做される。外部工場の協力が許可できる生産設備の場合は、外部工場に依頼できるが、一年又は一年以上の協議書を契約することが条件である。

表 13 一級鉄鋼製船舶生産企業に必要な生産設備

設備名称		一 級
船体加工設備	造船所専用設備	多段圧延機、フランシマシーナリ、縁削り盤、せん断機、プレート曲げ機、パイプ曲げ機、鋼材前処理流れ作業列、数値制御 NG 削り機設備、熱処理設備、リブ骨冷間曲げ設備
	溶接設備	自動式溶接機又は半自動式溶接機、普通重畳電流溶接機、容量が十分であり、生産需要に満足できる変電・配電設備、合金鋼溶接予熱装置、フィラーメタルバーカ
	その他設備	NA
機械加工設備		ドリルマシン、旋盤、平削り盤、フライス盤、中ぐり盤、グライインディングマシン
塗装施設及び設備		鋼板噴射加工機、型材噴射加工機、ペンキ攪拌設備、錆取り仕上げ機、圧力噴霧塗装機、基準塗装工場

表 14 各級各種の鉄鋼製船舶生産企業に配備すべき生産設備及び実行基準

設備名称		実行基準	
船体加工 設備	造船所 専用設備	多段圧延機	
		フランシマシーナリ	機械産業基準 (JB)、軽工業産業基準 (QB)
		縁削り盤	
		せん断機	中国国家標準 (GB)、機械業産業基準 (JB)、 林業産業基準 (LY)、電子産業基準 (SJ)、輸 出入商品検査基準 (SN)、鉄属金属産業基準 (YB)
		パイプ曲げ機	機械業産業基準 (JB)、電子産業基準 (SJ)
		プレート曲げ機	
		鋼材前処理流れ作業列	国際標準化組織 (ISO)
		数値制御 NG 削り機設備	電子産業基準 (SJ)
		熱処理設備	中国国家標準 (GB)、国際標準化組織 (ISO)、 船舶産業基準 (CB)、航空工業産業基準 (HB)、 機械産業基準 (JB)、建築工業産業基準 (JG)、 交通産業基準 (JT)、宇宙工業産業基準 (QJ)、 電子産業基準 (SJ)、鉄属金属産業基準 (YB)、 非鉄金属産業基準 (YS)
	リブ骨冷間曲げ設備		
	溶接設備	溶接機	中国国家標準 (GB)、機械産業基準 (JB)、建 設材料産業基準 (JC)、建築工業産業基準 (JG)、電子産業基準 (SJ)、輸出入商品検査 基準 (SN)、鉄道運輸産業基準 (TB)
		変電と配電設備	中国国家標準 (GB)、国際電気工業委員会 (IEC)、船舶産業基準 (CB)、電力産業基準 (DL)、環境保護産業基準 (HJ)、機械産業基 準 (JB)、水利電力業界基準 (SD)、水利電力 業界整備工事基準 (SDJ)、水利産業基準 (SL)、 石油産業基準 (SY)、鉄道運輸産業基準 (TB)、 国家計量検査規程 (JJG)、宇宙工業産業基準 (QJ)、郵政・電信・通信産業基準 (YD)
		合金鋼溶接予熱装置	中国国家標準 (GB)、機械産業基準 (JB)、国 際標準化組織 (ISO)
		フィラーメタルベーカー	中国国家標準 (GB)、船舶産業基準 (CB)、機 械産業基準 (JB)、国際標準化組織 (ISO)、国 際電気工業委員会 (IEC)、

機械加工設備	ドリルマシン	中国国家标准 (GB)、国際標準化組織 (ISO)、機械産業基準 (JB)、航空工業産業基準 (HB)、電子産業基準 (SJ)
	旋 盤	中国国家标准 (GB)、国際標準化組織 (ISO)、機械産業基準 (JB)、航空工業産業基準 (HB)、宇宙工業産業基準 (QJ)、電子産業基準 (SJ)、輸出入商品検査基準 (SN)
	平削り盤	中国国家标准 (GB)、国際標準化組織 (ISO)、機械産業基準 (JB)、電子産業基準 (SJ)、輸出入商品検査基準 (SN)、軽工業産業基準 (QB)
	フライス盤	中国国家标准 (GB)、国際標準化組織 (ISO)、機械産業基準 (JB)、航空工業産業基準 (HB)、建築工業産業基準 (JG)、軽工業産業基準 (QB)、宇宙工業産業基準 (QJ)、電子産業基準 (SJ)
	中ぐり盤	中国国家标准 (GB)、国際標準化組織 (ISO)、機械産業基準 (JB)、航空工業産業基準 (HB)、交通産業基準 (JT)、電子産業基準 (SJ)
	グライインディングマシン	中国国家标准 (GB)、国際標準化組織 (ISO)、機械産業基準 (JB)、交通産業基準 (JT)、軽工業産業基準 (QB)、電子産業基準 (SJ)、輸出入商品検査産業基準 (SN)
塗装施設及び設備	噴射加工機	機械産業基準 (JB)、電子産業基準 (SJ)、航空工業産業基準 (HB)
	ペンキ攪拌設備	化学工業産業基準 (HG)、建設材料産業基準 (JC)
	錆取り仕上げ機	国際標準化組織 (ISO)、船舶産業基準 (CB)、建築工業産業基準 (JG)、交通産業基準 (JT)
	噴霧塗装機	機械産業基準 (JB)、建築工業産業基準 (JG)、電子産業基準 (SJ)
	基準塗装工場	

## 4.3 中国の造船品質基準

### 4.3.1 中国の造船品質基準

「中国の造船品質基準」(CB/T 4000-2005)は、国防科学技術委員会により 2005 年 12 月 27 日に公表され、実施された中国初の造船品質に関する産業基準である。

本基準は、中国船舶工業総合技術経済研究院がセンターとなって展開し、中国船舶工業総合技術経済研究院、上海船舶工法研究所及び船舶生産企業起などの関連専門家によって、造船先進国の造船技術と品質基準、国際船級社規則及び国際関連公約・規則を参考する上に、共同で編成されたものである。

基準は、中国長期に渡る造船経験の結晶であり、近代中国の造船品質水準の反映である。

#### 1) 適用範囲

当該基準は、3000 トン DWT 以上の鉄鋼製船舶の建造、検査及び引渡しに適用する。船舶の建造工程における生産工程の品質制御コントロール、設計図案の審査・送付・認定・引渡検査項目及び建造精度（特別な品質要求項目を除く）を規定する。

#### 2) 内容

基準は、三つの篇に分けられる。

- 生産工程における品質制御に関する基準。本篇には、鋼材管理、加工、組立て、溶接と密封性試験、パイプ材の加工、取付け、密封性と串洗、塗装、機装、電装、自動制御と遠隔制御、遠隔測定設備及びその試験、係留及び航海試験、引渡など詳しい内容が含まれている。
- 図案の審査・送付・認定・引渡検査項目について。
- 建造精度について。

本篇は、船体建造、艀装、機装、電装、塗装の五つの部分で構成される。うち、船体の殻、艀装、塗装作業の建造精度の要求は、関連する生産工程の品質制御、図案の審査・送付・認定・引渡検査の要求とマッチしている。

#### 3) 修正内容

「中国造船品質基準」は、1993 年 6 月に初めて公表された。第二回目は 1998 年 10 月に修正を経て公表され、第三回目は 2005 年 12 月に公表された。1998 年の改正案と比較すると、2005 年の「中国造船品質基準」は、下記の点について変更された

- 生産工程における品質制御を強化した。
- 図案の審査・送付・認定・引渡検査項目を調整した。
- 一部項目の引渡検査内容及び手順を変更した。
- 船殻、艀装、塗装作業に関する精度要求が高められた。
- 部品表面の仕上げ、低温用鋼材の加熱要求及びコンテナ位置決め装置
- の取り付けに関する要求をプラスした。

そして、当該基準の第三篇第 1 章の内容は、「船体建造精度基準」(CB/T3136-1995)

と「中小型船舶の船体建造精度」(CB/T3195-1995)の内訳を含むため、当該基準の実施に伴い、CB/T3136-1995とCB/T3195-1995が代替され、廃止されることとなった。

#### 4.3.2 その他出版物

造船の品質に関連する出版物は主に規範、指南及び規則、規程である。検査の役割を担う団体は、中国船級社である。

表 15 中国造船業における主な規範

出版物名称	実施日
危険化学薬品バラ積船の構造及び設備規範 2006	2007.01.01
「材料及び溶接規範 2006」(英文)	2007
「鋼船船級登録規範 2006」(英文)	2007
液化ガス(LPG)バラ積船船体構造及び設備規範(2006)	2007
国内航海船舶船級登録規範 2006	2006.12.01
国内航海船舶建造規範 2006	2006.12.01
「鋼船船級登録規範」(2006)第1分冊——第1篇船級登録規則	2006.04.01
「鋼船の船級登録規範」(2006)第2分冊——第2篇船体	2006.04.01
「鋼船の船級登録規範」(2006)第3分冊——第3篇機関、第5篇貨物の冷蔵設備	2006.04.01
「鋼船の船級登録規範」(2006)第4分冊——第4篇電気設備、第7篇自動制御及び遠隔操縦	2006.04.01
「鋼船の船級登録規範」(2006)第5分冊——第6篇海上安全、第8篇その他補充規定	2006.04.01
「材料及び溶接規範」(2006)	2006.04.01
「船舶安全管理システム認定規範 2006」	2006.04.01
「鋼船船級登録規範」(2006)第6分冊——第9篇二重船殻石油タンカー構造(CSR)	2006.04.01
「鋼船の船級登録規範」(2006)第7分冊——第10篇バラ積貨物船構造(CSR)	2006.04.01
「内陸河川小型船の建造規範」(2006)	2006.03.01
「船舶安全システム認定規範」2004	2006
「海上高速船船級登録及び建造規範 2005」	2005.11.01
鋼船船級登録及び建造規範修正に関するお知らせ(2005)	2005.08.01
海上移動プラットフォーム船級登録及び建造規範(2005)	2005.07.01
「沿岸小型船建造規範」(2005)	2005.07.01
材料及び溶接規範修正に関するお知らせ(2004)	2004.12.30
内陸河川鉄鋼製船舶船級登録及び建造規範修正に関するお知らせ 2004	2004.09.01

川江及び三峡ダム地域標準型トラック用ローロー船建造規範 2004	2004.09.01
「浅海固定プラットフォーム建造及び検査規範」 (2004)	2004.07.01
鋼船船級登録及び建造規範修正に関するお知らせ (2003)	2004.03.01
京杭運河標準型船舶規則 (2003)	2004.01.01
コンテナ検査規則 (2003)	2003.04.01
海上浮上式装置船級登録及び建造規範 (2003)	2003.03.01
材料及び溶接規範修正に関するお知らせ (2003)	2003.03.01
風力発電ユニット規範 2003	2003.03.01
鋼船船級登録及び建造規範修正に関するお知らせ (2002)	2002.12.10
内陸河川高速船船級登録及び建造規範 (2002)	2002.09.01
内陸河川鉄鋼製船舶船級登録及び建造規範 (2002)	2002.09.01
海上高速船船級登録及び建造規範修正に関するお知らせ (2002)	2002.07.01
鋼船船級登録及び建造規範 (2001)	2001.12.01
材料及び溶接規範修正に関するお知らせ (2001)	2001.07.01
船舶及び海上施設クレーン施設規範 (2001)	2001.07.01
内陸河川危険化学薬品バラ積貨物船構造及び設備規範 (2001)	2001.04.01
非破壊検査工資格認定規範 (2000)	2000.08.01
材料及び溶接規範 (1998)	1999.01.01
材料及び溶接規範 (英文)	1999.01.01
内陸河川液化ガス(LPG)バラ積船構造及び設備規範 (1998)	1998.12.15
海上高速船船級登録及び建造規範修正に関するお知らせ (1997)	1997.11.15
潜水システム、潜水装置船級登録及び建造規範 (1996)	1996.10.31
海上高速船船級登録及び建造規範 (1996)	1996.10.15
危険化学薬品バラ積貨物船構造及び設備規範 (1996)	1996.09.01
液化ガス(LPG)バラ積船構造及び設備規範 (1996)	1996.08.01
海上一点係留装置船級登録及び建造規範 (1996)	1996.02.01
海洋工事錨鎖規範 1995	1995.04.01
海上固定プラットフォーム、移動プラットフォーム船級登録及び建造規範補充規定 (1994)	1995.03.01
海上固定プラットフォーム船級登録及び建造規範 1994 修正に関するお知らせ	1994.07.01
浮きドック船級登録及び建造規範 1992	1993.04.15
海上固定プラットフォーム船級登録及び建造規範 (1992)	1993.03.15
海底配管系統規範 (1992)	1993.01.01

出所：中国船級社、収集・整理により

表 16 中国造船における指導性文書

出版物名称	実施日
「国内船舶における安全管理体系の審査指南」	2007
「船舶バラスト水管理計画の編成指南」	2007
IMO「全型船舶専用海水バラスト船室とバラ積み貨物船の舷側の保護塗装層の性能基準」の暫行規定（2007）	2007
電気電子製品型式認可試験指南 2006	2006.09
「船舶保安計画編成指南」2004	2006
「船舶保安評価実施指南」2004	2006
石油及びアスファルト石油タンカー検査指南（2005）	2005.06
現存石油タンカー状況評価計画（CAS）検査指南（2004）	2005.04.05
内陸河川工事船作業錨品質計算指南 2005	2005
橋梁用鋼検査指南 2005	2005
二重船側バラ積み貨物船構造強度速成計算指南 2004	2005
「小水線面積双胴船指南 2005」	2005
「コンテナ船構造強度速成計算指南 2005」	2005
二重船側バラ積み貨物船船体構造指南（2004）	2004.11
「積載手帳編成指南」2003	2004
コンテナ船構造強度速成計算指南（2003）	2003.10
バラ積み貨物船構造速成計算及び分析指南（2003）	2003.09
船舶実状評価マニュアル（CAP）指南（2003）	2003.07
自動識別システム（AIS）検査指南（2003）	2003.06
石油タンカー構造強度速成計算指南（2003）	2003.05
動力定位システム検査指南 2002	2003.04
船舶構造防蝕検査指南（2003）	2003.02
内陸河川船舶操縦性指南（2003）	2003
航海データ記録儀検査指南（2002）	2002.12
船舶機械計画保護システム（PMS）検査指南（2002）	2002.12
内陸河川鉄鋼製船舶船体構造速成計算指南（2002）	2002.07
船舶バラスト水管理計画編成指南（2001）	2002.03
船上搭載コンピューター応用及び検査指南（2001）	2001.06
非公約尺度船検査指南（2001）	2001.06
海船船級登録付加標識の応用指南（2001）	2001.06
船体構造強度速成計算指南（2001）	2001.03

液体积載船危険区域区分及び電機設備配備指南（2000）	2000.12
規範及び技術文書通訳指南（2000）	2000.09
船用ディーゼルエンジン室素酸化物排出試験及び検査指南（2000）	2000.04
船舶振動制御指南（2000）	2000.03
総合安全評価応用指南（1999）	1999.10
船舶オイル汚染応急対策編成指南（1999）	1999.10
海上固定施設高圧電力システム検査指南	1999.03.01
海岸電力供給交流システム短路電流計算（1999）	1999
搭載機器検査指南（1999）	1999
ギア強度評価指南（1999）	1999
ディーゼルエンジンのフランクシャフト強度評価指南（1999）	1999
船舶消防指南（1999）	1999
ポンプ及び管系配置指南（1999）	1999
船舶廃棄物汚染防止検査指南（1998）	1998.12.01
貨物係留手帳制度指南（1998）	1998.10.01
オイル回収船検査指南（1998）	1998.09.01
船舶及び海上施設規範編成指南（1998）	1998.06
船舶安全管理システム審査操作指南（1998）	1998.06
地面効果翼船検査指南（1998）	1998.04
海上船舶操縦性能（1997）	1997.12
タグボート運航指南（1997）	1997.11.1
船長 5M～10 M の内陸河川 C 級航区客船平穩性簡易計算 1997	1997.10.01
ディーゼルエンジン滑油状況監視制御システム指南（1997）	1997.09
船舶と海上施設交流システム短路電流計算（1997）	1997.09
船舶傾斜試験及び静水時横揺れ試験実施指南（1996） *	1997.01
船用鍛鋼物超音波測定（1996）	1996.10
プロベラ軸状態監視制御システム指南（1996）	1996.09
1966 年国際船舶積量測度公約及び 1988 年協議書附則 1 応用解釈（1995） *	1996.01.24
船用石綿製品試験方法及び検査（1995） *	1995
船用簡易オイルアンドウォーターセパレータ設備技術条件及び試験方法 1992*	1992
海上救助手帳*	1991.05
船用紡績品阻燃性試験方法及び評価 1990*	1990

注：\* 中華人民共和国船舶検査局により  
出所：中国船級社、収集・整理により

表 17 中国造船における主な規則及び規程

出版物名称	実施日
内陸河川船舶法定検査技術規則 2007 修正に関するお知らせ	2007.03.01
「国内航海船舶法定検査技術規則 2006 修正に関するお知らせ」#	2006
国内海船船級登録規範 (2005)	2005.03
内陸河川船舶船級登録規範 (2005)	2005.03
国際航海船舶法定検査技術規則 2004 年修正に関するお知らせ#	2004.07.01
内陸河川船舶法定検査技術規則 (2004) #	2004.03.01
国内航海船舶法定検査技術規則 (2004) #	2004.03.01
京杭運河型船舶検査補充規定 (2004) #	2004.03.01
オープン式コンテナ船検査暫定規則 (2004) #	2004.03.01
LPG 動力型ボート検査暫行規定 (2000)	2000.11.15
海南省内陸河川小型船舶検査暫行規定 2000#	2000.03.01
中国船級社定款 2000	2000
国際航海船舶法定検査技術規則 (1999) *	1999.09.01
クレーン施設法定検査技術規則 (1999) *	1999.09.01
タグボート運航法定検査技術規則 (1999) *	1999.09.01
琼州海峡火車用フェリー検査暫行規定 (1999)	1999.05.01
珠江水域と香港特別行政区間高速フェリー検査規定 (1999) *	1999.05.01
内陸河川木製船舶検査方案 (1998) *	1998.12.31
コンテナ法定検査技術規則 (1998) *	1998.10.01
内陸河川ディーゼルエンジンアウトボート検査規則 1998*	1998.10.01
内陸河川高速船建造及び検査規定 (1997) *	1997.09.01
海上固定施設安全技術規則 1997*	1997.07.01
内陸河川ガソリンエンジンアウトボート検査規則 (1997) *	1997.03.01
5M~10M 船長内陸河川鋼船検査規定 (1997) *	1997.03.01
内陸河川ホバークラフト検査暫行規定 (1995) *	1995.10.01

海上プラットフォーム安全規則、海上移動プラットフォーム安全規則補充規定 (1994) *	1995.03.01
海上移動プラットフォーム建造後検査規程 (1994)	1994.12.14
内陸河川運営用船舶検査規程 (1993) *	1993.10.15
海上移動プラットフォーム安全規則 1992*	1993.03.15
船舶可燃ガス抜き工事検査機構及び検査工認定暫行方案 1992*	1992.09.15
海上浮上式装置安全規則 (1992) *	1992.05
船舶可燃ガス抜き工事検査規則 1989*	1989.06.01
海上施設と移動プラットフォームの水面下工事サービス機構認定暫行方法 1988*	1988.09.01
潜水システム及び潜水器安全規則 1987*	1987.10.01
海上施設法定検査暫定方案 1987*	1987.07.10
国際航海船舶法定検査技術規則 2003年修正に関するお知らせ#	2003.07.15
国際航海船舶法定検査技術規則 (1999) (1)	1999.09.01
国際航海船舶法定検査技術規則 (1999) (2)	1999.09.01
国際航海船舶法定検査技術規則 (1999) (3A)	1999.09.01
国際航海船舶法定検査技術規則 (1999) (3B)	1999.09.01
国際航海船舶法定検査技術規則 (1999) (3C)	1999.09.01

注：\* 中華人民共和国船舶検査局より。# 中華人民共和国海事局より  
出所：中国船級社、収集・整理により

#### 4.4 中国造船所及び造船設備における環境保護の法規制及び基準

表 18 中国造船における環境保護の法規制及び基準

名 称	実施日	発表機関	適 用 範 囲
中華人民共和国における水污染防治法	1984年11月1日 (1996年5月15日改訂)	全国人民代表大会常務委員会	中華人民共和国領域内における河川、湖泊、運河、人工水路、ダムなど地表水体及び地進水体汚染に関する防止及び処理に適するが、海水汚染に関する防止及び処理には適しない。
中華人民共和国における水污染防治法実施細則	2000年3月20日	全国人民代表大会常務委員会	中華人民共和国領域内における河川、湖泊、運河、人工水路、ダムなど地表水体及び地進水体汚染に関する防止及び処理に適するが、海洋汚染防止及び処理には適しない。
中華人民共和国における環境騒音汚染防止法	1997年3月1日	全国人民代表大会常務委員会(主席令第77号)	中華人民共和国領域内において、工業生産、建筑施工、交通運輸及び社会生活の中で生じた周囲生活環境に影響する騒音に適用するが、自からが従事している生産、経営の中で受けた騒音の影響に関する防止及び処理には適しない。
中華人民共和国における環境保護法	1989年12月26日	全国人民代表大会常務委員会(主席令第22号)	中華人民共和国領域内及び中華人民共和国管轄内のその他海域において、人類の生存と発展に影響を与える各種の自然及び人力による改造を受けた自然要因の総体に適用する。うち、大気、水、海洋、土地、埋蔵鉱物、森林、草原、野生生物、自然遺跡、人文遺跡、自然保護区、観光名所、都市と農村が含まれている。
中華人民共和国における海域使用管理法	2002年1月1日	全国人民代表大会常務委員会(主席令第61号)	中華人民共和国の海域内水、領海における水面、水体、海底と海底土壌に適する。うち、海域内水とは中華人民共和国領海線から陸地川へ延長し、海岸線までの海域のことである。中華人民共和国の海域内水、領海の特定海域において、排他性海域活動を三ヶ月以上連続的に使用する場合、当該法則が適用される
中華人民共和国における海洋環境保護法	2000年4月1日 (1999年12月25日改訂)	全国人民代表大会常務委員会(主席令第26号)	中華人民共和国の海域内水、領海、隣接区域、専属経済区、大陸棚及び中華人民共和国管轄内のその他海域に適する。中華人民共和国管轄内の海域において、航海、海底資源の探査、開発、製造、観光、科学研究及びその他活動に従事し、または沿岸地域内において、海洋環境に影響する活動を従事する団体及び個人は当該法則に従うべきである。中華人民共和国管轄以外の海域に発生したにもかかわらず、中華人民共和国管轄内の海域に汚染を及んだ場合に、当該法則が適用。
中華人民共和国における内陸河川交通安全管理条例	2002年8月1日	国務院(第355号令)	中華人民共和国の内陸河川の通航水域において、運航、停泊、作業及び内陸河川の交通安全に関する活動に従事する際に当該条例に従うべきである。

名 称	実施日	発表機関	適 用 範 囲
危険化学品安全管理条例	2002年3月15日	国務院（第344号令）	中華人民共和国の国内において、危険化学品を製造、経営、貯蔵、運輸、使用し、または廃棄危険化学品を処理する場合に、当該条例と国家が安全生産に関する法律又はその他行政法規の規定に従うべきである。当該条例に適される危険化学品には爆発物、圧縮ガス及び液化ガス、可燃液体、可燃固体、自然燃焼物及び遇湿可燃物品、酸化物及び有機性過酸化物、有毒物及び腐蝕物などが含まれている。
中華人民共和国における海洋廃棄物の管理条例	1985年4月1日	国務院	中華人民共和国における内海、領海、大陸棚及びその他管轄海域内に廃棄物及びその他物質を投棄すること、中華人民共和国の陸地又は港において、投棄する目的である廃棄物及びその他物質を搭載すること、中華人民共和国の内海、領海及びその他管轄海域において、投棄する目的である廃棄物及びその他物質を運送すること、中華人民共和国管轄海域において廃棄物及びその他物質を焼却処理すること、海底石油資源の探査及び開発の際に発生した廃棄物を「中華人民共和国における海洋石油探査開発の環境保護管理条例」の規定に従って処理することが適している。投棄とは船舶、航空器、プラットフォーム及びその他搭載道具を利用し、海に廃棄物及びその他物質を処分し、海に廃棄船舶、航空器、プラットフォーム及びその他海上人工構築物を放棄し、又は海に海底鉱物資源の探査開発及び探査開発に関連している海上加工の際に発生した廃棄物及びその他物質を処置することである。
中華人民共和国における船舶による海域汚染防止のための管理条例	1983年12月29日	国務院	中華人民共和国の管轄海域、海港内の全ての中国籍船舶、外国籍船舶、船舶所有者及びその他個人に適用される。
船舶解体による環境汚染を防止するための管理条例	1988年6月1日	国務院	中華人民共和国の管轄水域において、陸地及び水上に船舶解体作業に従事する団体及び個人に適用される。
中華人民共和国における船舶及び海上施設検査条例	1993年2月14日	国務院（第109号令）	中華人民共和国に登録している又は中華人民共和国に登録する予定の船舶、当該条例または国家の関連規定に基づき検査を申し出る外国籍船舶、中華人民共和国の沿岸水域に設置されているか、又は中華人民共和国の沿岸水域に設置する予定の海上施設及び中華人民共和国に登録している企業法人が所有している船用コンテナなどに適用される。中華人民共和国船舶検査局は当該条例に基づき、各項目の検査作業を定め、実施する管理機構である。中国船級社は社会団体性質の船舶検査機構であり、中国国内外の船舶、海上施設及びコンテナの入級検定、検証検定及び公証検定業務を行う。船舶検査局の権限を受け、法定の検査を代行することができる。

名 称	実施日	発表機関	適 用 範 囲
中華人民共和国における船舶登録条例	1995年1月1日	国務院（第155号令）	「中華人民共和国船舶登録条例」に基づき、船舶登録を行うべきものは、中華人民共和国国内の在住しているまたは主要営業所を持つ中国公民の船舶、中華人民共和国国内に、中華人民共和国の法律に基づき設立された営業所の企業法人（当該法人の登録資本金の中に外資による出資がある場合、中国側の投資者の出資額は50%以上でなければならない）の船舶、中華人民共和国政府の公務用船舶と事業法人の船舶及び中華人民共和国港務監督機関の判断で登録すべくその他船舶である。軍用船舶、漁業用船舶及びスポーツ用ボートの登録は関連法規の規定に基づき受理される。
中華人民共和国における清潔生産促進法	2003年1月1日	全国人民代表大会常務委員会（主席令第72号）	中華人民共和国の領域内において、製造及びサービス活動を従事する団体及びそれに関連している管理活動を従事する部門は当該法律に基づき、清潔生産に取り組み、実施する。当該法律における清潔製造とは絶えず開発設計を改善させ、衛生的なエネルギーと原材料の使用、先進的な製造プロセス、製造技術及び設備の利用、製造管理の改善及び総合利用などの措置を取り組み、川上からの汚染を削減させ、資源の有効利用をアップさせ、製品製造、使用及びサービスする際に生じた汚染物の排出を減らす又は防止し、人類健康及び環境に関わる危害を軽減しまたは取り除くことである。
清潔生産審査暫定方案	2004年10月1日	国家發展改革委員会、国家環境保護総局（第16号令）	中華人民共和国国内における製造及びサービス活動を従事する全ての団体及びそれに関連している管理活動を従事する部門に適用される。当該方案における清潔生産審査とは一定の手順に基づき、製造及びサービス活動に対し調査と診断を行い、高エネルギー消費、高原料消耗、汚染嚴重の原因を探り、有毒有害物質の使用、発生を減少させ、エネルギーの消費、原材料の消耗及び廃棄物の発生を低下させる方案を作成し、技術、経済及び環境にやさしい清潔製造方案を実施することである。
中華人民共和国における環境影響評価法	2003年9月1日	全国人民代表大会常務委員会（主席令第77号）	中華人民共和国の領域内及び管轄内のその他海域において、環境に影響のあるプロジェクトを建設する場合には当該法律に基づき、環境影響評価が行われる。当該法律における環境影響評価とは計画または建設されるプロジェクトが実施後にもたらす可能性のある環境影響に対し分析、予測及び評価を行い、環境に対する悪影響を防止または軽減する対策と措置を提出し、環境モニタリングを行う方法及び制度である。
中華人民共和国における固体廃棄物による環境汚染防止法	2005年4月1日 （2004年12月29日改訂）	全国人民代表大会常務委員会（主席令第31号）	中華人民共和国の国内において、固体廃棄物による環境汚染の防止及び処理に適用する。固体廃棄物による海洋環境汚染の防止及び処理、放射性固体廃棄物による環境汚染の防止及び処理には適用されない。
船舶ゴミ及び沿岸固体廃棄物による長江水域汚染防止のための管理規定	1998年3月1日	交通部（1997年第17号令）。建設部、国家環境保護局により	長江水域内に運航、停泊、作業する船舶、船舶所有者（即ち経営者）及び埠頭積卸施設の所有者（即ち経営者）、長江の沿岸都市の全ての団体と個人及びゴミ回収処理を従事する団体と作業員に適用する。

名 称	実施日	発表機関	適 用 範 囲
中華人民共和国における放射性汚染防止法	2003年10月1日	全国人民代表大会常務委員会(主席令第6号)	中華人民共和国の領域内及び管轄内のその他海域において、原子力施設の立地選定から建設、運転、退役まで及び核技術、ウラン(トリウム)鉱物、放射性鉱物の開発利用と共に発生した放射性汚染の防止及び処理活動に適用する。
中華人民共和国における大気汚染防止法	2000年9月1日 (2000年4月29日第二次修正)	全国人民代表大会常務委員会(主席令第32号)	国は各地方における主な大気汚染物の排出量を計画的に抑制または逐次減少させる措置を採る。当該法律には大気汚染防止の監督・管理、石炭燃焼による大気汚染の防止、自動車・船舶による汚染の防止、排気ガス、粉塵及び悪臭による汚染の防止などの部分条例が含まれている。
中華人民共和国における安全生産法	2002年11月1日	全国人民代表大会常務委員会(主席令第70号)	中華人民共和国の領域内において製造経営活動を従事する団体(即ち製造経営団体)の安全生産に適用する。関連法律、行政法規が消防安全及び道路交通安全、鉄道交通安全、水上交通安全、民生用航空安全に対し個別に規定を定めるものに適用する。
中華人民共和国における河川管理条例	1988年6月10日	国務院	中華人民共和国の領域内の湖泊、人工水道、行洪区、洪水の貯水区、洪水の滞留区を含む河道に適用する。河道内の運航航路は同時に「中華人民共和国における運航航路管理条例」に適する。
中華人民共和国における陸上汚染源による海洋環境損害防止のための管理条例	1990年8月1日	国務院(第61号令)	中華人民共和国の国内において、海域に向けて陸上汚染源を排出する全ての団体と個人に適用する。船舶解体汚染による海洋環境損害は「船舶解体による環境汚染防止管理条例」に基づき実行される。当該条例における陸上汚染源とは陸地から海域に向かって汚染物を排出し、海洋環境汚染を引起すか又は者引起す可能性のある場所及び施設などである。
中華人民共和国における海岸プロジェクト建設工事による海洋環境汚染損害防止のための管理条例	1990年8月1日	国務院(第62号令)	中華人民共和国国内において、海岸プロジェクト建設工事に携わる全ての団体と個人に適用する。当該条例における海岸プロジェクト建設工事とは海岸に位置する又は海岸線と接続する場所に、海水を制御する目的またはプロジェクトの一部または全部の機能を完成させるため海洋を利用し、海洋環境に影響を与えた基本建設プロジェクト、技術改造プロジェクト及び区域開発プロジェクト建設工事のことである。主に港口、埠頭、造船所、船舶修理造船所、海浜火力発電所、原子力発電所、海岸石油タンク、海浜鉱山、化学工業企業、造紙企業及び鉄鋼企業、固体廃棄物処理プロジェクト、都市汚水を海に排水するプロジェクト及びその他海域向けの廃棄汚染物に関わる建設プロジェクト工事、河川の入口の水利、航路工事、潮力発電プロジェクト、海岸埋立てプロジェクト、漁業プロジェクト、海を跨ぐ橋梁及びトンネル工事、防波堤工事、海岸線保護工事及びその他全ての海岸線、砂浜の自然状態を変化させる開発建設プロジェクトが含まれる。
中華人民共和国における漁る船舶の検査条例	2003年8月1日	国務院(第383号令)	中華人民共和国において、登録したまたは登録する予定の漁る船舶の検査に適用する。国際運航を従事する漁業用補助船舶は適用除外である。

名 称	実施日	発表機関	適 用 範 囲
建設プロジェクトの環境保護管理条例	1998年11月29日	国务院（第253号令）	中華人民共和国の領域内及び管轄内のその他海域内において、環境に影響のあるプロジェクトを建設する場合、本法に従うべきである。
建設プロジェクトの環境保護の分類管理目録	2003年1月1日	国家環境保護総局（第14号令）	「建設プロジェクトの環境保護管理条例」第七条の規定に基づき、建設プロジェクトの環境保護分類管理目録を定めた。当該規定には建設プロジェクトが環境に与える影響の程度を重大な影響、軽量な影響とやや影響があると三つに分類し、それぞれ説明した。
建設プロジェクトの環境影響評価公式文書クラス別審査に関する規定	2003年1月1日	国家環境保護総局（第15号令）	「建設プロジェクトの環境保護管理条例」の規定に基づき、建設プロジェクトの環境影響評価公式文書クラス別審査に関する管理活動を規範化し、審査効率を高めるため、当該規定を立案した。クラス別審査は国家環境保護総局が作成した審査目録（試案）の中の中央財政性投資プロジェクトの環境影響評価公式文書と非政府財政性投資重要プロジェクトの環境影響評価公式文書に従い、実行すべきである（列于規定附表）。
建設プロジェクト竣工環境保全検収管理方案	2002年2月1日	国家環境保護総局（第13号令）	「建設プロジェクトの環境保護管理条例」とその他関連法規制の規定に基づき、本方案を立案した。本方案は環境保護行政管理部門が審査を担当している環境影響報告書（表）または環境影響登記表にあった建設プロジェクト竣工環境保全検収を管理することに適用する。
国家環境保護総局が建設プロジェクト環境影響評価審査手順に関する規定	2006年1月1日	国家環境保護総局（第29号令）	当該規定における建設プロジェクト環境影響評価公式文書とは建設プロジェクト環境影響報告書、環境影響報告表及び環境影響登記表の総称である。当該規定は環境保護総局が審査を担当している建設プロジェクト環境影響評価公式文書の審査に適用する。
道路整備プロジェクト環境保護管理方案	2003年6月1日	交通部（2003年第5号令）	「中華人民共和国における環境影響評価法」、「建設プロジェクトの環境保護管理条例」及び道路整備の実状に基づき、当該方案を立案した。当該方案における道路整備プロジェクトとは中華人民共和国の国内において、環境に影響のある道路、水運工事建設プロジェクトを整備することである。
ゴミ回収使用料徴収のための管理条例	2003年7月1日	国务院（第369号令）	汚染物を環境に直接排出する団体と工商自営者（以下は排出者と称する）には当該条例の規定に従い、排出費を徴収しなければならない。排出者は都市污水集積処理施設に污水を排出し、污水处理費を納める場合、排出費を徴収しない。排出者が工業固体廃棄物を貯蔵又は処理する施設、場所を整備し、環境保護基準と一致し、または従来の工業固体廃棄物を貯蔵または処理する施設、場所を改造し、環境保護基準と一致した場合、整備または改造完了日から、排出費を徴収しない。

名 称	実施日	発表機関	適 用 範 囲
都市区域環境騒音適用区域区分の技術規範	1994年12月6日	GB/T15190-94	当該規範は都市における五つの環境騒音基準適用区域を区分する原則及び方法を制定し、都市計画区域に適用する。主な地域区分は療養区、高級ホテル区と別荘区など特別に安静を保つべく区域、居住区、文化教育区、居住集中区及び機関、事業団体集中の区域、居住、商業及び工業の混雑区、都市計画の商業区域、都市計画の工業区と従来の工業集中地域、都市重要道路の両側区域、都市を貫通している内陸河川航路の両側区域、都市部を貫通する鉄道幹線、副幹線及びメトロ電車の道路両側区域などである。
都市区域における環境騒音基準	1993年12月6日	GB3096-93	都市における五つ区域の環境騒音の最高限度を規定した。当該基準は都市区域に適用するが、農村生活区域の場合は当該基準を参照に実行することができる。
都市計画環境影響評価の技術指南(試行)	2003年9月1日	HJ/T130-2003	都市計画における環境影響評価の基本原則、技術手順、方法、内容及び要求を提示した。国务院関連部門、区を設置した市クラス以上の地方人民政府及び関連部門が組織し編成した計画の環境影響評価に適用する。例を挙げると、土地利用関連計画、区域、流域、海域の建設、開発、利用計画、工業、農業、畜牧業、林業、エネルギー、水利、道路、都市整備、観光、自然資源開発に関連する指定項目計画がある。
空気汚染物における総合排出基準	1997年1月1日	GB16297-1996	33種類の空気汚染物に関する排出限度量を定めた。その指標体系とは許可できる排出濃度の最小限度、許可できる排出速度の最小限度及び無組織モニタリングの排出濃度の最小限度である。
工業企業工場内における騒音基準	1990年11月9日	GB12348-90	工場及び騒音汚染をもたらす可能性のある企業、事業団体の境に適用する騒音限度量を定めた。例を挙げると、(単位：等価騒音レベル Leq(dBA)) 各類別の昼間と夜間の基準値をそれぞれ表示すれば：居住、文化教育機関は主に 55、45、居住、商業、工業混雑区及び商業中心区は 60、50、工業区は 65、55、交通本線の道路両側は 70、55 である。同時に基準には監視測定方法が明記されている

出所：収集・整理により

## 5. 中国主要造船所リスト

企業名称	住所	郵便番号	電話・ファクス番号	E-Mail	HTTP	法人代表	主要業務
中国船舶工業集团公司	北京月壇北街5号	100861	tel:010-68038833 fax:010-68047794	cssc@cssc.net.cn	www.cssc.net.cn	陳小津	主に各種の民生用船舶、海洋工程、及び船用設備の研究、設計・開発・建造・修繕・販売等を行なう。
中国船舶重工集团公司	北京市海淀区昆明湖南路72号	100097	tel:010-88598000 fax:010-88599000	business@csic.com.cn	www.csic.com.cn	李長印	主に30万トン超大型船舶を含む各種民生用船舶、海洋工程及び船用設備の研究、設計・開発・建造・修繕・販売等を行なう。
中遠造船工業公司	北京西城区月壇北街2号月壇大厦B座8层	100045	tel:010-68085858 fax:010-68082355	cosicswb@public.net.bta.cn	www.cosic.com.cn	宋大衛	主に船舶、鉄鋼構造物の建造、塗料化学工業及び関連製品の製造・販売等を行なう。
天津船舶工業公司	天津經濟技術開發区洞庭路74号1号楼	300457	tel:022-25321833 fax:022-25321838	N/A	N/A	劉振海	主に3万DWT以下の貨物船、オイル船及び各種作業船の建造、30万DWT以下の各種船舶の修繕、近海石油開発プラントの建造・修繕等を行なう。
渤海石油修船公司	天津市塘沽区605信箱	300452	tel:022-25801119 fax:022-25800119	wangshf@cnooc.com.cn	N/A	周琪	主に船舶の建造、海上クレーンの建造・修繕及び関連サービス、船舶の修繕・改造及び関連サービス、海上設備施設鉄鋼構造物艀装工事修繕、機電設備と使用可能設備の修繕、テスト、取り付け、埠頭クレーンとコンテナクレーンの建造・修繕、プラットフォームの改造及び関連鉄鋼構造物の建造等を行なう。
天津市大沽船業有限責任公司	天津市塘沽区西沽街	300452	tel:022-25311100 fax:022-25311100	N/A	N/A	鄒志奎	主に建造・修繕船、機械加工、埠頭作業等を行なう。

企業名称	住所	郵便番号	電話・ファクス番号	E-Mail	HTTP	法人代表	主要業務
天津新河船舶重工有限責任公司	天津市塘沽区新湖路 8 号	300450	tel:022-25893987 fax:022-25899038	info@xhsic.com	www.xhsic.com	王金星	主に船舶の建造・修繕、機械設備の加工・建造・取り付け、金属構造物の建造・取り付け、港機械設備の修繕・建造・取り付け、機電設備の建造・修繕、パイプの建造・加工・修繕等を行なう。
中港集团天津船舶工程有限公司	天津市塘沽区閘北路 10 号	300452	tel:022-25311606 fax:022-65266267	chtjc@public.tpt.tj.cn	N/A	武永涛	主に護衛船、航路標識検査船、500m <sup>3</sup> ~2000m <sup>3</sup> 油圧泥石作業船、全油圧クレーン船、オイル汚水処理作業船等を行なう。
天津新港船廠	天津市塘沽区機廠街 1 号	300456	tel:022-25793995 fax:022-25795882	xgshy@siarinfo.net.cn	N/A	高学虎	主に 4 万 DWT 以下の各種の船舶の設計・建造、5 万 DWT 以下の各種の船舶と海洋工程構造物の修繕・改造、石炭タール設備の建造、港機械の建造、大型鉄鋼構造物の建造等を行なう。
天津市塘沽区海河船廠	天津市塘沽区灯塔路 20 号	300452	tel:022-25311495	N/A	N/A	陳徳明	主に小型船舶、漁船の建造・修繕、機械加工、船舶電器の修繕等を行なう。
秦皇島富莊海事工程有限公司	河北省秦皇島經濟技術開發区秦山路 214 号	066004	tel:0335-8051026 fax:0335-8051025	qhdfortune@163.com	N/A	康宝柱	主に船舶の修繕・建造、鉄鋼構造物の加工、船舶の解体業務、船体の塗装、関連技術コンサルティング及びサービス、船舶代理等を行なう。
山海関船廠	河北省秦皇島市山海関区	066206	tel:0335-5081225 fax:0335-5081350	info@shgshipyard.com	www.shgshipyard.com	李志	主に船舶の修繕・建造・改造・解体、海洋石油工程設備の建造・修繕、港機械と鉄鋼構造物の建造、部品の供給、埠頭での積み下ろし、倉庫貯蔵等を行なう。
河北省秦皇島造船廠	河北省秦皇島市河北大街東段 129 号	066003	tel:0335-3013791 fax:0335-3014751	N/A	N/A	劉持平	主に油圧フレーム、構造物、船舶の修繕等を行なう。

企業名称	住所	郵便番号	電話・ファクス番号	E-Mail	HTTP	法人代表	主要業務
河北省秦皇島海洋漁業有限公司船舶建造・修繕廠	河北省秦皇島市海港区東港路 46	066003	tel:0335-3421614 fax:0335-3421614	N/A	N/A	康祥君	主に 500DWT 以下の各種船舶の修繕等を行なう。
山海関船廠修船分廠	河北省秦皇島市山海関区船廠路	066206	tel:0335-5081131	N/A	N/A	馮永傑	主に各種船舶の修繕等を行なう。
大連船舶工業公司	遼寧省大連市竹青街 16 号	116001	tel:0411- 2803648 fax:0411-82804594	dlmzy@dsic.com.cn	www.dsic.com.cn	史殿敏	主に各種船舶、船用機械製品、海洋石油構造物、船用及び陸上機電設備、ボイラ圧力容器、電子機器メーターの設計・建造・修繕、石油化学発電所、冶金等大型プラント、各種金属構造物、クレーン機械の設計・建造・取り付け・修繕、船舶の解体、埠頭積み下ろし等を行なう。
大連船舶重工集团有限公司	遼寧省大連市西崗区沿海街 1 号	116005	tel:0411-84486533 fax:0411-82633461	dsic@dsic.cn	www.dsic.cn	孫波	主に船舶の建造を行ない、兼、船舶、海洋工程、船用設備と部品の設計・取り付け・建造・修繕、陸用機電設備と部品、金属構造物の加工を行なう。
渤海船舶重工有限公司	遼寧省葫芦島市龍港区錦葫路 132 号	125004	tel:0429-2792114 fax:0429-2792251	bczg@sina.com	www.bhsic.oem.cn	賀榮光	主に 32 万 DWT 超大型オイル船、27.9 万 DWT 超大型オイル船、17.4 万 DWT バラ積み貨物船、15.9 万 DWT 原オイル船、4.6 万 DWT オイルプロダクトオイル船、5.73 万 DWT バラ積み貨物船、2.9 万 DWT 多目的船バラ積み貨物船、2.82 万 DWT 木運送用バラ積み貨物船、38000 トンプロダクトオイル船、300t、250t、180t、150t 転炉、高熱炉熱風炉等の建造を行なう。

企業名称	住所	郵便番号	電話・ファクス番号	E-Mail	HTTP	法人代表	主要業務
辽宁渤海造船厂船舶修造公司	辽宁省葫芦岛市龙港区锦葫路岛里132号	125004	tel:0429-2793715 fax:0429-2793705	ship@bh-shiprepair.com	www.bh-shiprepair.com	徐鸿国	钢质船舶修造，起重机械制造与安装、铆焊，对机械加工、劳务。修理、制造
大連中遠船務工程有限公司	遼寧省大連市甘井子区大連湾中遠路80号	116113	tel:0411-87601244 fax:0411-87601117	Coscody@mail.dlptt.ln.cn	www.cosco-shipyard.com	王興如	主に船舶修繕、コンテナ修繕、船舶の解体、港積卸、貯蔵・運送、海上工程設備の修繕等を行なう。
大連漁輪公司	遼寧省大連市西岗区濱海街六号	116001	tel:0411-82542721 fax:0411-82546080	dlylcbd@mail.dlptt.ln.cn	www.dlylgs.com	徐占鵬	主に船舶、ディゼルエンジンの建造・修繕等を行なう。
大連遠洋運輸公司	遼寧省大連市中山区七七街29号	116001	tel:0411-82636161 fax:0411-82634500	coscodl@coscodl.com	www.coscodl.com	孟慶林	主に物資と旅客の運送及び船舶の修繕等を行なう。
大連遼南船廠	遼寧省大連市旅順口区港湾街58号	116041	tel:0411-86368177 fax:0411-86368108	sjc@inshipyard.com	www.inshipyard.com	楊虎成	主に浚渫船等各種港浚渫設備及び石油開発プラント、全アルミ船、遠洋超低温マグロ釣り船、5000DWT以下の各種鉄鋼質船の建造、1.6万DWT以下の各種船舶の修繕・改造、艤装品等船用製品の製造等を行なう。
長海県建造・修繕船廠	遼寧省大連市長海県大長山島鎮三盘碾子	116500	tel:0411-89882304 fax:0411-88682519	N/A	N/A	常青	主に船舶の修繕等を行なう。
吉林省大安造船廠	吉林省大安市安北街	131300	tel:0436-5222487 fax:0436-5222487	N/A	N/A	趙志義	主に中・小型船舶の建造等を行なう。
哈爾濱北方船舶工業有限公司	黑龍江省哈爾濱市道外区航務街1号	150027	tel:0451-88910125 fax:0451-88192410	beifang@longhang.com	www.longhang.com	劉振声	主に3000DWT以下雜貨物船、作業船、旅客船、エアクッション船、水中翼船、6200シリーズディゼルエンジン、船舶の修繕等を行なう。
佳木斯市松遼二船廠	黑龍江省佳木斯市東風区長安街東段	154005	tel:0454-8332008 fax:0454-8330277	songliao2703@126.com	www.jmsslcc.com.cn	王明昌	主に各種内陸河船舶の建造・修繕等を行なう。

企業名称	住所	郵便番号	電話・ファクス番号	E-Mail	HTTP	法人代表	主要業務
上海船舶工業公司	上海市周家嘴路3255号	200093	tel:021-65189966 fax:021-65704158	scsi@shipbuilding.com	N/A	孫偉	主にオイル船、バラ積み貨物船、ケミカル船、ローラー船、大型コンテナ船、大型LPG船、高速船、LNG船、VLCC及び海洋工程プラント等各種民生用船舶及び施設の建造、大型鉄鋼構造物の製造等を行なう。
江南造船(集团)有限責任公司	上海市盧湾区高雄路2号	200011	tel:021-63151818 fax:021-63134743	jnbiz@jnshipyard.com.cn	www.jnshipyard.com.cn	聶成根	主に8万DWT以下の各種船舶の設計・建造・修繕、各種大型金属構造物及び機電プラントと化学工業設備の建造・取り付け等を行なう。
滬東中華造船(集团)有限公司	中国上海浦東新区浦東大道2851号	200129	tel:021-58713222 fax:021-58712603	bmw@hz-shipgroup.com	www.hz-shipgroup.com	胡明和	主に民生用船舶の設計・建造・修繕、船用ディーゼルエンジンの建造・設計、建築鉄鋼構造物及びインフラ鉄鋼構造物の建造、冶金設備、港機械、高圧容器、工業設備の取り付け等を行なう。
上海外高橋造船有限公司	上海市浦東新区洲海路3001号	200137	tel:021-38864500 fax:021-58483393	office@chinasws.com	www.chinasws.com	吳迪	主に船舶、港機械、石油化学工業設備、鉄鋼構造物の建造・修繕、海洋工程、建築・橋、機電プラント、船用材料・設備の販売等を行なう。
中海工業有限公司	上海浦東新区東方路985号8F	200122	tel:021-58312288 fax:021-68670679	ciccic@csgeic.com	www.csgeic.com	林建清	主に船舶の修繕・改造・建造、航運関連の機電設備の建造・リプレイス・修繕、船舶修繕代理、船舶運送、船舶解体、船舶賃貸、ビジネス貿易、技術コンサルティング等業務、オイル船特別塗装業務と技術サービス等を行なう。
上船澄西船舶有限公司	上海市楊浦区楊樹浦路468号	200082	tel:021-65410100 fax:021-58401840	shsyddd@public.sta.net.cn	www.sh-shipyard.com	惠明	主に船舶の建造・修繕、鉄鋼構造物の製造を行ない、兼、海洋工程、圧力容器、機電製品等の製造を行なう。

企業名称	住所	郵便番号	電話・ファクス番号	E-Mail	HTTP	法人代表	主要業務
上海華潤大東船務工程公司	上海浦東世紀大道 1090 号斯米克大厦 7 楼	200120	tel:021-58363555 fax:021-58365841	info@hrdd.com.cn	www.hrdd.com.cn	何志奇	主に船舶の修繕等を行なう。
上海中遠船務工程有限公司	上海市龍吳路 2600 号	200231	tel:021-54821256 fax:021-54825542	shcwbgs@cosco-shipyard.com	www.shcoscosy.com	王興如	主に船舶の修繕、コンテナ、冷蔵庫、機械部品の修繕、船舶の供水、船用設備のクリーン、コンテナの放置、船舶廃棄材料のリサイクル等を行なう。
上海長江輪船公司	上海浦東張楊路 800 号長航大厦	200122	tel:021-58351688 fax:021-58351311	office@scsc.com.cn	www.scsc.com.cn	張路	主に国際近洋、国内沿海、江海直達と長江中流・下流コンテナ船の運送、内陸河川用船（内陸河コンテナ船を含む）の建造等を行なう。
上海太平洋船舶修繕公司	上海市控江路 1029 弄国科大厦 1403-1404 室	200093	tel:021-65391220 fax:021-65436242	info@spsr.com.cn	N/A	張信康	主に船舶の修繕等を行なう。
中海工業有限公司立新船廠	浦東新区東塘路 330 号	201208	tel:021-58612772 fax:021-58612769	lxsy1924@sh163.net	www.lixin-shipyard.com.cn	胡樹光	主に船舶の建造・修繕、機電設備及び金属構造物の建造・加工・修繕等を行なう。
中海工業有限公司立豊船廠	上海市浦東新区三林鎮	200124	tel:021-58410606 fax:021-58416811	webmaster@lifeng-shipyard.com	www.lifeng-shipyard.com	徐永康	主に船舶の建造・修繕、機電設備及び金属構造物の建造・加工・修繕等を行なう。
長江輪船總公司吳淞船廠	上海浦東江心沙路 1815 号	200137	tel:021-58610985 fax:021-58610898	N/A	N/A	姚文海	主に海洋運送船舶の建造・修繕、鉄鋼構造物の建造等を行なう。
上海航道局草鎮船廠	上海浦東江心沙路 21 号	200137	tel:021-58610882 fax:021-58611179	shipyard@chec-sdc.com	N/A	樊祥生	主に船舶の建造・修繕、作業船部品の修繕・加工・建造等を行なう。
上海長江輪船公司閔南船廠	上海閔行区吳涇鎮幸福村	200241	tel:021-34293308 fax:021-34293658	jy@minnan-shipyard.com	www.minan-shipyard.com	張德軍	主に 3 万 DWT 以下の各種船舶の修繕等を行なう。
上海南門船舶解体廠	上海市崇明県南門新閘路 560 号	202150	tel:021-69622811 fax:021-69622687	sales@shnmccc.com	N/A	楊滬生	主に船舶の解体等を行なう。

企業名称	住所	郵便番号	電話・ファクス番号	E-Mail	HTTP	法人代表	主要業務
上海西渡内河作業船舶建造・修繕廠	上海市奉賢県西渡浦南路 10 号	201401	tel:021-57158352 fax:021-57158352	yirong@263.net	N/A	朱霞明	主に小型船舶の建造・修繕、大型遊楽施設の建造等を行なう。
江蘇蘇美達船舶工程有限公司	江蘇省南京市玄武区長江路 198 号	210018	tel:025-84511888 fax:025-84415149	hexy@sumec.com.cn	www.sumec.com	田鳴	主にケミカル船、オイル船、バラ積み貨物船、プラットフォームサプライ・ベッセル、コンテナ船、曳船、多目的船、はしけ、護衛船、ローロー船、雑貨船等船舶の建造を行なう。
中国長江航運集団金陵船廠	江蘇省南京市下関区燕江路 55 号	210015	tel:025-58785115 fax:025-58781075	sales@huayandy.com、 Jlshipyard@vip.163.com	www.huayandy.com	馬必海	主に民生用船舶、金属構造物、工業設備及び専用設備、船用部品及び一般部品の建造等を行なう
鎮江五峰山船廠	江蘇省鎮江市丹徒区大路鎮五峰山	212133	tel:0511-3121358 fax:0511-3121357	N/A	N/A	陳育斌	主に船舶の修繕等を行なう。
江蘇揚子江船廠有限公司	江蘇省江陰市鮑魚港路 38 号	214431	tel:0510-86855360 fax:0510-86106657	yz.jz.jy@public1.wx.jx.cn	N/A	任元林	主に 5 万 DWT 以下各種船舶の建造・修繕、3.5 万 DWT 以下船舶の解体等を行なう。
澄西船舶修船廠	江蘇省江陰市衡山路 1 号	214433	tel:0510-86109709 fax:0510-86109711	cssc.cxsy@public1.wx.js.cn	www.chengxi.com	胡金根	主に 30 万 DWT 以下船舶の修繕・改造、5 万 DWT 鋼船の建造、大型鉄鋼構造物の建造、海洋工程プラントの修繕・建造、機電設備の修繕・建造等を行なう。
江蘇省無錫船廠有限公司	江蘇省無錫市新惠路 18 号	214035	tel:0510-83708456 fax:0510-83703627	nwt70@wxship.com	www.wxship.com	王国東	主に曳船、旅客船、巡邏ボード、作業船、鉄鋼構造物等の建造を行なう。
江陰祥龍船舶工程有限公司	江蘇省江陰市通江北路 76 号	214433	tel:0510-86106658 fax:0510-86106657	jy.xlsc@public1.wx.js.cn	www.xlship.com.cn	閔仰光	主に船舶の修繕等を行なう。
南通中遠船務工程有限公司	江蘇省南通市中遠路 1 号	226005	tel:0513-85056200 fax:0513-83517539	ntoffice@cosco-shipyards.com	www.cosco-shipyards.com	王興如	主に各種船舶の修繕、各種船舶、港機械及びクレーン機械の建造・販売、陸用・船用金属構造物、船用機械の製造・販売及び関連サービス等を行なう。

企業名称	住所	郵便番号	電話・ファクス番号	E-Mail	HTTP	法人代表	主要業務
南通中遠川崎船舶工程有限公司	江蘇省南通市臨江路 117 号	226005	tel:0513-83500666 fax:0513-83514349	a.s@nacks.com	www.nacks.com.cn	徐凱	主に VLCC、SUEZMAX オイル船、5400TEU コンテナ船、47500~170000DWT バラ積み貨物船、500PCC 船、10000TEU コンテナ船等の建造を行なう。
南通熔盛重工集团有限公司	江蘇省南通市如皋港区	226532	tel:0513-87171118 fax:0513-87171101	gmaswc@tom.com	N/A	陳強	主に中大型バラ積み貨物船、ケミカル船、スエズマックス型オイル船、コンテナ船等船舶の建造を行なう。
江蘇新時代造船有限公司	靖江市敦義丹華港開処	214518	tel:0523-4259910	N/A	N/A	朱炳康	主に 10 万 DWT オイル船、バラ積み貨物船等船舶の建造を行なう。
江蘇舜天船舶有限公司	江蘇省南京市雨花台区寧南大道 21 号	210012	tel:025-52250244 fax:025-52251600	sumex@public1.ptt.js.cn	http://www.saintymarine.com.cn/marine/index.jsp	董启彬	主にコンテナ船、オイル船、はしけ等船舶の建造を行なう。
扬州舜天龍川船業有限公司	江蘇省江都市江都鎮鎮西村	225212	tel:0514-6893893 fax:0514-6893758	shipyard@sumex.com.cn	N/A	王軍民	主に鋼船の建造を行なう。
南通惠港造船有限公司	江蘇省启東市五倉港東首	226265	tel:0513-83716300、83662868 fax:0513-83716200、83664514	huigangshipyard@126.com	www.huigangship.com	張惠忠	主に 8 万 DWT 以下各種船舶、軸類、舵類、プロペラ、ブッシュ、冷却器、ろ過器、犠牲陽極等の建造・設計を行なう。
南通揚子江船廠	江蘇省南通市九圩港南首	226003	tel:0513-5568271 fax:0513-5568271	N/A	N/A	王志清	主に船舶の建造・修繕等を行なう。
南通市港闸造船廠	江蘇省南通市沿江路 11 号	226013	tel:0513-85565536 fax:0513-58861018	N/A	N/A	孟錦華	主に 3 万トン以下機関付船、はしけ船等を行なう。
江蘇省鎮江船廠有限責任公司	江蘇鎮江潤江路 8 号	212005	tel:0511-5637101 fax:0511-5637107	zjshipeb@pub.zj.jsinfo.net	N/A	郭琰	主に浚渫船、海洋作業船等の建造を行なう。
江蘇東方造船有限公司	江蘇靖江市十圩港口	214521	tel:0523-4630688 fax:0523-4630611	N/A	N/A	金鑫	主にデッキはしけ、2 万 DWT 浮きドック、2 万 DWT コンテナ船、2500DWT 作業船、6500DWT プロダクトオイル船等の建造を行なう。

企業名称	住所	郵便番号	電話・ファクス番号	E-Mail	HTTP	法人代表	主要業務
江蘇新世紀造船股份有限公司	江蘇省靖江市新港港口	214514	tel:0523-421511 fax:0523-4211573	Cxl@ncship.com.cn	Www.ncship.com.cn	袁凱飛	主に 30 万 DWT 以下民生用鋼船の設計・建造、鉄鋼構造物の建造等を行なう。
江蘇長博船務工程有限公司	江蘇省靖江市八圩港西首	214521	tel:0523-4635800 fax:0523-4635933	Cb-ship@chinashangbo.com	Www.cb-ship.com	陸俊明	主に船舶の建造・修繕、船用機械、鉄鋼構造物の建造等を行なう。
揚州五洋造船有限公司	江蘇省儀征市經濟開發区圣陶紗路	211400	tel:0514-346667 fax:0514-3463166	yzwyzc@yahoo.com.cn	http://china-wyzo.com	樂輝	主に船舶の建造・修繕等を行なう。
揚州大洋造船有限公司	江蘇省揚州市弯頭鎮茱萸路 18 号	225006	tel:0514-7294690 fax:0514-7294287	N/A	N/A	梁小雷	主に船舶の建造・修繕等を行なう。
江蘇省江都市船舶有限公司	江蘇省江都市樊川鎮繁荣路	225251	tel:0514-6691699	N/A	N/A	褚進標	主に船舶の建造・修繕等を行なう。
江蘇金陵船舶有限責任公司	江蘇省儀征市新城鎮十二圩沙河口	211400	tel:0514-3633924 fax:0514-3632997	N/A	http://zdf.yzzd.cn/jsjlb	馬必海	主に船舶の建造・修繕等を行なう。
南京長江油運公司紫金山船廠	江蘇省儀征市油港	211900	tel:025-58586321 fax:025-58586327	N/A	www.njtc.com.cn	陳懷彬	主に 9000DWT 以下各種船舶の修繕等を行なう。
淮安船舶建造有限公司	江蘇省淮安市清河区河堤路 140 号	223001	tel:0517-3943281 fax:0517-3943281	N/A	N/A	楊家寧	主に建造・修繕自重小于 1000T、船長小于 800M 且主機单機功率小于 1500KW 的各種船舶、金属构件加工、取り付け等を行なう。
杭州東風船舶建造有限公司	浙江省杭州市西湖区九溪珊瑚沙	310024	tel:0571-87091694 fax:0571-87091695	Dongfeng@hzdf.com	Www.hzdf.com	聂忠海	主に巡邏ボード、バラ積み貨物船、コンテナ船、工程クレーン船、深海吸(運)砂船、遠洋拖輪、エアクッション船、游艇及各種はしけ船等を行なう。
浙江造船有限公司	浙江省寧波市江南路 69 号	315040	tel:0574-8774568、87774547 fax:0574-87777738	Zjsynb@public.nbptt.zj.cn	N/A	梁小雷	主に 400TEU コンテナ船、5100DWT 多目的船コンテナ船、3500DWT プロダクトオイル船、2000 立方 LNG 船、4250DWT アスファルト船、5.1 万 DWT バラ積み貨物船等を行なう。
寧波恒富船業(集团)有限公司	浙江省寧波市北仑区白峰鎮前村	315813	tel:0574-86727099 fax:0574-86727099	service@sfo.cn	N/A	鄭先富	主に船舶の修繕・建造等を行なう。

企業名称	住所	郵便番号	電話・ファクス番号	E-Mail	HTTP	法人代表	主要業務
寧波市福明造船廠	浙江省寧波市江東北路底洪研	315040	tel:0574-87764087 fax:0574-87776747	shiprepair@fmshipyard.com	www.fmshipyard.com	徐惠德	主に FPR 救生艇、游艇及気脹式救生閥、船舶の建造・修繕等を行なう。
浙江揚帆船舶集團有限公司	浙江省舟山市普陀区魯家峙	316100	tel:0580-3053901、 3012168 fax:0580-3012979	Zjyfjt@mail.zsptt.zj.cn	Www.chinayangfan.com	徐裕康	主に 8 万 DWT 以下コンテナ船、車・客フェリー、超低温マグロ釣り船等の建造、各種遠洋漁船、作業船及び 125t 旋盤、大型船用部品の製造、1 万 DWT 以下オイル船、遠洋大型冷凍船、漁船等の修繕を行なう。
舟山市普陀区龍山船廠有限公司	浙江省舟山市普陀区六横鎮沙岙	316131	tel:0580-6688494 fax:0580-6089870	N/A	N/A	劉曇海	主に 3.5 万 DWT 以下各種貨物運送船舶、旅客船、作業船の修繕及び漁船の建造等を行なう。
舟山市台門港船舶建造・修繕有限公司	浙江省舟山市普陀区六横鎮台門台興路 23 号	316135	tel:0580-6070319 fax:0580-6071799	Zs8813@hotmail.com	N/A	王承豊	主に漁船の建造、船舶の修繕等を行なう。
舟山市鑫亜船舶建造・修繕有限公司	浙江省舟山普陀区六横鎮西浪咀	316131	tel:0580-6088888 fax:0580-6088111	xinyashipyard@xinyashipyard.com	www.xinyashipyard.com	周亜国	船舶の建造・修繕、船用機械等を行なう。
舟山市沥港船舶建造・修繕有限公司	浙江省舟山市定海区沥港港船廠路 12 号	316032	tel:0580-8050310、 8050308 fax:0580-8052168	Hudong8@mail.zsptt.zj.cn	www.zsslgbxz.56is.com.cn	俞永華	主に船舶の修繕等を行なう
舟山市船舶工業總公司	浙江省舟山市定海区人民南路 6 号	316000	tel:0580-2024595 fax:0580-2027927	195436@mail.zsptt.cn	N/A	翁文戈	主に船舶の解体・修繕・建造、船舶の設計等を行なう。
国营海東造船廠	浙江省台州市椒江区工人西路 114 号	318000	tel:0576-8051533 fax:0576-8051510	Haidong@360sky.com	Www.haidongship.com	王仙德	主に 1 万 DWT 以下各種鋼船の建造・修繕等を行なう。
浙江東方造船有限公司	浙江省樂清市七里港鎮馬道頭東路 10 号	325605	tel:0577-62672980 fax:0577-62671151	Business@dongfangship.com.cn	Www.dongfangship.com.cn	陳通考	主に船舶の建造・修繕等を行なう。
中国長江航運(集团)江東船廠	安徽省蕪湖市江東路 9 号	241001	tel:0553-3938888 fax:0553-5727119	Jdcc@china-csc.com	Www.jdshipyard.com	艾湖	主に各種船舶の建造・修繕、デッキ機械の建造等を行なう。

企業名称	住所	郵便番号	電話・ファクス番号	E-Mail	HTTP	法人代表	主要業務
蕪湖大江造船有限公司	安徽省蕪湖市長江路11号	241001	tel:0553-5726004* 3031 fax:0553-5727496	office@djzc.com	www.djzc.com	余鴻	主に5000DWT以下船舶の修繕・建造等を行なう。
蕪湖造船廠	安徽省蕪湖市長江路41号	241001	tel:0553-3828668 fax:0553-3845708	Zcciy@mail.ahwhpa.net.cn	Www.uhu.com.cn	吳發礼	主に3万DWT以下各種船舶の建造・修繕、各種鉄鋼構造物の、大型有色金属の鑄造等を行なう。
安徽省蚌埠淮河造船總廠	安徽省蚌埠市西市区淮上路	233000	tel:0552-4035658	N/A	N/A	錢懷夫	主に500~2000DWT鉄鋼質機関付はしけ、貨物はしけ、100kw~300kw鉄鋼製曳船等を行なう。
福建省船舶工業集团公司	福建省福州市台江区群众路27号	350004	tel:0591-83333736 fax:0591-83333201	Bgs@fsigc.com	Www.fsigc.com	趙琥	主に船舶の建造・修繕・解体、金属材料、建築材料、一般設備等の製造を行なう。
福安市馬頭造船有限責任公司	福建省福安市湾塢鄉馬頭	355006	tel:0593-6297588 fax:0593-6296136	mtcy@public.ndppt.fj.cn	www.mt-shipyard.com	張詩全	主に船舶の建造・修繕等を行なう。
福建省馬尾造船股份有限公司	福建省福州市馬尾船政路3号	350015	tel:0591-83682412 fax:0591-83682198	Maweisbd@public.fz.fj.cn	www.maweiship.com	董敬知	主に5万DWT以下各種貨物船の建造等を行なう。
福建省東南造船廠	福建省福州市經濟技術開發区建設路7号	350015	tel:0591-83985071、 83985069 fax:0591-83985070	Fses5070@pub6.fz.fj.cn	www.fses.com.cn	黄文定	主に1万DWT以下旅客船、運送船、作業船、コンテナ船、レジャー船、曳船、はしけ、漁船の建造・修繕等を行なう。
厦門中遠航務工程有限公司	福建省厦門市七星路208号金星大厦	361012	tel:0592-5115198 fax:0592-5115218	N/A	N/A	王在中	主に船舶の修繕、船用部品、ライフ・ラフトの検査・修理、金属構造物の加工・建造、関連部品の建造・修繕等を行なう。
泉州船舶工業有限公司	福建省泉州市豐澤区江濱路港務集团大厦	362000	tel:0595-22509030 fax:0595-22509030	N/A	N/A	蔡天真	主に船舶の建造・修繕等を行なう。
厦門船舶重工股份有限公司	福建省厦門市海滄投資区排頭	361026	tel:0592-6586859 fax:0592-6055720	Office@xsi.com.cn	Www.xsi.com.cn	趙金傑	主に各種船舶、海洋石油開發プラント、金属構造物及び部品の建造・取り付け、船舶の修繕等を行なう。

企業名称	住所	郵便番号	電話・ファクス番号	E-Mail	HTTP	法人代表	主要業務
龍海国安船業有限公司	福建省龍海市紫泥鎮紫泥村	363100	tel:0596-6515838、 6515889 fax:0596-6515988	Webmaster@guoanship.com.cn	Www.guoanship.com.cn	吳国安	主に1万DWT以下各種鋼船の建造・修繕、30m以下各種FRP船、鋼船、及び各種FRP鉄鋼製品の部品の設計・建造等を行なう。
龍海市造興船業有限公司	福建省龍海市紫泥鎮紫泥村	363100	tel:0596-6515879 fax:0596-6517098	zxship@163.net	N/A	吳清課	主に2000DWT以下鋼船の建造・修繕等を行なう。
龍海市玉枕造船有限公司	福建省龍海市海澄鎮西環路	363100	tel:0596-6730939 fax:0596-6730194	N/A	N/A	王宝枝	主に500DWT以下船舶の建造、3000DWT以下船舶の修繕、及び鉄鋼構造物工事の請負等を行なう。
龍海市海澄玉枕船舶建造・修繕廠	福建省龍海市海澄区玉枕村	363102	tel:0596-6730408 fax:0596-6730680	yxship@163.net	N/A	徐文達	主に500DWT船舶の建造、3500DWT船舶の修繕等を行なう。
友聯船廠(漳州)有限公司	福建省招商局漳州開發区	363105	tel:0596-6851192 fax:0596-6851281	N/A	N/A	周志禹	主に船舶の建造・修繕、金属構造物の建造等を行なう。
福安市馬頭造船有限責任公司	福建省福安市湾塢鄉馬頭	355006	tel:0593-6295886 fax:0593-6296136	Mtcy@public.ndp.tt.fj.cn	Www.matou-shipbuilding.com	張詩全	主に各種船舶の修繕、4万DWT以下各種船舶の塗装、鉄鋼構造物の修繕、4万DWT以下各種船舶の改造等を行なう。
福安市環澳船舶發展有限公司	福建省福安市下白石鎮村頭	355011	tel:0593-6872536 fax:0593-6878536	huanao@163.com	N/A	朱細松	主に船舶の建造・修繕・解体、船舶及び船舶材料の販売等を行なう。
福建省厦門造船廠	福建省厦門市海滄区排頭村	361012	tel:0592-2393089 fax:0592-2393089	N/A	http://xmzc.ccbip.und.cn	洪榮傑	主に船舶の修繕・建造、金属表面処理、塗装、着色、機械設備の加工・修繕等を行なう。
九江船舶工業公司	江西省九江市甘棠南路120号	332000	tel:0792-8221251 fax:0792-8218450	N/A	N/A	陳長松	主に2万DWT以下貨物船、オイル船、旅客船、漁船、レジャー船、コンテナ船及び各種作業船、FPRレジャー船、エアクッション船、機電設備等を行なう。
江西造船有限責任公司	江西省南昌市江南大道(老觀洲)	330025	tel:0791-6513621 fax:0791-6505835	Jiangxichuanye@sina.com	Www.chinajxzc.com	程宗順	主に各種船舶の建造・修繕等を行なう。

企業名称	住所	郵便番号	電話・ファクス番号	E-Mail	HTTP	法人代表	主要業務
九江銀星船舶有限公司	江西省星子県翠花路1号	332800	tel:0792-2671828 fax:0792-2671368	Business@yinxing.cn	www.yinxing.cn	董礼芳	主にオイル船、ケミカル船等の建造を行なう。
江西江新造船廠	江西省九江市湖口県823信箱	332501	tel:0792-6320511 fax:0792-6321943	Jxsy@public1.jjptt.jx.cn	N/A	陳火焰	主に 3000DWT 以下各種船舶、FRP 製品、鉄鋼構造物の建造等を行なう。
山東省船舶工業公司	山東省済南市歴下区解放路134号	250013	tel:0531-86988961 fax:0531-86962218	N/A	N/A	曹惠恩	主に船舶の建造、船舶の解体、船舶工業に必要な材料、船用機械機器メーカーの販売、船舶関連技術コンサルティング等を行なう。
青島北海船舶重工有限責任公司	山東省青島経済技術開発区漓江東路369号	266520	tel:0532-86756187 fax:0532-86756199	Bhbsns@public.qd.sd.cn	Www.bhshipyard.com.cn	陳靖	主に船舶の建造、船舶の修繕・改造、海上プラットフォームの建造・修繕、大型金属構造物及鉄鋼製橋フレームの建造、FPR ライフ・ラフト、作業船、レジャー船及び旅客船の設計・建造、FPR 製品の建造、船用デッキ機械の建造、非標準機械設備の建造等を行なう。
青島現代造船有限公司	山東省済南市霊山衛鎮	266427	tel:0532-3183333 fax:0532-3182618	lscy@public.qd.sd.cn	Www.lsshipyard.com	田祥曇	主に 8000DWT 以下貨物船、旅客船、作業船の建造、2万 DWT 以下各種船舶の修繕・改造等を行なう。
大宇造船海洋(山東)有限公司	山東省烟台市	264006	tel:0535-3082402 fax:0535-3081069	Tengxd@dsme.co.kr	Www.dsme.cn		主に船舶の建造等を行なう。
青島遠洋船務工程有限公司	山東省青島市小港路44号	266011	tel:0532-82834805 fax:0532-82834805	Coscoqdshipyard@163169.net	www.coscoqdshipyard.com	孫文田	主に船舶の修繕、船用防腐装置、高圧ゴムパイプの製造等を行なう。
山東榮成造船工業有限公司	山東省榮成市石島鎮黄海南路288号	264309	tel:0631-7381744 fax:0631-7381744	Rczaochuan@163169.net	www.rczaochuan.com ww.rcshipyard.cn	卞寿民	主に各種規格の FPR 漁船、作業船、レジャー船等の建造を行なう。

企業名称	住所	郵便番号	電話・ファクス番号	E-Mail	HTTP	法人代表	主要業務
山東省黄海造船有限公司	山東省栄成石島黄海中路 18 号	264309	tel:0631-7381878 fax:0631-7381613	Hhsbc@wh-public.sd.cninfo.net	Www.huanghaiship.com	張灿剛	主に各種船舶、各種船用機械、漁業機械、鉄鋼構造物の建造・修繕等を行なう。
烟台萊佛士船業有限公司	山東省烟台市芝罘区芝罘東路 70 号	264000	tel:0535-6801451 fax:0535-6801260	Shipyards@yantairaffles.net	Www.yantai-raftles.com	章立人	主に各種作業船及び豪華レジャー船、圧力容器、海上石油開発プラントの設計・建造等を行なう。
青島造船廠	山東省青島市市南区四川路 25 号	266002	tel:0532-82658715 fax:0532-82680665	Qca@qdshipyards.com	Qdshipyards.com	張兰昌	主に 5000DWT コンテナ船、バラ積み貨物船、オイル船、プラットフォームサプライ・ベッセル、公務船、曳船、高速ボードの建造、1000DWT 船舶の修繕等を行なう。
青島市東風船廠	山東省青島市嶗山区沙子姜各莊前湾	266102	tel:0532-88807718 fax:0532-88807718	Dfc-7718@126.com	N/A	于建林	主に 3000 トン以下貨物船、オイル船の建造・修繕、浚渫船、大馬力漁船及び各種作業船の建造・修繕等を行なう。
青島前進船廠	山東省青島市濰澤四路 15 号	266001	tel:0532-82618752 fax:0532-82618752	N/A	N/A	周洪順	主に船舶の建造・修繕、大型鉄鋼構造物の建造等を行なう。
山東威海船廠	山東省威海市環翠区海濱北路 95 号	264200	tel:0631-5322661 fax:0631-5321424	busi@wh-shipyards.com	www.wh-shipyards.com	王光軍	主に 3 万 DWT 以下船舶の建造・修繕等を行なう。
武漢船舶工業公司	湖北省武漢市江漢路 250 号	430013	tel:027-82815856 fax:027-82836146	Cstewh@public.wh.hb.cn	N/A	岳伝才	主に船舶、機械設備、機器メーター等製品の建造・修繕・取り付け等を行なう。
武昌造船廠	湖北省武漢市紫陽路 2 号	430060	tel:027-68887710 fax:027-88314876	Wsftd@vip.163.com	Www.wuchuan.com.cn	呂大長	主に海洋石油開発サービス用作業船、大型橋フレーム鉄鋼構造物、建築鉄鋼構造物、大型水工事機械設備、圧力容器等を行なう。
中国長江航運集團船舶工業部	湖北省武漢市沿江大道 69 号	430021	tel:027-82766165 fax:027-82763364	Shipbuilding@china-csc.com	N/A	董家興	主に 5 万 DWT 以下貨物船、ケミカル船、オイル船、LPG 船、コンテナ船及び浮きドック等を行なう。

企業名称	住所	郵便番号	電話・ファクス番号	E-Mail	HTTP	法人代表	主要業務
中国長江航運集團青山船廠	湖北省武漢市青山区船廠新村	430082	tel:027-86514371 fax:027-86511682	Ciccqss@public.wh.hb.cn Qingshanshipyard@163.net	Www.qingshanshipyard.com	易崇錫	主に 5000DWT～2 万 DWT のコンテナ船、レジャー船、ケミカル船、オイル船、旅客船、大型浮きドック、曳船等船舶の建造、ディーゼルエンジン部品、デッキクレーン機械、大型金属構造物、圧力容器の製造等を行なう。
武漢南華高速船舶工程股份有限公司	湖北省武漢市武昌区白沙洲	440064	tel:027-88138818 fax:027-88118878	Bd@nanhuaship.com	Www.nanbuaship.com	陳宗良	主に各種中小型高速旅客船、公務船、漁船、多目的船、貨物船及び特種船舶の設計、建造等を行なう。
中国長江航運集團宜昌船廠	湖北省宜昌市西陵区西坝和平路14号	443002	tel:0717-6271304 fax:0717-6271058	Yccc@china-csc.com	Www.ycyard.com	陳建設	主に 1.2 万 DWT 以下コンテナ船、旅客船、はしけ船、作業船の建造、船舶の修繕、内燃機関部品の製造等を行なう。
湖南省長沙船舶廠	湖南省長沙市觀沙嶺	410013	tel:0731-8809527 fax:0731-8809931	sales@hunan-ship.com	www.hunan-ship.com	王勇	主に船舶の設計・建造、鉄鋼構造物の建造・取り付け、圧力容器、機械及び部品、精密鑄造等を行なう。
湖南省益陽船舶廠	湖南省益陽市会龍路353号	413000	tel:0737-4260939 fax:0737-4261874	Yysy1234@21cn.net	www.yiyang.gov.cn/yysy	黄仁柱	主に作業船、油圧製品の建造等を行なう。
中船集團廣州船舶工業公司	広東省廣州市海珠区革新路126号8楼	510250	tel:020-84377425 fax:020-84278293	N/A	N/A	余宝山	主に民生用船舶、船用設備、海洋工程プラント機械電子設備の開発、建造、修繕、等を行なう。
廣州廣船國際股份有限公司	広東省廣州市芳村区芳村大道南40号	510382	tel:020-81896411 fax:020-81871575	Gsi@chinagsi.com	Www.chinagsi.com	李柱石	主に船舶の建造、修繕、大型橋フレーム及び建築鉄鋼構造物、港機械、油圧旋盤設備、圧力容器の製造等を行なう。
廣州文冲船廠有限公司	広東省廣州市黄浦区文船路1号	510727	tel:020-82389933 fax:020-82399338	MARKET@GWS.COM	www.wenchongshipyard.com	徐国慶	主に 3 万 DWT 以下各種船舶の建造、20 万 DWT 以下船舶の修繕、港機械、クレーン機械、橋フレーム構造物及び建築鉄鋼構造物の製造等を行なう。

企業名称	住所	郵便番号	電話・ファクス番号	E-Mail	HTTP	法人代表	主要業務
広州黄埔造船有限公司	広東省広州市黄埔区長洲街	510715	tel:020-82201526 fax:020-82201387	Hpsygz@pub.guangzhou.gd.cn	www.csschps.com	陳妙根	主に各種貨物船、工作船、作業船、各種アルミ高速船、鉄鋼構造物、大型港機械の建造等を行なう。
広東新中国船廠有限公司	広東省広州市赤岡区芸苑路229号	510310	tel:020-84204239 fax:020-84219621	Neioship@public.quangzhou.dg.cn	Www.newship.com.cn	劉偉清	主に 3000DWT 以下普通船舶と特種船舶の建造・修繕、FPR 製品、環境設備の製造、高速ディーゼルエンジンの修繕、アルミ合金船の建造・修繕等を行なう。
英輝南方造船(広州番禺)有限公司	広東省広州市番禺区大石鎮沙溪村西寧路40号	511430	tel:020-84584282 fax:020-84583678	Tyy@afaisouth.com	Www.afaisouth.com	林建清	主に金属(アルミ合金)船舶の建造、修繕、金属構造物の加工・販売等を行なう。
広州市番禺市靈山船廠	広東省番禺市靈山镇第二工業開發区	511473	tel:020-84998800 fax:020-8499052	Info@lsshipyard.cn	Www.lsshipyard.cn	羅超能	主に多目的船、作業サプライ・ベッセル、曳船、作業船、交通船の設計、建造等を行なう。
中海工業有限公司菠蘿廟船廠	広東省広州市黄埔区菠蘿廟	510730	tel:020-82219035 fax:020-82219248	blmsy@csgcic.com	www.csgcic.com	莫理	主に船舶の修繕、機械の加工等を行なう。
広州航道局船舶修建廠	広東省広州市海珠区振興大街12号	510290	tel:020-84166337 fax:020-84167066	shipyard@chec-gdc.com	www.chec-gdc.com	陸達明	主に民生用鋼船の建造、金属構造物、建築用金属模型、船用部品の製造、船舶の修繕、工業設備、建築機械設備の修理、船舶技術コンサルティングサービス等を行なう。
中海工業有限公司城安園船廠	広東省広州市海珠区滘滘振興大街10号	510290	tel:020-34234218 fax:020-84358717	Cawtsy@csgcic.com、 Cawshipyard@21cn.com	Www.chinacawshipyard.com	肖偉哲	主に船舶の修繕・改造、金属構造物の建造、機械加工、船用消防用品の製造、船舶の解体、船舶厚みの測定、船用計量具の検査・測定等を行なう。
広州華南船舶建造・修繕廠	広東省広州市黄埔区長洲街	510715	tel:020-82201250 fax:020-82201250	N/A	N/A	陳家河	主に船舶の建造・修繕、機械加工、ディーゼルエンジンの修繕、ディーゼルエンジンポンプの建造、船用ディーゼルエンジン部品の製造等を行なう。

企業名称	住所	郵便番号	電話・ファクス番号	E-Mail	HTTP	法人代表	主要業務
友聯船廠(蛇口)有限公司	広東省深圳市蛇口三突堤連洋路	518068	tel:0755-26869999 fax:0755-26684860	yiuliansk@yiulian.com	www.yiulian.com	周志禹	主に船舶の修繕、ボーリングプラットフォーム及び海洋鉄鋼構造物の修繕等を行なう。
深圳江輝船舶工程有限公司		518067	tel:0755-26829158 fax:0755-26695359	Sales@integritytrawlers.com	Www.jh-boat.com	邵任钦	主に豪華旅客船、レジャー船と高速船の設計・製造・販売等を行なう。
中山市順風船廠有限公司	広東省珠海市灣仔石角咀	519030	tel:0756-8821391 fax:0756-8822860	N/A	N/A N/A	郭木興	主に船舶の修繕等を行なう。
湛江海濱船廠	広東省湛江市海濱三路 56 号	524009	tel:0759-3187888 fax:0759-3370988	Zjhbard@163.com	www.haibin.und.com.cn	李鈿峰	主に船舶の修繕、中小型船舶の建造、船舶の設計、各種機械部品、鋳造物及び大馬力ディゼルエンジンシリンダースリーブ関連製品の製造等を行なう。
湛江造船廠	広東省湛江市霞山区创新路 21 号	524005	tel:0759-2226065	N/A	N/A	陳沈貞	主に 1000DWT 以下各種貨物船の建造、漁船及び自動車フェリー、1 万 DWT 以下各種船舶の修繕等を行なう。
汕頭大洋船舶工業總公司	広東省汕頭市金園区海濱路 59 号	515041	tel:0754-8567016 fax:0754-8534173	industry@pub.shantou.gd.cn	N/A		主に小水線面積双胴船、公務船等の建造、3000DWT 以下船舶の設計・建造、1500DWT 以下船舶の修繕、鉄鋼構造物の建造等を行なう。
汕頭經濟特區江南船舶建造・修繕廠	広東省汕頭市紅領巾路大洋集团公司内	515041	tel:0754-8567016 fax:0754-8534173	N/A	N/A	謝家驥	主に 3000DWT 以下各種船舶の設計、建造・修繕、大型鉄鋼構造物の製造等を行なう。
順德華興船廠	広東省順德市大良鎮飛鵝岡	528300	tel:0765-2637517 fax:0765-2637517	huaxing7817@vip.163.com	N/A	陳伝貴	主に各種船舶、ハッチカバー及び艤装品の設計、建造、修繕等を行なう。
広西西江造船有限公司	広西梧州市塘源路 35 号	543004	tel:0774-2061946 fax:0774-2061593	N/A	N/A	韩又洲	主に船舶の修繕等を行なう。

企業名称	住所	郵便番号	電話・ファクス番号	E-Mail	HTTP	法人代表	主要業務
梧州港航船舶建造・修繕有限公司	広西梧州市塘源路 38 号	543004	tel:0774-2061436	N/A	N/A	姜群	主に船舶の建造・修繕等を行なう。
北海桂船船舶建造・修繕工程有限公司	広西北海市前進里 12 巷 22 号	536000	tel:13317745555	N/A	N/A	姜斌	主に船舶の建造・修繕等を行なう。
国营西江造船廠	広西柳州市魚峰区東環路 4 号	545006	tel:0772-3160466 fax:0772-3162965	Jycl@xjshipyard.com	Www.xjshipyard.com	郭亜斌	主に鉄鋼、アルミ高性能船舶、民生用船舶の設計・建造、圧力容器、構造物の製造等を行なう。
国营広西壮族自治区梧州造船廠	広西梧州市塘源路 35 号	543001	tel:0774-2061946 fax:07742061593	wuchuanhuang@sina.com	www.wz.cei.gov.cn	陳志煥	主に 5000DWT 以下各種船舶、アルミ合金高速旅客船の建造・修繕、鉄鋼及びアルミ質構造物の製造等を行なう。
広西桂江造船廠	広西梧州市万秀区錢監路 54 号	543004	tel:0774-5824991 fax:0774-5824999	g.j.ship@public.glptt.gx.cn	N/A	謝偉賢	主に 3000DWT 以下各種貨物船の建造・修繕、圧力容器、鉄鋼構造物の製造等を行なう。
重慶船舶工業公司	重慶市江北区南橋寺	400021	tel:023-67669009 fax:023-67669010	4215@cqcsic.com	www.cqcsic.com	楊本新	主に船舶、ディーゼルエンジン及び部品の建造等を行なう。
重慶東風船舶工業公司	重慶市江北区唐家沱東風一村 1 号	400026	tel:023-67782185 fax:023-67782332	Sale@dfship.com、Dfship@sohu.com	Www.dfship.com	何喜曇	主に旅客船、各種鋼船、特種船舶の建造・修繕・設計、ディーゼルエンジン及び部品の製造、陸用鉄鋼構造物の建造を行なう。
国营重慶造船廠	重慶市南岸区広陽鎮明月沱	401339	tel:023-62490053 fax:023-62490888	429@cqcsic.com	N/A	余礼明	主に 4000DWT 以下各種船舶の建造・修繕、アルミ製品の製造を行なう。
中国長江航運集團川江船廠	重慶市長寿区晏家沱	401254	tel:023-40721207 fax:023-40721333	Cjcccb@163.com	Www.csc-cjcc.cn	吳躍	主に各種内河旅客船、貨物(はしけ)船、曳船及び各種特種船舶の建造・修繕、設計を行なう。
国营川東造船廠	重慶市涪陵区李渡鎮	408102	tel:023-72145288 fax:023-72145212	432@cqcsic.com	Www.ccizcc.com	秦培良	主に 6000DWT 以下各種船舶の建造・修繕、大型橋フレーム鉄鋼構造物、船用ハッチカバーの建造を行なう。

企業名称	住所	郵便番号	電話・ファクス番号	E-Mail	HTTP	法人代表	主要業務
重慶長江輪船公司 江渝船廠	重慶市南岸区玄壇廟海獅路 70 号	400062	tel:023-62883743 fax:023-62883743	Cq.dfjycc@tom.com	N/A	周澤倫	主に船舶の建造、修繕、船用機械の製造を行なう。
四川省船舶工業總公司	四川省宜賓市新村	644003	tel:0831-8271149 fax:0831-3270006	N/A	N/A	蔣祿仲	主に民生用鋼船の建造等を行なう。
重慶輪船總公司 瀘州船廠	四川省瀘州市茜草壩	646006	tel:0830-3580065 fax:0830-3580065	Bangongshi0065@sohu.com	N/A	吳飛	主に船舶の建造・修繕等を行なう。

出所：収集・整理により



この報告書は競艇の交付金による日本財団の助成金を受けて作成しました。

中国における造船産業に関する  
政策・法規制調査報告書

2008年（平成20年）3月発行

発行 社団法人 日本中小型造船工業会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-15-16 海洋船舶ビル  
TEL 03-3502-2063 FAX 03-3503-1479

本書の無断転載、複写、複製を禁じます。

中国における造船産業に関する政策・法規制調査報告書

二〇〇八年三月